

20140901 商局 第 3 号

平成 26 年 10 月 22 日

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する
法律及び関係政省令の運用及び解釈について

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、同法施行令、手数料令及び施行規則等の運用及び解釈を別添 1 から 5 までのとおり定めたので、通知する。

別添 1 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の運用及び解釈について

別添 2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令の運用及び解釈について

別添 3 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料令の運用及び解釈について

別添 4 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について

別添 5 液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用及び解釈について

別添1 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の運用及び解釈について

第2条（定義）関係

1. 第1項中「主成分とするガス」とは、プロパン、ブタン又は政令で定める炭化水素を含むガスであって、これらのガスの合計が、常用の温度における重量比で、他のいずれの一種類に属するガスより小さくないものをいう。
2. 第1項中「その充てんされた容器内又はその容器に附属する気化装置内において気化したものを含む。」とは、容器中のいわゆる気相部のガス及び容器に附属する気化装置内において気化したガスを含むことの意味であり、念のための規定である。

なお、本法における「容器」とは、高圧ガスが充てんされるものをすべて含む。
3. 第2項中「生活の用に供する」とは、消費生活の主体として使用することであり、具体的には、冷暖房用、飲食物の調理用、風呂等の湯沸し用を使用することをいう。
4. 第2項中「生活の用に供する一般消費者」には、船舶内で業務のため冷暖房、飲食物の調理、湯沸しのために液化石油ガスを使用する者は含まれないが、生活の本拠を船舶内におくいわゆる水上生活者であって液化石油ガスを使用する者は含まれる。
5. 同一の貯蔵設備の中の液化石油ガスを、例えば、生活の用と工業用とに使用している者は、当該液化石油ガスを主として工業用に使用している場合は高圧ガス保安法の規制の対象となり、主として生活の用に使用している場合は、本法の一般消費者等に該当し、本法の規制の対象となる。
6. 第3項中「液化石油ガス販売事業」とは、次の各形態による事業をいう。
 - ① 液化石油ガスであって容器に充てんされているものを一般消費者等に販売する事業
 - ② ガスメーターを使用して一般消費者等が消費した液化石油ガスのみについて代金を受領する販売をする事業
7. 第4項中「供給設備」は、液化石油ガス販売事業者の所有物である必要はない。したがって、一般消費者等又は第三者が所有している設備であっても、省令で定める定義に該当する設備であれば、すべて「供給設備」である。

また「船舶」とは、船舶安全法の適用を受けるか否かを問わず自力航行能力を有する社会通念上の船舶すべてをいう。

第5項中「船舶」も同意語である。
8. 第5項中「消費設備」とは、調整器（質量販売に係るものに限る。）、ゴム管、配管及び燃焼器等配管によって接続されたもの並びに燃焼器の付属装置をいう。

第3条（事業の登録）関係

1. 「販売所」とは、通常の場合において取引（契約）が成立する（取引が成立しているか否かは、通常、取引条件が決定されているか否かによって認定されよう。）所をいいその場所からさらに他の場所に連絡され、他の場所から現品が供給されるというような事情があっても、その場所において取引が成立する限り、当該場所は販売所である。
2. 高圧ガス保安法第5条の許可を受けている者であっても、一般消費者等に対し液化石油ガスを販売する事業を行おうとする場合には、本法第3条の登録を受けなければならない。
3. 第4項中「第4条第1項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面」は、申請者（法人にあっては代表者）が誓約したものでなければならない。

第4条（登録の拒否）関係

第1項第4号中「業務を行う役員」とは、株式会社の取締役、合名会社の業務執行社員等をいい、法人の業務の監査に当たる者は、法人の役員ではあるが、ここにいう「業務を行う役員」には該当しない。

第7条（標識の掲示）関係

本条の掲示は、法第3条第1項の登録を受けた後にその事業を開始する時までに掲げさせるものとする。

第8条（販売所等の変更の届出）関係

1. 「事項を変更したとき」とは、法第3条第2項第3号に係る事項については、その変更の内容が規則第14条各号の基準に不適合になる可能性のある場合のものをいい、例えば、貯蔵施設に係る同一材料での屋根のふきかえは含まれない。法第3条第2項第4号に係る事項については、保安業務区分ごと販売所ごとに保安機関を変更したときには、届出が必要である。
2. 会社等の組織変更、例えば株式会社⇔持分会社（会社法第743条）の場合は、本条に基づき届出書を提出すれば、法第3条の登録を受ける必要はないが、個人名義で第3条の登録を受けていた者が事業体を法人化する場合には新たに登録が必要である。

第10条（承継）関係

本条は、事業の全部を譲渡し又は相続若しくは合併があった場合を新規の登録の特例として認めているものであり、例えば、一部の販売所に係る事業の譲渡しの場合は、法第3条第1項の登録又は法第8条の販売所等の変更の届出（必要に応じて法第36条第1項の許可）が必要である。

事業の全部の譲渡とは、被承継者の液化石油ガスの販売に係るすべての事業について譲り渡すことであり、すべての販売所について営業権、店舗及び貯蔵施設、従業員、帳簿等を譲り渡すことをいう。

相続とは、その事業の包括承継のみを意味し、分割承継は含まない。

第11条（貯蔵施設）関係

「自己の用に供する液化石油ガスの貯蔵施設を所有し、又は占有しなければならない」とは、単に自ら所有し、又は占有しているのみでは足りず自ら使用しうる状態、条件で所有し、又は占有しなければならない。例えば、所有はしているが、他人に貸している場合は、本条には該当しない。

第13条（規格に適合しない液化石油ガスの販売の禁止等）関係

第1項中「適合しない液化石油ガスの一般消費者等に対する販売（液化石油ガスを一般消費者等に現に引き渡しその消費された液化石油ガスのみについて代金を受領する販売の場合には、引渡し）をしてはならない。」とは、指定製造事業者制度が廃止されたことに伴い、規格に適合する液化石油ガスを液化石油ガス販売事業者は自らの責任において販売しなければならないことをいう。

第14条（書面の交付）関係

1. 第1項中「販売契約を締結したときは」とあるが、販売契約自体の成立要件、契約様式については、本条は制限を加えていない。すなわち、口頭の約束でも契約は成立する。本条は契約が成立したときに、書面を交付すべきことを定めるのみである。契約内容が1回限りの販売に係るものであると、長期にわたるものであるとを問わない。
2. 第1項中「書面」は、契約書であることは必要でない。販売事業者が一方的に交付するものでよい。ただし、取引条件の記載については後日争いがあった場合、一般消費者等の側で援用することは可能であろう。また、販売事業者が、本書面を正副2通作成し、一般消費者等の認印をもらい、1通を保存すれば、販売事業者もこれを援用しうることとなるが、本条はこのようなことを禁止するものではない。
3. 第1項中「交付しなければならない」とは、販売事業者に交付義務を課しているだけであって販売事業者に対する交付請求権が一般消費者等にあることを意味するものではない。ただし、契約上の交付請求権の発生を妨げるものではない。
4. 第1項第2号中「液化石油ガスの引渡しの方法」としては、容器に充てんされている液化石油ガスを一般消費者等に引渡す場合には、「継続的消費に支障を生じないように遅滞なくかつ、配管に接続して」液化石油ガスを引渡す

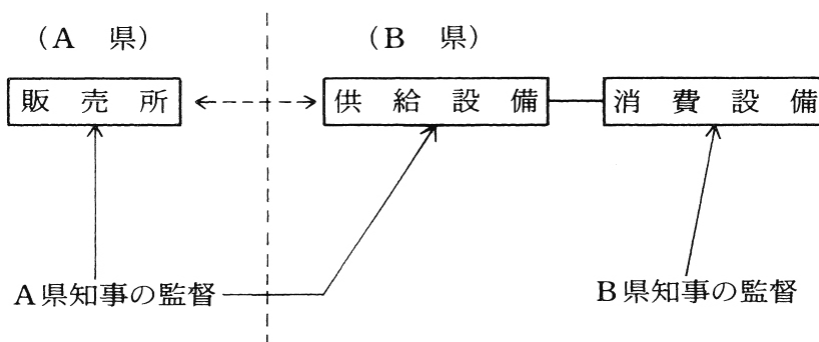
旨を具体的に記載することとし、容器に充てんされている液化石油ガスを一般消費者等に引渡さない場合には「計画的な容器の交換等により、一般消費者等の継続的消費に支障を生じないよう遅滞なく」液化石油ガスを引渡す旨を具体的に記載することとする。

5. 第1項第3号に規定する「供給設備及び消費設備の管理の方法」として、消費者が供給設備の取外しを行う場合には、保安の確保のため当該供給設備に係る販売事業者に連絡しなければならない旨記載させることとする。
6. 本条の書面に第1号から第6号までに掲げる事項以外の事項をあわせて記載することは差し支えない。

特に、当該販売事業者の保安サービスの内容（消費者宅の調査点検の毎年実施、全消費者宅へのヒューズガス栓設置等）についてもあわせて記載するよう指導されたい。

第16条の2（基準適合義務等）関係

第2項の命令は、図のような場合、B県にある供給設備についてはA県知事が行使することとなる。したがって、供給設備と消費設備の監督行政庁が異なることとなるが、緊急時等において、一般消費者等が不便を生じないよう関係都道府県間でこのような設備の所在地等につき十分連絡を図られたい。



第17条（勧告等）関係

1. 本条は、現在の液化石油ガス販売事業が

- (1) 短期間に急激に拡大した。
- (2) 企業数が非常に多く、他面、企業規模は小さい。
- (3) 流通機構が複雑である。

等の特殊な条件下にあるため、不当ないし異常な事業活動が行われ易い状態にあり、これについては一律的な基準では律し切れないと考えられたため設けられた規定であり、経済産業大臣の権限は必然的に、相当広汎である。このため、その発動には、あらかじめ産業構造審議会の意見を聞くことになっている。

なお、当面は、これらの発動を要すると考えられる事態がある場合には、その旨を本省に報告されたい。

2. 第1項中「事業の運営が適正を欠いているため、液化石油ガスによる災害の発生の防止又は一般消費者等の利便の確保に支障を生じ、又は生じるおそれがある場合」として予想されるものを例示すれば、次のとおりである。ただし、これらは、いずれも、原則として、その「不当性」、「異常性」が著しいものに限り本条の勧告の対象となる。

(1) 貯蔵施設の貯蔵能力が不十分な場合

貯蔵施設が事業規模に見合った大きさでない場合

容器の貯蔵、管理を適正ならしめ、また一般消費者等に対する液化石油ガスの円滑な供給を確保するため、貯蔵施設を拡張又は増設させる必要がある。

(2) 従業員の数が不足し、又はその資質が不適当な場合

例えば兼業企業の場合、兼業部門と共通の従業員配置をすることが多く、この場合には、しばしば人手不足のしわが寄せられ、また液化石油ガスの取扱作業に適さない従業員を使用することがあるので、そのような場合には、従業員の配置等につき改善させる必要が生じる。

(3) 契約期間を著しく短期間とする販売を行っている場合

顧客の争奪のため、スポット売りの販売攻勢を行うことがあるが、極端な場合には、法第27条第1項第2号の規定を無意味にするので改善させる必要がある。

第18条（保安教育）関係

第1項中「保安教育」としては、少なくとも高圧ガス保安協会が行う保安講習会に参加させるとともに、第2項に基づいて高圧ガス保安協会が作成する「保安教育を施すに当たって基準となるべき事項」を基にして作業標準を作成することが必要であることとして指導されたい。

第19条（業務主任者）関係

1. 同一の販売所において高圧ガス保安法第28条第1項の販売主任者と兼務することは認めるものとする。ただし、その職務が過大になって実行できない場合には、第1項の「職務を行わせなければならない」の規定に違反することになる。

2. 第1項中「職務を行わせ」とは、業務主任者を選任するだけでなく、実際に業務主任者としてその職務を行うことを命じ、その職務を行うことができる部署に配置し、職務を行うことができる環境を整備し、業務主任者がその職務を怠るときは、これを督励し、その職務を行わせることである。

販売事業者がこれを怠るときは、第1項の規定に違反となる。

第21条（業務主任者の代理者）関係

1. 第1項中「あらかじめ」については、原則として「業務主任者の選任と同時に」として運用する。
2. 第1項中「旅行、疾病その他の事故によって、その職務を行うことができない場合」とは、相当長期にわたる職務遂行不可能の場合をいい、一時的な不在等の場合は、業務主任者はなお、その職務遂行中とする。
3. 第1項中「代行させなければならない」については、2. に記したような相当長期にわたる業務主任者の職務遂行不可能の事態が生じたときに、液化石油ガス販売事業者は、その旨及び業務主任者の職務を代行すべきことを業務主任者の代理者に命ずべきものとする。

第23条（廃止の届出）関係

本条の規定による届出は事業全体に係るものである。

第27条（保安業務を行う義務）関係

1. 第1項第1号及び第2号は、保安機関に点検・調査等の義務を課するにとどまり、一般消費者等に点検・調査請求権があることを意味するものではない。ただし、契約上の点検・調査請求権の発生を妨げるものではない。
2. 第1項第2号により、保安機関は、一般消費者等に対し消費設備を基準に適合するようにするためにとるべき措置等を通知する責任を持つが、通知を受けて消費設備の改善等を行うか否かは、一般消費者等の任意である。
しかしながら、一般消費者等が消費設備の改善等を行わず、それにより災害の発生するおそれが著しく高いと認められる場合には、当該一般消費者等の住所を管轄する都道府県に当該事由を連絡するよう保安機関及び販売事業者を指導するとともに、必要に応じ当該消費者に対し法第35条の5の規定による基準適合命令をかけることも含め、適切な措置を講じられたい。
3. 第1項第4号中「災害が発生し」とは、現にガスが漏えいし、着火した事態等をいい、「発生するおそれ」とは、例えば①ガスが漏えいしているが未だ発火、爆発に至っていない場合、②燃焼器の燃焼状態が異常な場合等をいう。

また、「これに対する措置」とは、災害の発生の防止、災害の鎮圧若しくはそれによる被害の拡大防止のため必要であって、かつ、実行可能な範囲のものに限り、それ以外は「これに対する措置」ではない。なお、明文の規定はないが、自分自身の安全が保証されない等正当な理由があれば、本項の業務は免除される。

第29条（認定）関係

1. 第1項中「経済産業省令で定める保安業務の区分（以下「保安業務区分」という。）に従い」とは、保安業務を行おうとする者が、規則第29条で定

める保安業務区分のうち、いずれか一つの区分の業務のみを行う場合であっても、法第29条第1項の認定の申請をすることができる旨を規定したものである。

2. 第1項中「二以上の都道府県の区域に設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行う場合」とは、保安業務の対象となる一般消費者等に対して液化石油ガスの販売を行っている販売所が、二以上の都道府県にまたがって分布している場合をいう。

(1) 保安業務に係る販売所が、一の都道府県のみ存在するか、二以上の都道府県にまたがって存在するかによって申請先が決まるのであるから、販売所が同一の液化石油ガス販売事業者のものであるか否か、また保安業務の区分が都道府県ごとに異なるか否かを問わず、販売所が二以上の都道府県にまたがっていれば経済産業大臣に認定の申請をすることとなる。

(2) 申請先は、保安業務の委託の契約が締結される相手方たる液化石油ガス販売事業者の「販売所」の所在地によって決定されるのであって、「保安機関の事業所」の所在地によって決定されるものではない。

3. (1) 法第29条第1項の認定を行うのは経済産業大臣又は都道府県知事であるが、この認定は、保安業務を行う者ごとに一の行政庁が行うこととする。

(2) その保安業務に係る販売所が一の都道府県の区域内のみに存在する保安機関が、新たに別の都道府県の区域内に存在する販売所についても保安業務を行う場合は、法第35条の4において準用する法第6条の規定により、当該保安機関はその行おうとするすべての保安業務区分について、経済産業大臣の認定を受けなければならない。同様に、既に認定を受けている保安業務区分のうち一部の区分を廃止すること等により、保安業務に係る販売所が二以上の都道府県から一の都道府県の区域内のみに存在することとなった場合も、当該保安機関は、その行おうとするすべての保安業務区分について、改めて都道府県知事の認定を受けなければならない。

4. 第3項中「保安業務に係る一般消費者等の数」とは、その保安機関が保安業務を行おうとする一般消費者等の数をいい、実際に保安業務を行う一般消費者等の数とは異なってよい。

なお、実際に申請された一般消費者等の数が、認定を受けようとする申請者の事業所ごとに有する技術的能力（規則第37条第4号に規定する保安業務資格者の数及び規則第31条第2号に規定する保安業務用機器の保有状況等）からみて受託可能な数でなければ、法第29条第1項の認定はされないこととなる。

第30条（欠格条項）関係

1. 罰金以上の刑に処せられた者が刑の執行を猶予され、猶予の言渡しを取り消されることなく猶予期間を経過したときは、刑法第27条により刑の言渡しはその効力を失うことから、本条第1号には該当しなくなる。
2. 第4号中「業務を行う役員」とは、株式会社の取締役、合名会社の業務執行社員、公益法人の理事等をいい、法人の業務の監査に当たる者は、法人の役員ではあるが、ここにいう「業務を行う役員」には該当しない。

第31条（認定の基準）関係

1. 第3号中「その役員又は法人の種類に応じて経済産業省令で定める構成員の構成が保安業務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれ」がある場合とは、原則として、役員及び構成員のうち次に掲げる者の合計の割合が3分の1を超える場合をいう。（法第27条第1項第4号に定める業務（自ら出動することなく行うものに限る。）のみを行う保安機関を除く。）
 - (1) 液化石油ガス供給機器若しくは消費機器を製造する事業を主たる事業として行っている者又はその役職員
 - (2) 液化石油ガス供給機器若しくは消費機器を販売する事業を主たる事業として行っている者又はその役職員
 - (3) 液化石油ガス設備工事業を主たる事業として行っている者又はその役職員
2. 第4号中「その業務を行うことによつて保安業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがない」とは、保安業務以外の業務を行う場合であっても適確に保安業務を行う体制を整えていることをいい、具体的には以下のような場合が考えられる。
 - (1) 保安機関が供給機器若しくは消費機器の製造、販売若しくは修理、安全器具の販売又は液化石油ガス設備工事等の液化石油ガスの販売に係る業務も兼業しているときに、保安業務の委託を行った液化石油ガス販売事業者又は一般消費者等の便益を不当に害さないように、保安業務部門の保安業務資格者、充てん作業員及び調査員を保安業務に専従する体制としたり、保安業務とそれ以外の業務を兼務する場合であっても、その区別を明らかにして業務を行うことを当該法人内で義務づけること等の措置を講じている場合
 - (2) 保安機関が店舗経営等を兼業しているときに、保安業務資格者である店舗経営者が店舗における業務を行う場合であっても、従業員を雇用することにより保安業務を行う時間帯（緊急時対応については終日）に店舗を離れることができるようにすること等の措置を講じている場合
3. 高圧ガス取締法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成8年法律第14号）による改正前の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律においては、「経理的基

礎」を認定調査機関の認定の基準としていたが、改正後の法においては、「経理的基礎」を保安機関の認定の基準としていないため、その審査は不要となり、新たに認定の基準とされた「損害の賠償を行うべき場合に備えてとるべき措置」に係る審査を要することとなったので注意されたい。

第33条（一般消費者等の数の増加の認可等）関係

第1項中「一般消費者等の数を第29条第3項の数の範囲を超えて増加しようとするとき」とは、保安業務区分ごとに認定を受けた一般消費者等の数を超えて当該保安業務を行おうとすることをいい、認定を受けている事業所において一般消費者等の数を単純に増加させる場合のほか、保安業務を行う事業所を新設する場合にその事業所が行おうとする保安業務区分について、既に他の事業所で当該保安業務区分の認定を受けていた場合においても一般消費者等の数の増加の認可が必要である。なお、同時にある事業所において一般消費者等の数が減少し、別の事業所において一般消費者等の数が増加し、合算して一般消費者等の数に変動がない場合については、一般消費者等の数が減少した事業所分については法第33条第2項の届出が、一般消費者等が増加した事業所分については法第33条第1項の認可が必要である。

第34条（保安機関の業務等）関係

1. 第1項中「その保安業務を行わなければならない」には、他の保安機関が委託を受けている一般消費者等について業務を行う義務は含まれない。
2. 第1項ただし書中「供給設備又は消費設備の設置の場所その他保安業務を行うべき場所に立ち入ることにつき、その所有者又は占有者の承諾を得ることができないときは、この限りでない。」とされているが、料理飲食店、旅館、学校、病院その他これらに類する施設（以下「業務用施設」という。）における供給設備又は消費設備の点検調査の実施について承諾が得られない場合には、保安機関は当該消費者に係る販売事業者に対して協力を要請し、要請を受けた販売事業者は当該消費者から承諾が得られるよう努めること。その結果なお点検調査に応じない場合にあっては、当該業務用設備の所在地を管轄する都道府県知事に連絡させ、必要に応じ、当該消費者に対し、供給設備又は消費設備の点検調査に応ずるよう指導されたい。
3. 第2項は、保安業務を他人に委託することにより、保安業務を実際に行った者の責任と保安業務を委託した保安機関の責任関係が不明確になることを回避するために法文化されたものである。

なお、相手が「他人」に該当するか否かについては、以下に示すとおりである。

- (1) 法人にあっては、関連会社、子会社であるかにかかわらずすべて他人である。

- (2) 個人にあつては、保安機関と雇用関係にある者（臨時に短期間雇用された者を除く。）は他人に含まれない。また、派遣会社からの派遣社員、関連会社等からの出向については、給与等の支払状況等のいかんにかかわらず、保安業務を行う際の責任が保安機関に帰すこととなる等の契約が結ばれている場合は、他人とみなされない。
- (3) 下請の個人事業者については、当該保安機関の行う業務のみを請負い、その他の業務を全く行わない場合であつて、下請事業者の保安業務を行う際の責任が保安機関に帰すこととなる等の契約が結ばれている場合は、他人とみなされない。
- (4) 社団法人とその社員、事業協同組合とその組合員、事業協同組合連合会とその会員、農業協同組合とその組合員及び農業協同組合連合会とその会員とは他人である。

第35条（保安業務規程）関係

1. 保安業務規程の認可については、「保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について」（平成25年3月29日付け20130208商局第3号）を参照されたい。
2. 第3項中「保安業務の適確な遂行上不適当となつたと認めるとき」の例としては、点検又は調査の対象となる供給設備又は消費設備の分布の変化により、事業所や保安業務資格者の配置が適切でなくなつた場合等がある。本項の規定による命令があつたときは、その命令の趣旨に沿って保安機関は保安業務規程の変更の認可を申請する必要がある。

第35条の2（適合命令）関係

「必要な措置」とは、個々具体的な場合に依つて、例えば保安業務資格者等の増員又は補充、法人の種類に依つて定められる構成員の構成の是正、兼業部門調整等がある。

第35条の4（準用規定）関係

1. 本条の準用による法第10条の規定により保安機関の地位を承継した場合、各保安業務を行う事業所の認定の内容がそのまま承継されるほか、承継者は被承継者に対する認定の条件等の義務も承継する。
2. 本条の準用による法第10条の規定により保安機関の地位を承継した保安機関が、承継と同時に保安機関の事業所等の変更を行う場合には、事業所の名称の変更に係るものについてはその旨を付記したものでも差し支えないが、その他については本条で準用する法第8条の規定による届出が別途必要である。

第35条の10（認定の取消し）関係

1. 第1項中「遅滞なく、その認定を取り消さなければならない。」とは、販売事業者からの報告、立入検査等により取消しに該当する事実が明確になった段階で行うことをいう。
2. 第2項中「10日以上相当な期間を定めて報告すべきことを催告」する場合は、書留又は配達証明郵便により通知することが望ましい。

第36条（貯蔵施設等の設置の許可）関係

1. 第1項第1号中「経済産業省令で定める量以上」とあるのは、規則第15条に定める量以上のことであるが、許可にかからしめる貯蔵施設か否かの判断は、あくまで液化石油ガス販売事業者が規則第15条に定める量以上の液化石油ガスを貯蔵するか否かによるものであり、貯蔵施設の面積によって決定されるものではない。
2. 第1項第1号及び第2号中「設置」とは、現実に工事を行って新設する場合のみならず、第三者が所有している貯蔵施設又は特定供給設備を譲り受けた場合及び自ら保有する施設又は設備を他の用途から転用する場合も含まれる。

なお、法第10条の規定により、貯蔵施設又は特定供給設備を承継した場合は、新たに「設置」の許可を受ける必要はない。

第37条の2（変更の許可）関係

第1項中「貯蔵施設の位置、構造若しくは設備を変更」とは、規則第52条の基準に不適合になる可能性のある場合のものをいい、警戒標の付けかえや同一材料での屋根のふきかえは含まれない。

また、「特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置を変更」とは、規則第53条及び第54条の基準に不適合になる可能性のある場合のものをいい、同一材料での屋根のふきかえや同一製造事業者による同一型式の調整器、気化装置等の交換は含まれない。

第37条の3（完成検査）関係

第三者が所有している貯蔵施設又は特定供給設備を譲り受けた場合であって、当該貯蔵施設又は特定供給設備に何の変更も加えないときは、新たに完成検査を受ける必要はない。

第37条の4（充てん設備の許可）関係

1. 第1項中「供給設備に液化石油ガスを充てんするための設備（以下「充てん設備」という。）ごとに」とは、充てん設備1台ごとに新規の許可が必要である旨を定めたものであり、高圧ガス保安法第5条第1項における移動式

製造設備に係る製造の許可及び同法第14条第1項の変更許可の扱いとは異なる。

なお、本条において許可を受けるべき充てん設備は、新規に製作する場合のみならず、第三者が所有している充てん設備を譲り受けた場合も含まれる。

2. 第3項中「経済産業省令で定める所在地」とあるが、高圧ガス保安法第5条第1項又は第14条第1項の許可を受け同法第20条第1項又は第3項の完成検査を受けた移動式製造設備（液化石油ガス保安規則第2条第7号の移動式製造設備に限る。）であって、かつ、法第37条の4第1項の許可を受けている充てん設備に係る「経済産業省令で定める所在地」のみの変更については、当分の間、軽微な変更として取り扱うこととする。

3. 第4項において準用する法第37条の3の完成検査において、第三者が所有している充てん設備を譲り受けた場合であって、当該充てん設備に何の変更も加えないときは、新たに完成検査を受ける必要はない。

第38条の2（基準適合義務）関係

1. 本条による義務は「供給設備又は消費設備の設置又は変更の工事」を行うすべての者に課せられる。すなわち、液化石油ガス販売事業者のみならず、例えば水道工事業者、建築業者等にも本条が適用される。

なお、液化石油ガス販売事業者に対する啓発は当然であるが、水道工事業者、建築業者等に対しても、本条及び法第38条の3の趣旨の徹底を図られたい。

2. 本条の基準適合義務を確実に実施するため、液化石油ガス販売事業者に対し、液化石油ガス設備士を販売所ごとに確保又は法第38条の10の特定液化石油ガス設備工事事業者と継続的な委託契約を締結するよう指導されたい。特に、液化石油ガス販売事業の登録を行う際には、液化石油ガス設備士を販売所ごとに確保又は法第38条の10の特定液化石油ガス設備工事事業者と継続的な委託契約を締結するよう十分に指導するとともに、当該申請者が液化石油ガス設備士を有しない場合にあっては、液化石油ガス販売事業者自身が液化石油ガス設備工事の作業を行うことのないよう徹底を図られたい。

第38条の4（液化石油ガス設備士免状）関係

第4項の返納命令は、いわば免許の取消しと同様であって、命令書が到達した時に液化石油ガス設備士としての資格を喪失することになる。

第38条の7（液化石油ガス設備工事の作業に関する制限）関係

営業主が液化石油ガス設備士免状の交付を受けていない使用人と共謀のうえ、使用人を本条に基づき規則で定める作業に従事させた場合は、営業主も共

同正犯として処罰される。営業主が本条違反の行為を教唆し、又はほう助した場合も、それぞれ教唆犯、ほう助犯として処罰されることとなる。

第38条の8（液化石油ガス設備士の義務）関係

設備士免状は、消費者等の求めに応じて提示するためのものであり、設備士が積極的に提示することは必要でない。

第38条の10（特定液化石油ガス設備工事事業の届出）関係

1. 第1項中「特定液化石油ガス設備工事事業者」とは、規則第111条に掲げる設備工事の施工を実際に行う者をいい、特定液化石油ガス設備工事につき、専ら受注し、それを他の特定液化石油ガス設備工事事業者等に発注する者は含まないものとする。
2. 第1項中「当該事業所における事業の開始」とは、特定液化石油ガス設備工事につき契約を締結することをいう。

第38条の11（施工後の表示）関係及び第38条の12（記録の保存等）関係

法第38条の11及び法第38条の12の「特定液化石油ガス設備工事事業者」とは、規則第115条に掲げる工事を実際に行った特定液化石油ガス設備工事事業者をいう。

第39条（販売の制限）関係

「販売の事業」とは、対価を受けることを条件として、継続反覆して液化石油ガス器具等を譲り渡すことをいい、液化石油ガス器具等を一回的に譲渡するような者は、本条の販売の事業に当たらない。

第41条（事業の届出）関係

液化石油ガス器具等の「製造」とは、省令で定める型式の区分ごとに液化石油ガス器具等を完成させることをいい、部品だけの製造は含まれない。また、自己の設計の下、全製造工程を下請けさせる場合においても、完成品の検査を自己の責任において行い、かつ、アフターサービスも行うような場合には製造事業者に含まれると解し、届け出ることができる。

第83条（立入検査等）関係

1. 液化石油ガス販売事業者の事務所、営業所等については本条の規定のほか、高圧ガス保安法第62条第1項の規定により、経済産業省及び都道府県の職員は立入検査をすることができる。

これは、高圧ガス保安法は、いわば、本法の母法であり、液化石油ガス販売事業者については高圧ガス保安法も適用される（例えば、第23条、第39条等）からである。

2. 消防機関は法第87条第2項の規定により「措置要請」ができることになっているが、消防職員は、本条による立入検査はできない。

消防職員の立入検査は、消防法第4条又は第4条の2の規定に基づくものである。

第87条（関係行政機関への通報等）関係

第2項の消防機関の要請は、「火災その他の災害の予防のため特に必要があると認めるとき」と規定されているので、「取引の適正化」に係る事項についてはすることができない。

第88条（公示）関係

法第35条の6第1項の認定をし、又は認定を取り消したときは遅滞なく認定され、又は認定を取り消された者の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名並びに住所を公示すること。

昭和42年法律第149号附則第8条（高圧ガス取締法の一部改正）関係

1. 本条は、本法と高圧ガス取締法とによる二重規則を排除し、また液化石油ガス販売事業者について高圧ガス取締法の必要条項を適用するため、高圧ガス取締法に改正を加える規定である。

2. 第6条の改正

本法第3条第1項の許可との重複を排除するためのものである。すなわち、一般消費者等に対する液化石油ガスの販売の事業については、本法の許可を受ければよく、高圧ガス取締法第6条の許可は受ける必要がない。

なお、一般消費者等以外の者（工業用の消費者、最終需要者でない購入者）に対する液化石油ガスの販売の事業を営もうとするときは、本法第3条第1項の許可を受けていると否とにかかわらず高圧ガス取締法第6条の許可が必要である。

3. 第15条、第16条の改正

液化石油ガス販売事業者がその許可を受けたところに従ってする液化石油ガスの貯蔵については、高圧ガス取締法の規制は行わないこととするための改正である。

4. 第24条の改正

消費設備の設置等の工事に対する本法との二重規制を排除するための改正である。

5. 第29条、第30条の改正

本法違反を販売主任者免状等の交付の欠格事由及び返納事由とするための改正である。

6. 第37条の改正

何人も液化石油ガス販売事業者の販売所においては火気を取り扱う等のことをしてはならないこととするための改正である。

7. 第39条の改正

液化石油ガス販売事業者に対し、同条の緊急措置を発動しうることとするための改正である。

8. 第59条の9の改正

高圧ガス保安協会の会員資格者にこの法律関係の事業者等を加えるための改正である。

9. 第59条の28～第59条の30の改正

高圧ガス保安協会の業務に、本法関係のものを追加するとともに、これに伴う規定の整備をするための改正である。

10. 第61条～第64条の改正

液化石油ガス販売事業者に対しても、これらの規定が適用されるようにするための改正である。

11. 第74条の改正

本法第87条第1項との均衡上、液化石油ガスの「充てん所」等の許可をした場合、消防機関に対し、その旨通報することとするための改正である。

昭和42年法律第149号附則第10条（地方税法の一部改正）関係

地方税法第348条第2項第6号の3により、高圧ガス取締法第6条の許可を受けた液化石油ガスの販売業者の障壁等については、固定資産税を課さないこととされているが、本法の液化石油ガス販売事業者についても同様とするための改正である。

昭和53年法律第85号附則（以下「附則」という。）第1条関係

1. 第1条ただし書においては、上記施行年月日の例外として第1号に規定する事項については公布の日から、第2号に規定する事項については、改正法公布の日から起算して3年3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとし、所要の手当を行ったが、施行期日を延期したのは法の円滑な施行を配慮したためである。

2. 第1条第2号をもって施行期日が延期される事項は次のとおり

- ① 法第38条の7（液化石油ガス設備工事の作業に関する制限）
- ② 法第38条の8（液化石油ガス設備士の義務）
- ③ 法第38条の9（液化石油ガス設備士の講習）
- ④ 法第38条の10（特定液化石油ガス設備工事事業の届出）

- ⑤ 法第38条の11（施工後の表示）
- ⑥ 法第38条の12（記録の保存等）
- ⑦ 法第38条の13（器具の備付け）

昭和53年法律第85号附則第4条関係

本条においては昭和54年4月1日から附則第1条ただし書第2号に定める日までの間は改正前の第37条第1項に規定する配管設備の設置又は変更の工事については、なお、従前の例によることとされているが「従前の例による」とは、改正前の第37条第1項の規定がそのまま適用されることを意味する。

したがって、その取扱いは以下のとおりとなる。

- ① 監督者制度は、従前どおり存続することとなり、改正前の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令第4条の条件を充たす者に対しては、認定書の交付を行って差し支えない。

したがって認定書の交付等は、以下により行われたい。

- I 第1号から第2号までの「液化石油ガスの配管設備の工事」の経験の認定及び4による認定書の交付は、次の方式により、原則として都道府県知事がするものとする。

- (1) 申請の日前1年間に申請者の従事していた事業所が行った液化石油ガスの配管設備の工事に関する施工年月日、施工場所、施工従事者、規模（貯蔵能力及び当該工事にかかる配管の長さ）及び配管工事収入を事業主が明らかにした書面（以下「工事台帳」という。）に責任ある民間団体の証明書を添えて提出させること。

- (2) 1年以上従事した認定の方法

イ 申請者が法第3条の許可を受けた液化石油ガス販売事業者の販売所に勤務している規則第19条第2項の規定する消費設備の調査を行う資格を有する者であって配管設備の工事に従事する者である場合は(1)の工事台帳によって申請者が液化石油ガスの配管設備の工事を12回以上行っていることを確認すること。

ロ イ以外の者である場合は、(1)の工事台帳によって申請が液化石油ガスの配管設備の工事を24回以上行っていることを確認すること。

- (3) 2年以上従事した経験の認定の方法

(2)のイ及びロに準ずる。

- (4) (2)のイ及びロにおいて「液化石油ガスの配管設備の工事」とは、貯蔵能力50kg以上の消費設備にかかる延長1m以上の気密試験の実施を伴う硬質配管の設置、増設（延長）又は変更（修理）をいうものとする。なお、液化石油ガス以外の配管設備の工事は含まない。

Ⅱ 本条の運用を適確に行うため、該当者には次の様式第1の証明書を交付し、所持させるものとする。なお、認定書の交付を受けた者であって、その者が監督し又は自ら行った配管設備の工事が液化石油ガスの災害事故の原因となった場合のものについては、その認定書を返納させるものとする。

様式第 1

(表)

11cm

配管設備工事監督者認定書

2.5cm

2.5cm

写真

| | |
|------|--|
| 番 号 | |
| 氏 名 | |
| 生年月日 | |

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令第 4 条第 号に規定する条件に適合することを認定する。

年 月 日

認定者 印

6.5cm

(裏)

配管設備工事監督者心得

1. 配管工事を行うときは、必ず本認定書を携帯すること。
2. 常に液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律を守り、災害の防止に留意すること。
3. 本認定書を汚損又は紛失したときは、認定を受けた都道府県知事に届け出て再交付を受けること。
4. 本認定書の記載事項を書きなおさないこと。
写真をはり替えないこと。
5. 本認定書を他人に貸したり、譲ったりしないこと。

② なお、監督者の資格を有している者であっても、改正法施行後は設備士でなければ法第 38 条の 7 に規定する液化石油ガス設備工事の作業に従事することができなくなるので監督者の資格を有する者であっても、法第 38 条の 4 第 2 項に定める液化石油ガス設備士試験に合格するか又は同項第 2 号に規定する講習を受講する等により設備士免状の交付を受けていることが必要である。

昭和 53 年法律第 85 号附則第 5 条関係

本条は特定液化石油ガス設備工事業の届出が、法第 38 条の 10 の規定により「当該事業所における事業の開始の日から 30 日以内」とされていること、また同条の施行が附則第 1 条ただし書第 2 号の規定に基づき、改正法の公布の日から起算して 3 年 3 月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「特定日」という。）まで延期されていることとの関連において特定日に現に改正後の第 38 条の 10 第 1 項の特定液化石油ガス設備工事を行っている者（以下「既存事業者」という。）の事業開始日が不明確になることを回避するため同条の「事業の開始の日」を既存事業者については、特定日と定めることにより画一的に処理することとした規定である。

したがって、既存事業者は特定日から 10 日以内に届け出を要し、その違反に対しては法第 101 条で罰金に処せられることとなっているので、都道府県においては事前に関係業界に周知し、届出に遺漏のないよう指導されたい。

平成 8 年法律第 14 号附則第 4 条第 4 項関係

1. 平成 8 年法律第 14 号附則第 4 条第 4 項の規定は、液化石油ガス販売事業者が、旧法において許可を受けた内容を変更することなく引き続き液化石油ガス販売事業を行う場合の経過措置であるから、保安機関としての認定を受けずに「保安業務を行うことができる」範囲は、法施行の際現に許可を受けている販売所と販売契約を締結している一般消費者等に加え、当該販売所と法施行日以降に販売契約を締結した一般消費者等も含まれる。
2. 保安機関の認定は保安業務区分に従って受けるのであるから、液化石油ガス販売事業者が一部の保安業務区分の認定を受けた場合であっても、認定を受けていない保安業務区分の業務を行おうとする場合には、同項の規定が適用される。

また、液化石油ガス販売事業者の許可を受けた販売所が複数であって、それぞれの販売所が保安機関の認定を受けた場合、他の販売所が認定を受けた保安業務区分にかかわらず、その販売所（事業所）で認定を受けた保安業務区分以外の保安業務については、経過措置が適用される。

なお、認定を受けた区分については経過措置が適用されないので、当該区分における一般消費者等に係る保安業務を販売事業者として他の者に委託する場合には、委託を受ける者は保安機関でなければならない。

(例)

液化石油ガス販売事業者がA、B、Cの3つの販売所を保安機関の事業所として認定された場合

| | 供給開始 時点検・ 調査 | 容器交換 時等供給 設備点検 | 定期供給 設備点検 | 定期消費 設備調査 | 周 知 | 緊急時対 応 | 緊急時連 絡 |
|------|--------------------|----------------------|--------------|--------------|-----|-----------|-----------|
| A販売所 | ○ | ○ | | | ○ | | |
| B販売所 | | | ○ | | | ○ | |
| C販売所 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

この場合、A販売所はB及びC販売所の認定の状況にかかわらず、定期供給設備点検、定期消費設備調査、緊急時対応、緊急時連絡については、経過措置が適用される。また、B販売所はA及びC販売所の認定の状況にかかわらず、供給開始時点検・調査、容器交換時等供給設備点検、定期消費設備調査、周知については経過措置が適用される。なお、C販売所の供給開始時点検・調査については、すでに容器交換時等供給設備点検に関する点検のうち供給開始時に行うもの、定期供給設備点検に関する点検のうち供給開始時に行うもの、定期消費設備調査に関する調査のうち供給開始時に行う調査はそれぞれ実施できるわけであるから、供給開始時点検・調査の認定を受けていなくとも、認定を受けたものとして当該区分に関する経過措置は適用されない。

3. 液化石油ガス販売事業者が、その販売契約を締結している一般消費者等について行うべき保安業務を、業務主任者の監督の下、他の者に代行させている場合にあっても、液化石油ガス販売事業者が自ら保安業務を行う場合と同様に本項の経過措置が適用される。
4. 平成9年4月1日以降に販売所を新設し、登録の変更を行った場合には、本項の経過措置は適用されないため、当該新設した販売所に係る一般消費者等については、保安機関の認定を受けている者に保安業務を委託するか、自ら保安機関の認定を受け保安業務を実施しなければならない。ただし、既存の販売所を廃止し、当該販売所に係る一般消費者等のすべてに従前どおり液化石油ガスを供給することができる範囲内に販売所を設置する場合は、単に販売所を移設したにすぎないので、当該販売所については経過措置が適用される。
5. 商法第168条の4に規定される最低資本金を下回るようになったこと等のために法人から個人に移行している者で新たに許可を受けていない者は、液化石油ガス販売事業者として許可を受けた者とみなすことはできない。

平成8年法律第14号附則第5条関係

1. 旧法によって行われた処分及び手続等は、新法の相当規定によるものとみなすのであるから、旧法第3条第1項又は第8条第1項の許可を受けた販売施設又は特定供給設備であって、新法第36条第1項の許可の対象となるものは、新法施行時に旧法第12条の使用前検査を受けていない場合には、新法第37条の3第1項の規定による完成検査を受けなければ、当該設備等を使用することはできない。

なお、新法第36条第1項の許可の対象とならないものについては、完成検査を受ける必要はない。

2. 旧法第3条又は第8条の申請を受理した場合であって、平成9年3月31日までに許可を与えられない場合の取り扱いについては、新法の相当規定の処分を行うことになるので、販売事業の許可の申請については販売事業の登録に係る処分を、販売所の新設に係る許可の申請については販売事業の登録の変更の届出に係る処分を行い、特定供給設備の許可の申請については、当該設備が新法第36条第1項の許可対象設備である場合には許可に係る処分を行い、許可対象外設備である場合には行政行為は発生しないこととなる。

3. 附則第4条第5項の規定により、旧法第37条第1項の認定を受けていた者が新法第29条第1項の認定を受けたものとみなされる場合においては、本条の規定により、旧法第37条の6第1項の認可を受けた調査業務規程は新法第35条第1項前段の認可を受けた保安業務規程とみなされる。ただし、規則等の改正に伴い、業務の内容を変更する場合は、新法第35条第1項後段の変更の認可が必要である。なお、改正前の条番号を引用している部分については、新法第29条第1項の認定、新法第33条第1項の認可等を受けの際に併せて保安業務規程の変更の認可を受けることが望ましい。

別添2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令の運用及び解釈について

第2条（一般消費者等）関係

1. 第1号中「業務の用」は、法第2条第2項中「生活の用」に対するものであり、商業、サービス業等のみならず、例えば工場の事務所における使用も含まれる。すなわち、法第2条第2項と本号とにより、液化石油ガスを冷暖房又は飲食物の調理（省令で定める施設内におけるものを除く。）のために使用する者は、その限りにおいて、その職業の有無あるいはそのいかんを問わず、すべて、一般消費者等になる。なお、「暖房若しくは冷房」とは、人間のためのものに限り、農産物の栽培のためのもの等は含まれない。また、「調理」とは、その場所において、その調理した飲食物を飲食させる場合及び直接一般消費者に販売する目的をもって調理する製造、小売の場合をいう。

すなわち、専ら製造、卸を業とする者は除外されるが、製造、卸と一般消費者への直接の販売の両方を行っている者は含まれるので、いわゆる給食センター（調理した食品を直接学童、従業員等の一般消費者に販売している。）は液化石油ガス法の対象となる。

2. 「船舶」とは、船舶安全法の適用を受けるか否かを問わず、自力航行能力を有する社会通念上の船舶をいう。

3. 第2号は、液化石油ガスをいわゆる「湯沸し」のために使用する者のうち一定のものを一般消費者等に加える規定である。

「サービス業」の範囲については、日本標準産業分類の「サービス業」に準拠するが、主なものは次のとおりである。

- (1) 旅館業（旅館、ホテルのほか、貸間、下宿、共済会館等の経営の事業も含まれる。）
- (2) クリーニング業（クリーニング業法第2条第1項の「クリーニング業」をいう。すなわち、いわゆる貸しおしぼり業等も含まれる。）
- (3) 理容業（理容師法第1条第1項の「理容」の事業をいう。）
- (4) 美容業（美容師法第2条第1項の「美容」の事業をいう。）
- (5) 浴場業（公衆浴場法第1条第2項の「浴場業」をいう。）
- (6) 医療保健業（病院、診療所、助産所等の経営の事業をいう。）

第3条（液化石油ガス器具等）及び第4条（特定液化石油ガス器具等）関係

1. 別表第1第2号イ及び別表第2第1号中、「容器が部品又は附属品として取り付けられる構造のもの」のうち、「容器が部品として取り付けられる構造のもの」とは、次の構造のものをいう。

- ① 容器が組み込まれる構造のもの
- ② 容器に燃焼器を直接取り付ける構造のもの（①を除く。）

③ 内容積が5リットル以下の容器と燃焼器を硬質管以外の管によって接続する構造のもので、当該燃焼器と硬質管以外の管の接続方法がホースエンドによる差し込み式以外の方法のものであり、かつ、当該容器に日本工業規格B8245（2004）液化石油ガス容器用弁に定める規格の適用を受ける弁を使用しないもの

「容器が附属品として取り付けられる構造のもの」とは、内容積が5リットル以下の容器と燃焼器を硬質管以外の管によって接続する構造のもので、当該燃焼器と硬質管以外の管の接続方法がホースエンドによる差し込み式以外の方法のものであり、かつ、当該容器に日本工業規格B8245（2004）液化石油ガス容器用弁に定める規格の適用を受ける弁を使用するものをいう。

2. 別表第1第3号及び別表第2第2号中「液化石油ガス用瞬間湯沸器」とは、給水に連動してガス通路を開閉することができる機能をもち、水が熱交換器を通過する間に加熱される構造の給湯機をいい、もっぱら給湯の用に供するもののみならず、床暖房、浴室乾燥、ふろ追い焚きその他の用に供するため、水等の熱媒体を加熱し、循環させる機能を併せもつガス給湯温水熱源機を含む。

3. 別表第1第5号及び別表第2第3号中「液化石油ガス用バーナー付ふろがま」とは、次の①及び②の要件に適合するものをいい、給湯機能を併せもつものを含む。

① ふろがまにふろバーナーが固定されているか又は容易に取り外すことができない方法で取り付けられていること。

② 輸送時の梱包がふろバーナーを取り付けた状態であるもの。

4. 別表第1第6号及び別表第2第4号中「液化石油ガス用バーナーを使用することができるふろがま」とは、液化石油ガス用ふろバーナーを使用することが可能なふろがまをいい、都市ガス用ふろバーナーを使用することもできるいわゆる液化石油ガスと都市ガス兼用のふろがまを含む。したがって都市ガス専用のふろがまは除かれる。

5. 別表第1第5号及び第6号並びに別表第2第3号及び第4号中「ふろがま」には、ボイラ及び圧力容器安全規則（昭和34年労働省令第3号）の適用を受けるボイラを含まない。

6. 別表第1第9号及び別表第2第7号中「液化石油ガス用ガス栓」とは、調整器（燃焼器具から最も近いものをいう。）から燃焼器具までの間に設置される供給管又は配管に主として接続されるものをいう。

ただし、ガス栓のうちホースガス栓であって本体が箱内に収納されるボックスガス栓であって、本体と入口側接続部が分離できるものは、本体のみをもってガス栓と見なすことができる。

第10条（報告の徴収）関係

本条は、法第82条第1項から第3項までの規定により報告をさせることができる事項の範囲を規定したものであり、これらについて現実に報告をさせることができるのは、法第82条第1項に規定されているとおり、「法の施行に必要な限度」に限られる。

第11条（関係行政機関への通報等）関係

本条の規定による通報は、毎月分をとりまとめ、翌月末までに行うこと。ただし、緊急の必要があると認められるときは、この限りでない。

第13条（都道府県又は市が処理する事務）関係

1. 第1項の規定により、供給設備に係る法第16条の2第2項の規定に基づく経済産業大臣の権限に属する事務は、当該供給設備に係る販売所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととなる。

これは、保安の確保の実効性の観点から都道府県知事が処理する事務とするものである。

2. 第2項の規定により、都道府県知事は、法第3条第1項の登録を経済産業大臣が行ったもの及び第14条第1項の権限の委任に基づき経済産業局長及び産業保安監督部長が行ったものについて、報告徴収の事務を行うこととなる。

3. 第3項の規定により、都道府県知事は、法第3条第1項の登録を経済産業大臣が行ったもの及び第14条第1項の権限の委任に基づき経済産業局長及び産業保安監督部長が行ったものについて、立入検査の事務を行うこととなる。

なお、都道府県知事は、その管轄区域内に販売所を有する液化石油ガス販売事業者に係る供給設備であれば、当該都道府県知事の管轄区域外に設置されているものについても立入検査をすることができる。

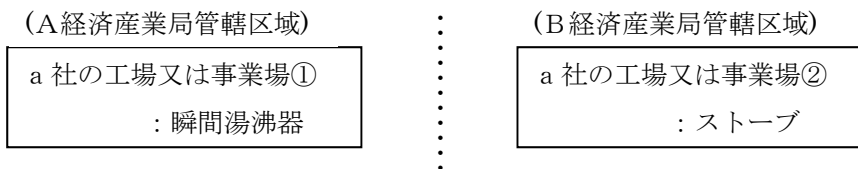
4. 第4項の規定により、都道府県知事は、法第29条第1項の認定を経済産業大臣が行ったもの及び第14条第4項の権限の委任に基づき産業保安監督部長が行ったものについて、報告徴収及び立入検査の事務を行うこととなる。

なお、都道府県知事は、その管轄区域内の液化石油ガス販売事業者の販売所に係る保安業務を行っている保安機関の事業所であれば、当該都道府県知事の管轄区域外に所在地があるものについても立入検査をすることができる。

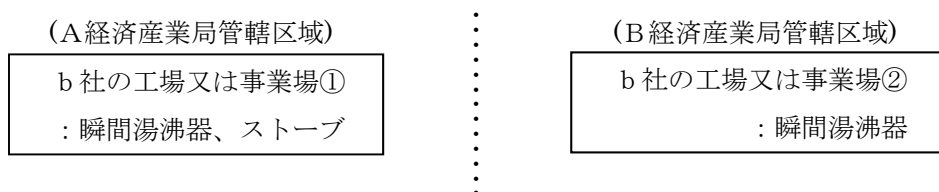
第14条（権限の委任）関係

1. 第5項の規定により液化石油ガス器具等の製造事業者の工場が一の経済産業局の管轄区域内のみに設置されている場合並びに第6項の規定により液化石油ガス器具等の輸入又は販売の事業を行う事務所又は営業所が一の経済産

業局の管轄区域内のみに設置されている場合には、当該製造、輸入又は販売の事業を行う者に係る輸出例外届出は当該区域を管轄する経済産業局長に提出されることとなる。この場合、液化石油ガス器具等の種類は問わないので図のような場合には、経済産業大臣（本省）に提出されることとなる。

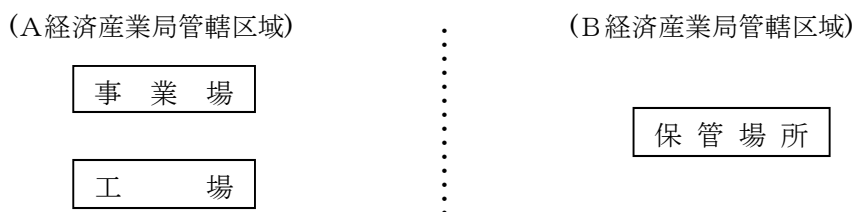


2. 第7項の規定により一の届出区分に係る液化石油ガス器具等の製造事業者の工場が一の経済産業局の管轄区域内のみに設置されている場合及び第8項の規定により一の届出区分に係る液化石油ガス器具等の輸入の事業を行う営業所等が一の経済産業局の管轄区域内のみに設置されている場合には、当該工場又は営業所等の所在地を管轄する経済産業局長が行うこととなる。本委任は、届出区分ごとに行われるので図のような工場等を有する事業者の場合、ストーブについてはA経済産業局所管、瞬間湯沸器については本省所管となる。



3. 第9項及び第14項の規定により経済産業局長は、その管轄区域内にある液化石油ガス器具等の製造又は輸入の事業を行う者の工場、事業場、事務所、営業所、液化石油ガス器具等の保管場所等に対する改善命令、表示の禁止又は立入検査等を行うこととなる。

この場合、図のように届出事業者の所管経済産業局長と立入検査等を行う経済産業局長が異なる場合もあるので、行政実務の実効性が確保されるよう、事業の届出を受けた経済産業局において管轄区域外にある倉庫等の所在地を把握し、管轄する経済産業局に資料を送付するものとする。



4. 第10項の規定により、経済産業局長又は産業保安監督部長は、その管轄区域内に販売所を有する経済産業大臣又はその経済産業局長及び産業保安監督部長の登録を受けた液化石油ガス販売事業者に係る供給設備であれば、当

該経済産業局長又は産業保安監督部長の管轄区域外に設置されているものについても立入検査をすることができる。

5. 第11項の規定により、産業保安監督部長は、その管轄区域内の経済産業大臣又はその経済産業局長及び産業保安監督部長の登録を受けた液化石油ガス販売事業者の販売所に係る保安業務を行っている保安機関の事業所であれば、当該産業保安監督部長の管轄区域外に所在地があるものについても立入検査をすることができる。

別添 3 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料令の運用及び解釈について

別表第 1 第 1 号（法第 3 条第 1 項の登録）関係

「一件につき」とは、1 回の申請に係るすべての内容をいい、複数の販売所について同時に登録を受けようとする場合にあっては、一件である。

別表第 1 第 2 号（液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付）関係

「一通につき」とは、一の液化石油ガス販売事業者ごとに謄本を一通請求することをいい、販売所ごとに一通請求することではない。

別表第 1 第 3 号（液化石油ガス販売事業者登録簿の閲覧）関係

「一回につき」とは、一の液化石油ガス販売事業者について一回閲覧することをいう。したがって、複数の事業者の内容を閲覧する場合は、所定の額に液化石油ガス販売事業者の数を乗じた額が手数料となる。

別表第 1 第 7 号（法第 35 条の 6 第 1 項の認定）関係

「認定を受けようとする者が販売契約を締結している一般消費者等の数」とは、当該認定が液化石油ガス販売事業者を認定するものであるから、複数の販売所を有している場合は、そのすべての販売所で液化石油ガスの販売契約を締結している一般消費者等の数を合計したものをいい、規則第 46 条第 2 号の認定対象消費者の数とは異なる。

別添4 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について

第1条（定義）関係

1. 貯槽について

法では高圧ガスが充てんされるものをすべて「容器」として表現している（例えば法第2条）が、本規則では、高圧ガス保安法第41条第1項に規定する容器を「容器」とし（規則第1条第2項第3号）、地盤面に対して移動することができないものであってバルク貯槽以外のものを「貯槽」とした。

第2項第1号中「地盤面に対して移動することができないもの」とは、常時地盤面に対して支柱等により固定されているものをいい、例えば配管等と一時的に接続されている容器は含まれない。

2. 貯蔵能力について

「貯蔵能力」とは、貯蔵設備が貯槽である場合には供給管若しくは配管又は集合装置により連結された貯槽の内容積に応じて算出された貯蔵能力、容器である場合には、供給管若しくは配管又は集合装置により連結された容器の内容積に応じて算出された貯蔵能力の合計をいう。

第2項第5号中「貯槽又はバルク貯槽の常用の温度における液化石油ガスの比重」とは、液化石油ガスが使用される場合に、当該ガスの過程において通常なりうる、最高の温度における液化石油ガスの比重をいうが、「液化石油ガスの成分」、「通常なりうる最高の温度」等について不明確な場合が多いので、次のように統一して運用されたい。

本号の「常用の温度における液化石油ガスの比重」は、「温度40度における当該貯槽に貯蔵される液化石油ガス比重」として保安距離を算定する。この場合、当該貯槽に貯蔵される液化石油ガスの成分が不明の場合はブタンが貯蔵されるものとして、また成分が不定の場合は比重の最大のものが貯蔵されるものとして算定する。

3. 第6号イに定める学校、ロに定める病院及びニに定める施設には、校庭、病院の庭等は含まれる（当該学校、病院等に液化石油ガスを供給するための貯蔵設備及び充てん設備に適用する場合を除く。なお、当該学校の校庭、病院の庭等内に貯蔵設備を設置する場合には、当該施設を利用する者が通常通行しない場所に設置する等、保安の確保に努めるよう指導されたい。）。

4. 第6号ハ中「その他これらに類する施設」とは、野球場、図書館等観覧の用に供するものをいい、「収容定員」とは、あらかじめ建築物の面積等により、定まっている収容することができる人員をいう。

5. 第6号ト中「1日に平均2万人以上の者が乗降する駅」とは、年間の総乗降客を1日平均して2万人以上となる駅をいい、「駅の母屋及びプラットホーム」には貨物専用のもものは含まれない。

また、プラットホーム等に屋根があるか否かは問わない。

6. 第6号チ中「建築物」は、土地に定着する工作物であって、

- ①「屋根及び柱又は壁を有するもの」
- ②「観覧のための工作物」並びに
- ③「地下又は高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫、その他これらに類する施設」をいう。

しかし、イからトまでに掲げる機能を有する建築物、例えば1日2万人未満の人が乗降する駅、収容人員300人未満の劇場はチの「建築物」としては規制されない。

すなわち、チの「建築物」は上記の建築物①②③のうち、①及び③の一部となる。(観覧のための工作物、地下又は高架の工作物内に設ける興行場は、ハに掲げる機能を有する。)

また、アーケードのみにより連絡された商店街は一つの建築物ではない。「不特定かつ多数の者を収容することを目的とする建築物」とは、いわゆる第三者の出入りする建築物をいい、キャバレー、ボーリング場、結婚式場、礼拝堂、ドライブイン、レストラン等が含まれる。

一つの建築物の一部に「不特定かつ多数の者を収容することを目的とする建築物」があれば、当該建築物全体が第1種保安物件となる。

「その用途に供する部分の床面積の合計が1,000m²以上のもの」については、例えば1室が喫茶店、1室が事務所、1室が衣料品店である建築物において、喫茶店の床面積(収容される者が専ら使用するろう下、便所等の床面積を含む。)及び衣料品店の床面積の合計が1,000m²以上となる場合には、当該建築物全体が第1種保安物件となる。

7. 第7号中「住居の用に供するもの」とは、人が寝食する建築物(具体的には、寝具、炊事設備及び便所があることをいう。)をいい、例えば別荘、飯場の仮設宿泊所、工場の宿泊室等は含まれ、運転手の仮眠所、守衛の詰所等は含まれない。

なお、一つの建築物の一部分が住居の用に供するものである場合、当該部分はその他の部分と明確に区分して認識(例えば渡りろう下、壁等による区分)されない限り当該建築物全体を第2種保安物件とする。

また、「販売所の存する敷地」とは、登録申請に際して添付された図面に記載されている敷地をいうが、当該敷地内に第三者が居住する住居が新設された場合にあつては、当該住居の敷地及びこれに付帯する敷地は「販売所の存する敷地」には含まないこととする。

8. 残ガス容器について

残ガス容器とは、第10号の充てん容器以外の容器であつて、残存しているガスが気体の状態のガスのみであり、その圧力が温度35度において1メガパスカル未満である場合の容器は含まれないが客観的に反証のない限り、

充てん容器以外の容器は残ガス容器と推定して取扱うものとする。

第3条（供給設備）関係

1. 「貯蔵設備」とは、バルク貯槽、貯槽若しくは集合装置又は供給管に連結された容器により、液化石油ガスを貯蔵しているものをいう。
2. 「これらに準ずる設備」とは、高圧ホース、ピグテール、集合管及び対震自動ガス遮断器等をいう。

第4条（販売事業の登録申請等）関係

1. 「販売所」とは、販売に係る事務等を行うスペースを有し、建物の中にあるものをいう。したがって、車両や容易に移動できる天幕、下宿等はこれに該当しない。
2. 第2項第1号の図面には、適宜、最寄駅等より販売施設に至る経路を記入する。
3. 第2項第2号の書面は、規則第11条第2項に規定する状況を証する書面を添付することであるから、高圧ガス保安法第5条第1項の許可書の写し、同法第16条第1項の許可書の写し、委託契約書の写し等がこれにあたる。
4. 第2項第3号の内容を記載した書面は、登録申請時における販売所ごとの予定事項を記載すること。また「販売予定地域」は、当該液化石油ガス販売事業者が販売所ごとに販売しようとする一般消費者等の分布している地域を「〇〇県〇〇市〇〇町の区域」というように記載させること。
5. 第2項第4号の書面は、規則第6条に定める内容に適合した保険に加入していることを証する書面（保険証券、約款及び領収書の写し、又は付保証明書等）とする。
6. 第2項第6号中「業務を行う役員」とは、株式会社の取締役、合名会社の業務執行社員等をいい、株式会社の監査役は法人の役員ではあるが、ここにいう「業務を行う役員」には該当しない。

第6条（損害賠償を行うべき場合に備えてとるべき措置）関係

本条の保険契約において、保険の契約者は必ずしも法第3条第1項の登録の申請者自身でなくてもよい。すなわち、申請者Aのために、他の者BがAを被保険者とする損害賠償責任保険契約を保険会社Cと締結し、保険料はBが支払うものでもよいが、Aが液化石油ガスの災害により他人に被害を与え、その賠償を行わなければならない場合の支払について、規則第6条各号以外の条件が付されていないものでなければならない。（例えば、AがBから購入した液化石油ガスによる災害の場合にのみ、支払われるような条件が付されていない。）

第 9 条（販売所等の変更の届出）関係

1. 第 2 項中「貯蔵施設を保有又は占有しない理由を変更」とは、規則第 11 条第 2 項各号に掲げる事由を変更した場合のほか、同項第 3 号及び第 4 号に掲げる場合の委託先が変更となった場合をいう。
2. 第 2 項中「支払能力を変更」とは、販売所を新設した場合で新たに損害賠償責任保険を追加加入した場合、損害賠償責任保険の付保額を変更した場合又は損害賠償責任保険の加入先を変更した場合をいう（加入先から付保証明書が登録行政庁に送付される場合を除く。）

第 10 条（承継の届出）関係

承継に伴って販売所等の名称の変更があった場合は、届書にその旨付記させる。

第 11 条（貯蔵施設）関係

1. 第 1 項中「販売所ごとに」とは、それぞれの販売所に属する貯蔵施設が必要である旨である。

この場合、販売所に属するといえるためには、その貯蔵施設における液化石油ガスの貯蔵量の決定及びその出し入れ、その他その管理の権限がその販売所にあることを要する。

2. 販売所に属する貯蔵施設とは、販売所と同一敷地内にあること、又は敷地を異にする場合には次に掲げる要件に適合する販売所から 5 km 以内に設置されるものであることをいう。

(1) 通常の状態において 10 分以内に到着できる車両を有していること。

(2) 貯蔵施設には、貯蔵施設の所有者若しくは占有者の従業員であって規則第 36 条第 2 項に定める要件に適合する者が管理人として貯蔵施設に常駐していること、又は貯蔵施設にさく、へいを設け施錠等を行うことにより関係者以外の者が容易に立ち入れないようにしていること。

(3) 共同の貯蔵施設にあつては、販売事業者ごとに当該販売事業者がその貯蔵施設として占有する範囲を明確に不燃材（さく、くさり等）で区分するとともに、貯蔵施設ごとに必要な器具類は専用のもを備えていること。

(4) 共同の貯蔵施設にあつては、賃貸借契約等により管理責任が明確にされていること。

3. 高圧ガス取締法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成 8 年法律第 14 号）による改正前の法第 11 条ただし書の許可を受けた販売所で、以下の要件により許可を受けた貯蔵施設については、なお、従前どおりとする。

（要件）

販売所から 50 m 以内の場所に面積 3 m² 未満の貯蔵施設を所有又は占有

する場合であって、次に掲げるすべての条件に適合する場合

- (1) 顧客である消費者数が100戸以下であって、都市ガスの普及している都心部又は人口減少の続いている山間部のように、今後消費者数が増加する可能性がない地域に販売所があること。(「顧客である消費者数が増加する場合には、貯蔵施設の面積は $S = 0.02A$ の式で算出した面積以上に拡大すること。」の旨の念書がとられていること。)
- (2) 容器置場の面積が 1.5 m^2 以上であって、かつ、次の式で算出した面積以上であること。

$$S = 0.02A$$

(S:面積(単位 m^2) A:消費者数)

4. 2以上の販売所で一つの貯蔵施設を共用することは差し支えない。ただし、1.の要件に適合することが必要なことは当然であり、2以上の販売所が別々の企業の場合には、この点の審査をとくに十分に行い、また、それぞれの使用部分を明確にさせること。

なお、面積は 3 m^2 に販売所の数を乗じたものを下回ってはならない。

5. 面積の算定は、柱、壁の中心線から行う。同一敷地内の貯蔵施設については合算して 3 m^2 以上であればよい。また、一般消費者等以外の者に販売する液化石油ガスの貯蔵の用にも供するものであっても、面積は販売所ごとに 3 m^2 以上でよい。この場合一般消費者等に販売するものとその他のものとを区分する必要はない。

また、一般消費者等に販売する液化石油ガス以外の高圧ガスの貯蔵をあわせて行う場合には、一般高圧ガスの貯蔵に供される部分を除いて 3 m^2 以上が必要である。一般高圧ガス保安規則第6条第2項第8号により、液化石油ガスと区分して貯蔵しなければならない。

なお、同一敷地内に貯蔵施設又は高圧ガス保安法の容器置場(液化石油ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第52号)の適用を受けるものに限る。以下この項において同じ。)が複数ある場合にあっては、当該貯蔵施設及び容器置場の合計面積により、規則第14条第2号の第一種施設距離及び第二種施設距離を算定する。

6. 第2項第3号中「現に引き渡すことにより」とは、この号に限り、容器を一般消費者等の消費先に置くことをいい、質量販売又は体積販売を意味する。また、「全量委託」とは、通常の販売行為における配送、保管等を意味し、災害の発生のおそれがある場合等におけるやむを得ない保管、引き取り等はこれに含まれない。
7. 第2項第3号イ中「第一種製造者」及びロ中「第一種貯蔵所を所有し、又は占有している者」への委託については、高圧ガス保安法第5条第1項及び同法第16条第1項の許可を受けた者のほか、当該許可を受けた者と資本関係にある配送事業者に対し、配送を委託している場合も含むものとする。な

お、この場合規則第4条第2項第2号の書面には、配送事業者との委託契約書の写しのほか、配送事業者と第一種製造者又は第一種貯蔵所を所有し、又は占有している者との関係を示す書面の添付が必要である。

第13条（書面の記載事項）関係

1. 第1号中「責任に関する事項」としては、液化石油ガス販売事業者及び保安機関の保安上の責任を有する範囲等を記載させる。
2. 第2号中「責任に関する事項」としては、消費設備に係る一般消費者等の保安上の責任について記載させる。
3. 第3号中の「計量の方法」としては、計量法第10条、第12条（特定商品の計量）の規定又は第13条（密封をした特定商品に係る特定物象量の表記）の規定に従う旨及びいわゆるメーター販売の場合は検針の日等検針の方法を記載させる。
4. 第4号中「引取りの方法」としては、質量により販売した液化石油ガスであって消費されない残ガス計量の方法等引取りの具体的方法及び引取りの決済条件を記載させる。
5. 第5号、第6号、第8号及び第9号については、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号）の運用及び解釈の基準について」（平成9年3月19日付け平成09・03・17資庁第1号）を参照されたい。
6. 第10号における保安機関のうち、供給開始時点検・調査を行う保安機関については、改正法の施行の際現に液化石油ガスを供給している一般消費者等に対して供給開始時点検・調査が行われることはないので、書面に記載する必要はない。なお、液化石油ガス販売事業者が保安機関を変更したときは、遅滞なく、一般消費者等に対し書面を交付する必要がある。その際第10号に定める内容のみを交付することは差し支えない。

第14条（貯蔵施設の技術上の基準）関係

1. 第1号中、貯蔵施設の「明示」については、第三者からみて、当該貯蔵施設の範囲が客観的に明らかになる状態であればよく、例えば、コンクリート造りの建物の場合、さらにペイント等で境界を示す必要はない。建物がない場合には地上にペイントで線を引く等の措置を講ずるものとする。
また、「外部から見やすいように」とは、当該貯蔵施設の外部の何れの方向からもわかるようにすることをいい、例えば複数個の警戒標があればよい。
2. 第2号は、原則として貯蔵施設が、第1種保安物件に対し第1種施設距離以上、第2種保安物件に対し第2種施設距離以上の距離を有すべき旨の規定であり、貯蔵施設を新設する場合には、これらの距離内の土地を所有権、借地権等により確保させるように指導されたい。

なお、距離の測定は水平距離によって行う。

第16条（販売の方法の基準）関係

1. 第2号中の「その旨」については、次のように行うものとする。
 - (1) 明示すべき事項は、「充てん期限平□-○」（□は年、○は月を示す。）とし、月については、次回の再検査を受けないで液化石油ガスを充てんできる最終日を含む月とする。高圧ガス保安法第48条第5項の特充許可を受けている容器であって、再検査期限よりも特充期限が短い容器については、特充期限を充てん期限として明示する。
 - (2) 文字（数字を含む）の色は赤、（方法はスタンプ吹きつけでもよい。）その一つの大きさは縦横3cm以上を標準とし、2行以上にわたって記載してもよいこととする。
 - (3) 明示すべき位置は、容器の胴部の見やすい箇所とする。
2. 第3号は、充てん容器の引渡しは一般消費者のもとに配達し、配管に接続してからすべき旨の規定であり、いわゆる予備容器を一般消費者等のもとにおくことを禁止するものである。ただし、いわゆるツイン方式を禁止するものではない。（この場合、手動の切換えは一般消費者等が行ってもよい。）

「屋外において移動して使用される消費設備」とは、屋台等をいう。なお、配管を使用しないで燃焼器を容器に直接接続する用法のものに対しては適用されないものとする。
3. 第4号の「消費設備の数」は、ガスメーターの数により、算定するものとする。
4. 第6号中「計量器等作業に必要な物」とは、具体的には、計量器、転倒防止装置、工具、気密試験設備、塗装用設備（塗料を除く。）、温度計等をいう。
5. 第7号の「引火性若しくは発火性の物」には、例えば石油類を含み、薪炭類は含まない。
6. 第8号の「温度四十度以下に保つこと」については、例えば、直射日光、暖房等による温度上昇を防ぐため、屋根、障壁、散水装置を設ける等の措置を講じさせることとする。
7. 第11号については、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号）の運用及び解釈の基準について」（平成9年3月19日付け平成09・03・17資庁第1号）を参照されたい。
8. 第12号は、いわゆるガス切れにより消費者の利便に支障を生じないようにすることを目的としており、ガス切れのないよう定期的に、あるいは消費者の要求があった日時に可及的すみやかに液化石油ガスの引渡しをすべき旨を定めた規定である。しかし本号は液化石油ガスの引渡しを、契約の範囲内において遅滞なくすべき旨を規定したものであり、販売契約の締結自体を

強制するものではないから、例えば、代金の不払い等の場合に新たな供給を停止することは、本号の禁止するところではない。

9. 第13号本文は、液化石油ガスの取引は、ガスメーターの設置による体積販売すなわち計量法に定める法定計量単位の立方メートル（又はこの補助計量単位）により販売しなければならないことを定めた規定であり、同号ただし書は、次の場合には質量販売すなわち、計量法に定める法定計量単位のキログラム（又はこの補助計量単位）により販売することができることを定めた規定である。

(1) 内容積が20リットル以下の容器により取引する場合。（20リットル以下の容器であれば複数の容器を配管に接続して引き渡す場合も含む。）

なお、10キログラム容器は、20リットル以下の容器に該当しない。

(2) 規則第16条第3号ただし書に規定する場合、すなわち、自動車、屋台等に備えられた移動する消費設備により液化石油ガスを消費する者（例えば、ホットドック屋）に販売する場合

(3) 規則第17条の規定により、経済産業大臣が配管に接続することなく充てん容器を引き渡すことを認めた場合。

なお、ガスメーターの設置により、必ず圧力損失が発生するので、燃焼器入口における圧力が規則第44条第1号トに定める基準に適合するよう指導されたい。

また、この規定で法定計量単位による取引が義務づけられることとなるので、すべての液化石油ガス販売事業者に対し、計量法第10条、第12条又は第13条の規定が適用されることとなる。

すなわち、計量法第10条により液化石油ガスを販売する場合には正確に計量するよう努めなければならないこととなる。

また、計量法第12条により10kg以下の液化石油ガスを販売する場合においては、一定の誤差（量目公差）を超えないように計量する義務が課せられることとなる。

また、容器に封を施す場合においては、計量法第13条（密封をした特定商品に係る特定物象量の表記）が適用されることとなる。したがって、容器を封して販売するときは、計量法第13条により、充てん量等を表記しなければならない。

(4) 次の各号の一により、当該販売契約の締結日から1年以内に液化石油ガスの販売が行われなくなることが明らかであると登録者が認めた場合

一 販売契約締結日から1年以内にガス事業法によるガスの供給を受けることが、工事費払込済み証明書等又はその写しにより明らかであること。

二 都市計画法等により国、地方公共団体及びこれに準ずる者が土地を道路その他公共の用に供することに伴い、販売契約締結日から1年以内

に当該土地の上に建設されている建物の明渡しの行われることが建物明渡契約書又はその写しにより明らかであること。

三 土地収用法に基づく明渡しの裁決により販売契約締結日から1年以内に明渡しが行われることが、裁決書又はその写しにより明らかであること。

(5) 災害救助法第4条により供与された応急仮設住宅で液化石油ガスを消費する者に販売する場合

10. 第15号は、質量により販売した液化石油ガスであって消費されない残ガスの経済的意味の引取りを義務づける規定であり、液化石油ガス販売事業者が計画配送する場合も当然この規定が適用される。

「消費されないもの」とは、液状であるかガス状であるかを問わず消費されずに残っているものをいう。

「その他やむをえない事情」とは、例えば、一般消費者等が病気等により計量に立会えない事情にある場合等をいう。また、一般消費者等が不在がちであるとか、50kg容器に残ガスが大量に残っていて、その計量を行うのに非常に困難である等の理由で、一般消費者等との契約ないし書面の交付により、面前計量に代えて充てんした第一種製造事業者の事業所等において計量し、計った数量を証する付せんをそえて代金精算を行う場合も含む。

「その質量に応じた適正な価格で引き取ること。」とは、一般消費者等に対して継続的に販売している場合は、残ガスをその計った質量に応じて販売したときの価格で引き取ることを行うが、一般消費者等に対して継続的に販売することをやめ、すでに販売したものの引取りのみを行う場合（例えば、一般消費者等が引越しをするような場合）は、販売したときの価格から若干下回り、引取りに要する運搬費等を控除した価格で、引き取ることとなっても差支えない。

11. 第16号及び第17号については、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号）の運用及び解釈の基準について」（平成9年3月19日付け平成09・03・17資庁第1号）を参照されたい。

12. 第22号のバルク貯槽の検査又は第23号のバルク容器の機器の検査については、告示で定めるところにより検査を行う。この際、高圧ガス保安協会基準KHKS0745バルク貯槽の告示検査等に関する基準、KHKS0746附属機器等の告示検査に関する基準及びKHKS0841バルク貯槽及び附属機器等の告示検査等前作業に関する基準を用いて行うこと。

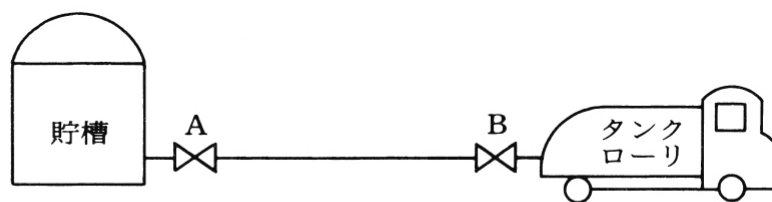
第18条（供給設備の技術上の基準）関係

1. 第1号ハ中「温度四十度以下に保つこと」については、例えば直射日光、

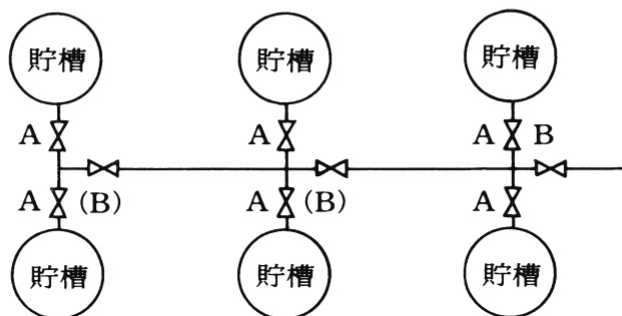
暖房等による温度上昇を防ぐため、屋根、障壁、散水装置を設ける等の措置を講じさせること。

2. 第2号ロ中「火気（当該貯蔵設備に附属する気化装置内のものを除く。以下ロにおいて同じ。）を取り扱う施設」とは、ボイラー、ストーブ等通常定置されて使用されるものをいい、煙草の火、自動車のエンジンの火花は含まれない。
3. 第2号二中「さく、へい等」とは、さく、へいのほか、コンクリートブロック等で建てられたいわゆるボンベ小屋の壁を含む。
また、「設けること」とは、人がみだりに立入れないように設けることをいう。
4. 第3号ハ(2)中「貯槽の頂部」の「貯槽」とは、貯槽本体を指すものとし、マンホール、付属弁類等は含まれない。
5. 第3号二中「火気（当該貯蔵設備に附属する気化装置内のものを除く。以下ニにおいて同じ。）を取り扱う施設」とは、2. と同じとする。
6. 第3号ヘ中「外部から」とは、貯槽の付近からと解し、例えば、地下に埋設されたものについては標識を掲げればよいものとする。
7. 第3号力中「安全な位置」とは、放出したガスが拡散して、当該ガスの爆発限界以下となる位置をいうものとする。
8. 第3号タは、貯槽には2以上のバルブを設けさせ、その一つは必ず貯槽の直近に設けさせるとともに、他の一つは貯槽と他の社会通念上別の工程とみられる箇所に至るまでの間に設けさせればよい旨の規定であり、必ずしも2つのバルブを相接近して設置することまでは要しない。
なお、このバルブの設け方を例示すると以下のとおりである。

(イ)



(ロ)



- A : 貯槽の直近に設けたバルブ
B : 他の一つのバルブ

(B)：必ずしも設けなくともよいバルブ

9. 第5号中「集合装置」とは、複数の容器又は貯槽内の液化石油ガスを1箇所集合するための高圧ホース、ピグテール、集合管等一連の機器の集合体をいう（以下規則第18条第6号、第7号、第8号及び第10号において同じ。）。また、「使用上支障のある腐しよく、割れ等」には、当該部分からのガス漏れを含むものとする。

10. 第9号中「変更（硬質管以外の管の交換を除く。）の工事」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 硬質管の延長、交換又は縮小を伴う工事

(2) 硬質管と同一型式の専用継手付きガスメーター又は自動ガス遮断器の交換に係る工事以外の硬質管と器具等（調整器を除く。）との接続の工事

11. 第19号ロの基準は、通常気化装置は、貯蔵設備と調整器（二段式減圧用二次側のものを除く。）の間の高圧部に設置されるものとして2.6メガパスカル以上の耐圧性能を有する旨規定したものであるが、気化装置の機能と調整器の機能とを一体として兼ね備えた気化装置（例えば、例示基準第33節気化装置における液状の液化石油ガスの流出防止措置(3)②第8図に示すような気化装置の場合）にあつては、高圧部の液化石油ガスの通る部分及び気化室本体の部分は2.6メガパスカル以上の耐圧試験に合格しなければならないが、調整器に係る部分を含めた気化室全体としては、調整器の中圧部分の耐圧試験圧力である0.8メガパスカル以上の耐圧試験に合格すればよいこととする。

12. 第19号ハは、液化石油ガスが気化装置の内部で漏えいした場合に当該気化装置内の火気が着火源となることを防止するための規定である。したがって、「直火で直接液化石油ガスを加熱する構造のもの」とは具体的には次の構造のものをいう。

(1) ガスバーナーの裸火又は赤熱金属部の放射熱等により液化石油ガスの充てんされた容器又は液化石油ガスの通る配管その他内圧部分を直接加熱する構造のもの

(2) 裸の電熱線が、液化石油ガスの充てんされた容器又は液化石油ガスの通る配管その他内圧部分に直接接触するもの又は間接に放射熱等により加熱する構造のものであつて、伝熱金属部（裸の電熱線を含む。）の表面温度が液化石油ガスの着火温度（440℃）以上となるもの

13. 第19号ホ中「寒冷地」とは、当分の間平成9年通商産業省告示第142号「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の規定に基づき容器を屋外に置くことが著しく困難な場合を定める件」に定められている地域として運用する。

14. 第23号は、一般消費者等のもとに供給管若しくは集合装置又は調整器

に接続されていない容器が存在しないようにするための規定で第16条第5号と同じ趣旨のものである。

「安全な場所に移す措置を講ずること」とは、具体的には、取り外す容器が自ら供給したものであるときは、速やかに引き取ることをいい、それが自ら供給した容器でないときは、それを供給した者に引き取らせるよう、容器の取り外しについて、事前に必要な連絡をすることをいう。

なお、本号は、充てん容器により体積による販売が行われている場合の規定であることから、バルク容器若しくはバルク貯槽又は質量による販売により液化石油ガスの供給が行われている場合の規定については、それぞれ、第19条（バルク供給に係る供給設備の技術上の基準）関係の2. 又は第44条（消費設備の技術上の基準）関係の8. を参照されたい。

第19条（バルク供給に係る供給設備の技術上の基準）関係

1. 第3号ホ(1)中「バルク貯槽の頂部」とは、バルク貯槽のうち、特定設備検査合格証又は特定設備基準適合証該当部分の頂部を指すものとし、プロテクター、安全弁の放出管等は含まれない。
2. 第7号において準用する前条第23号の規定については、一般消費者等のもとに供給管若しくは集合装置又は調整器に接続されていないバルク容器又はバルク貯槽が存在しないようにするための規定で第16条第5号と同じ趣旨のものである。

この場合における「安全な場所に移す措置を講ずること」とは、具体的には、充てん容器により体積による販売が行われている場合と同様に、取り外すバルク容器又はバルク貯槽が自ら供給したものであるときは、速やかに引き取ることをいい、それが自ら供給したバルク容器又はバルク貯槽でないときは、それを供給した者に引き取らせるよう、バルク容器又はバルク貯槽の取り外しについて、事前に必要な連絡をすることをいう。

第21条（特定供給設備）関係

1. 第1項中「これらに準ずる設備」とは、高圧ホース、ピグテール、集合管、液自動切替装置及び対震自動ガス遮断器等をいう。
2. 第2項は、貯槽等の修理、清掃、検査又は撤去に先だって仮設供給設備を連結して行われる消費調整は一時的なものなので、当該貯槽等の見やすい箇所には液化石油ガスを充填してはならない旨を表示し、かつ、液化石油ガスを充填できないように当該貯槽等に封印をするときは、当該貯槽等に現に貯蔵されている液化石油ガスの数量を当該貯槽等の貯蔵能力とすることとし、これによって、貯槽等に現に貯蔵されている液化石油ガスの数量と特定供給設備となる貯蔵能力の下限（1,000kg以上）との差を用いて、特定供給設備に係る義務を負うことなく、仮設供給設備を設置できるようにしたもの

である。

なお、当該表示及び封印を行った場合であっても、貯槽等に現に貯蔵されている液化石油ガスの数量と仮設供給設備の貯蔵能力を合算したものが1,000kg以上となるときは、特定供給設備の設置の許可及び完成検査が必要である。

3. 貯槽等を用いた供給設備に新たな貯蔵設備を連結した後、貯槽等の消費調整を行うことなく直ちに新たな貯蔵設備による液化石油ガスの供給に切り替え、直ちに貯槽等を取り外す一連の液化石油ガス設備工事を行う場合において、貯槽等と新たな貯蔵設備が配管上で連結されたわずかな時間の状態は当該工事の作業工程の一部であり、あえて、このわずかな時間の状態における供給設備の貯蔵能力を、貯槽等及び新たな貯蔵設備のそれぞれの貯蔵能力が合算されたものとみる必要はない。ただし、貯槽等と新たな貯蔵設備が連結された状態が長時間にわたって放置されるときは、この限りでない。

第22条（業務主任者の選任等）関係

1. 第1項中「一般消費者等の数」とは、供給設備により供給している場合にあっては、ガスメーター1個につき1として算定するものとする。
2. 一般消費者等の数が1,000未満の場合において2人以上を選任し、届け出てもよい。
3. 2人以上選任される場合は、責任の所在を明らかにするため、販売区域等に応じて監督の範囲を明らかにして届出させることができる。
4. 第2項第1号中「六十分以内に到達できる範囲」とは、通常において自動車等を利用して到達可能な範囲をいう。

第24条（業務主任者の職務）関係

1. 第7号中「法第27条第1項の保安業務の実施及びその結果を確認」には、保安機関から保安業務を実施したことにつき報告された内容を確認し、技術上の基準に適合しないと認められるものについては、所要の措置を講ずることまでが含まれる。

第25条（業務主任者の代理者）関係

1. 1人の業務主任者に対し2人以上の業務主任者の代理者を選任する場合は、その職務の代行の順序を明らかにさせること。
2. 第3項中「講習の課程を修了し」とは、講習を受講することのほか、その課程に含まれている試験に合格することを含む。

第27条（周知の内容）関係

1. 本条の周知の内容は、以下の表に掲げるところによる。

| 事 項 | 例 |
|-----------------------------|---|
| 使用する燃焼器の液化石油ガスに対する適応性に関する事項 | <p>(1) 使用している燃焼器が液化石油ガス用のものであること。</p> <p>(2) 燃焼器と液化石油ガスとが適応している場合又は適応していない場合の炎の状況を図示すること。</p> |
| 消費設備の管理及び点検に関し注意すべき基本的な事項 | <p>(1) 消費設備とは、メーターが取付けてある場合にはメーターの出口から燃焼器に至るまでの設備をいうこと。また、メーターが取付けてない場合には、容器から燃焼器に至るまでの設備をいうことを明確にすること。</p> <p>(2) 消費設備の管理及び点検責任は消費者等にあること。</p> <p>(3) 燃焼器以外の消費設備にあつては、配管等、とくにゴム管にひび割れ等が発生していないか否かを時々点検確認すること。</p> <p>(4) コンロ、ストーブ等の変更に当たっては、ゴム管はできるだけ深く硬質管にさしこみ、さしこみ部分はホースバンドでとめること。ゴム管の取替えも同様のこと。</p> <p>(5) 燃焼器の掃除に当たっては、ネジ等を取りはずす必要があるもの、例えばふろがま、瞬間湯沸器等にあつては、消費者等が自ら掃除をしないこと。</p> <p>(6) その他の燃焼器、例えばガスこんろにあつては、器具用掃除器を用いること。</p> <p>(7) ゴム管からのガス漏れの点検の方法としては、筆に石けん液をふくませ塗ってみて、あわが出るかどうかで点検し、また、ゴム管は早目に取替えること。</p> <p>(8) 着火時には着火を確認すること。</p> <p>(9) 煮たきの際は、立消えするおそれがあるから、なるべくその場を離れないようにし、立消えが起らないよう十分注意すること。</p> <p>(10) 小型容器は、転倒を防止する措置を講じた上で使用するとともに、保管する場合は、通風のよい場所においてすること。</p> <p>(11) 屋内に設置されたガス瞬間湯沸器については、不完全燃焼する状態に至った場合に当該湯沸器へのガスの供給を自動的に遮断し燃焼を停止する機能を有すると認められるものであつても、当該湯沸器が自動的に消火する現象が繰り返し発生する場合には再点火してはならないこと。</p> <p>(12) 液化石油ガス用ガス漏れ警報器に関して次の事項を確認及び注意すること。</p> <p>① 警報器が適切な位置に設置されていることを確認すること。</p> <p>② 警報器の電源プラグを常時コンセントに差し込むこと。</p> <p>③ 警報器の周りに物を置かないこと。</p> <p>④ 警報器が交換期限内のものであることを確認すること。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>燃焼器を使用する場所の環境及び換気に関する事項</p> | <p>(1) 燃焼器の設置場所には可燃物を置かないこと。</p> <p>(2) ふろがま及び大型湯沸器の設置場所には、給気口及び排気設備を設けること。</p> <p>(3) 燃焼器を使用中は時々窓を開けて換気し、小型燃焼器具でも長時間は使用しないこと。</p> |
| <p>一般消費者等が消費設備の変更の工事をする場合の液化石油ガス販売事業者に対する連絡に関する事項</p> | <p>(1) ふろがま及び大型湯沸器等固定式燃焼器の変更及び修理工事は、消費者等が自ら行わないこと。</p> <p>(2) 消費設備を変更したときは、その内容を液化石油ガス販売業者に連絡すること。</p> <p>(3) 業務用施設にあつては、配管系統の変更等設備の大幅な変更は販売事業者と十分連絡をとりながら実施すること。</p> |
| <p>ガス漏れを感知した場合その他液化石油ガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に一般消費者等のとるべき緊急の措置及び液化石油ガス販売事業者又は保安機関に対する連絡に関する事項</p> | <p>(1) ガス漏れを感知した場合は、次の手順で対処すること。</p> <p>① タバコの火等現に使用中の火気を消火すること。</p> <p>② 電気のスイッチを入れる等発火の原因となる行為をしないこと。</p> <p>③ 窓を開けること。</p> <p>④ 元栓が開栓している場合は閉栓すること。</p> <p>⑤ 液化石油ガス販売事業者又は保安機関にガス漏れのおそれがある旨連絡し、点検を受けるまでは、ガスを使用しないようにすること。</p> <p>⑥ 業務用施設にあつては、直ちに客等を安全な場所へ誘導し、避難させること。</p> <p>(2) 地震の場合には、使用中のガスの使用を中止し、器具栓及び元栓を閉栓するとともに、揺れの大きい地震の場合は、揺れが収まった後にバルブを閉じること。</p> <p>(3) 風水害時にはボンベが転倒又は流出しないような措置を講ずること。</p> <p>(4) 保安機関又は液化石油ガス販売事業者に緊急連絡する場合には、連絡者の住所、氏名及びガス漏れの箇所等災害の発生のおそれがある事実を通報すること。</p> |
| <p>前各号に掲げるもののほか、液化石油ガスによる災害の発生防止に関し必要な事項</p> | <p>(1) 三又（消費者が三又を知らない場合には、三又の現物を呈示する等により消費者に三又の認識をもたせること。）の使用を避けること。</p> <p>(2) 就寝前及び留守時には、器具栓及び元栓を閉じること。</p> <p>(3) マッチにて点火する場合には、点火後器具栓を開くこと。</p> <p>(4) 大規模料理飲食店等施設の管理者は、LPガス保安連絡担当者を通じ従業員に周知事項を徹底させること。</p> |

2. 周知すべき事項を記載する書面には、ヒューズガス栓、自動ガス遮断装置等の普及促進のためのPR、リース制度の紹介等消費設備の事故防止対策に係る事項を記載する欄を設けるように指導されたい。

第28条（委託契約に係る記載事項）関係

第3号中「災害が発生するおそれがある場合の連絡に関する事項」とは、

- (1) 供給設備について災害が発生するおそれのある場合には、供給設備の種類及び所在地、予見される災害の内容並びに保安機関が連絡する相手方（液化石油ガス販売事業者及び一般消費者等に被害が及ぶおそれがある場合にあつては当該一般消費者等）をいう。
- (2) 消費設備について災害が発生するおそれのある場合には、消費設備の種類その消費設備を使用する一般消費者等の氏名及び住所、予見される災害の内容並びに保安機関が連絡すべき相手方（液化石油ガス販売事業者及び一般消費者等）をいう。

第29条（保安業務区分）関係

1. 「供給開始時点検・調査」は、「容器交換時等供給設備点検」、「定期供給設備点検」及び「定期消費設備調査」の3区分の保安業務のうち供給開始時に行うものすべてを行う業務である。なお、この3区分のいずれかについて認定を受けた保安機関の事業所は、その認定を受けたそれぞれの区分の保安業務のうち供給開始時に行う点検・調査を行おうとするときは、「供給開始時点検・調査」の認定を受けることなくその業務を行うことができる。
2. 「緊急時連絡」の認定を受けた保安機関が行う業務は、一般消費者等から災害の発生の事実又は災害の発生のおそれがあることを通知された場合又は自ら一般消費者等の液化石油ガスの異常な消費量等を知った場合に、一般消費者等に対し適切な助言又は指示をすること、助言又は指示が適切に行えない場合に保安機関側からガスを遮断すること、必要に応じ「緊急時対応」を行うべき保安機関に連絡すること等（いずれの場合にも自ら出動することを要しない。）をいう。
3. 「緊急時対応」を行うことにつき法第29条第1項の認定を受けた保安機関の事業所が行う「緊急時対応」に係る一般消費者等の数が、その保安機関が法第29条第3項の規定により申請した一般消費者等の数より少ない場合、当該事業所は、同項の規定により申請した一般消費者等の数までは、新たに法第29条第1項の認定を受けることなく「緊急時連絡」の業務を行うことができる。

第30条（認定の申請）関係

1. 様式第12中「認定番号」とは、次のとおりとする。

- (1) 認定番号は9桁とし、1桁目及び2桁目は、別表第1に対応する番号とする。
 - (2) 3桁目は、「A」とする。ただし、認定業務を支庁等の長に行わせている場合など、必要に応じて「A」以外のアルファベットを用いることを妨げない。
 - (3) 4桁目から7桁目までは、保安機関ごとに付す番号とし、2以上の保安機関に対して同一の番号を付すことがないようにする。
 - (4) 8桁目及び9桁目は、別表第2による認定をした保安業務区分に対応する記号とする。
 - (5) 任意に10桁目以降を定めることは妨げない。
2. 第2項各号に掲げる書類については、「保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について」（平成25年3月29日付け20130208商局第3号）を参照されたい。

第32条（保安機関の損害賠償措置）関係

1. 第1号中「保安業務により一般消費者等の生命、身体又は財産について生じた損害」とは、保安機関により当該保安業務が適正に行われたか否かにかかわらず、供給設備の点検、消費設備の調査又は緊急時における対応を行った設備に係る災害によって生じた損害をいう。
2. 本条の保険契約において、保険の契約者は必ずしも法第29条第1項の認定の申請者自身でなくてもよい。すなわち、申請者Aのために、他の者BがAを被保険者とする損害賠償責任保険契約を保険会社Cと締結し、保険料はBが支払うものでもよいが、Aが保安業務により他人に被害を与え、その賠償を行わなければならない場合の支払について、規則32条各号以外の条件が付されていないものでなければならない。（例えば、AがBから受託した保安業務による災害の場合にのみ、支払われるような条件が付されていない。）

第36条（供給設備の点検の方法）関係

1. 第1項第1号表下欄中「供給開始時」とは、一般消費者等に対し新たに供給を開始しようとするときをいう。

液化石油ガス販売事業者が自ら工事を行い、その終了後規則第18条第9号の規定により気密試験を実施し合格した供給設備により直ちに供給を開始しようとするときは、供給開始時の漏えい試験は省略できるものとする。

「充てん容器等の交換時（充てん容器等の交換が毎月1回以上行われる場合にあっては毎月1回以上）」は、容器交換時とは別に月1回の検針時をもって点検を実施しても差し支えない。

第37条（消費設備の調査の方法）関係

1. 第1号表中「液化石油ガスの最初の引渡し時」とは、容器に充てんされた液化石油ガスを現に引き渡すときをいう。
2. 液化石油ガス販売事業者が自ら工事を行い、その終了後規則第44条第1号ホの規定により気密試験を実施し合格した消費設備に対し直ちに供給を開始しようとするときは、供給開始時の漏えい試験は省略することができるものとする。
3. 保安機関は、小型容器について調査を行う際、併せてその保管状況を確認し、適切な保管方法を指導すること。
4. 規則第16条第3号ただし書により一般消費者等に対して液化石油ガスを販売する場合は、最初の容器引渡しの際に使用上の注意事項を記載した書面を手交するとともに、法令により4年に1回以上（経過措置期間にあっては、2年又は3年に1回以上）消費設備について調査することとなっている関係上、前記書面には期限内に販売所（保安機関で対応する場合にあっては保安機関）に当該消費設備を持込まれたい旨を記載して交付するよう指導されたい。

第38条（周知の方法）関係

1. 「配布」については、「手交」することを要求するものではないが、本条は災害の発生の防止のために必要な事項を周知させることとしたものであるので、できるだけ消費者等に直接「手交」するよう指導されたい。
2. 供給開始時に行う周知は、保安の観点から必ず供給開始前に行うよう徹底されたい。
3. 周知すべき事項を記載した書面は、業務用施設における消費者に対するものと、その他一般消費者に対するものとを区分して作成するよう指導されたい。

なお、料理飲食店、旅館、ホテル等の施設（以下「料理飲食店等施設」という。）であって、小型容器（内容積が20リットル未満のもの）の最大保有数量が5本以上であるものに対しては、小型容器の使用上の注意事項、保管方法等を記載した書面を併せて交付し、周知させることとする。

4. 周知事項及び日常の安全管理の徹底を図るため、次の事項について保安機関及び販売事業者を指導されたい。
 - ① 保安機関は販売事業者と連携し、「1時間当たりの使用最大流量が3立方メートル以上のガスメーターを設置し、かつ、従業員が10人以上の料理飲食店等施設（以下「大規模料理飲食店等施設」という。）の管理者に対し、当該管理者が販売事業者との連絡窓口として「LPガス保安連絡担当者」を選任し、当該担当者を通じ周知事項を従業員に徹底するよう要請するとともに当該担当者の氏名を保安台帳に記載する。

なお、保安機関は、大規模料理飲食店等施設以外の業務用施設の管理者に対しても、周知事項を従業員に徹底するよう要請する。

- ② 保安機関又は販売事業者は、大規模料理飲食店等施設における安全管理の具体策を記した「LPガス安全管理マニュアル」を作成し、これをLPガス保安連絡担当者に手交し、大規模料理飲食店等施設の安全管理の徹底を図るよう要請する。

第39条（保安業務規程）関係

保安業務規程で定めるべき事項については、「保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について」（平成25年3月29日付け20130208商局第3号）を参照されたい。

第44条（消費設備の技術上の基準）関係

1. 第1号イ中「腐しよく、割れ等」とは、第18条（供給設備の技術上の基準）関係の9.と同じとする。
2. 第1号ホ中「変更（硬質管以外の管を除く。）の工事」とは、第18条（供給設備の技術上の基準）関係の10.と同じとする。
3. 第1号ヌ中「電源により操作される気化装置」とは、電源による加熱装置、温水循環装置、制御装置のいずれかを有するものをいう。

「手動復帰式自動ガス遮断器」とは、LPガスの圧力が一定以下に下がった場合に自動的にガス通路が遮断され、かつ、一旦ガス通路が遮断された後は、手動操作によらなければ、ガス通路の遮断が解かれないものをいう。

「その他操作用電源が停止したとき液化石油ガスの供給を維持するための装置」とは停電と同時に自動的に作動するものであって、ピーク時の一般消費者等のガス消費量の1時間分以上のガス供給能力を有するものをいう。

4. 第1号ワについては、法第41条又は法第63条の規定により表示が付されていないものは燃焼状況をみて、とくに異常がなければ適応しているものとし、異常がある場合は、個々に調べて判定する。
5. 第1号ヨ中「屋内」とは、屋根、柱及び壁（窓を含む。以下同じ。）によって囲まれている空間をいい、屋根、柱及び壁で一部が囲まれている等自然換気が十分行われているような空間（ベランダ、共同住宅のチャンバー室等）は、ここでいう屋内には該当しない。以下ネにおいて同じ。

また、第1号ヨ(1)中「ガス湯沸器」とは、給湯機能を有するものを総称していい、瞬間式、貯湯式の別、その他型式等は問わない。

6. 第1号ネ(3)中「先端」とは、給排気部の開口部をいい、「屋外に出ていること」とは開口部のすべてが壁の外面より突出し、かつ、その開口部の周囲が障害物によって遮へいされないことをいう。
7. 第2号イ(2)中「変更（硬質管以外の管を除く。）の工事」とは、第18条

(供給設備の技術上の基準) 関係の10. と同じとする。

8. 第2号イ(14)は、一般消費者等のもとに配管又は調整器に接続されていない容器が存在しないようにするための規定で、第16条第5号と同じ趣旨のものであり、質量による販売により液化石油ガスの供給が行われている場合について規定したものである。

「安全な場所に移す措置を講ずること」とは、具体的には、取り外す容器が自ら供給したものであるときは、速やかに引き取ることをいい、それが自ら供給した容器でないときは、それを供給した者に引き取らせるよう、容器の取り外しについて、事前に必要な連絡をすることをいう。

第45条(保安確保機器の種類) 関係

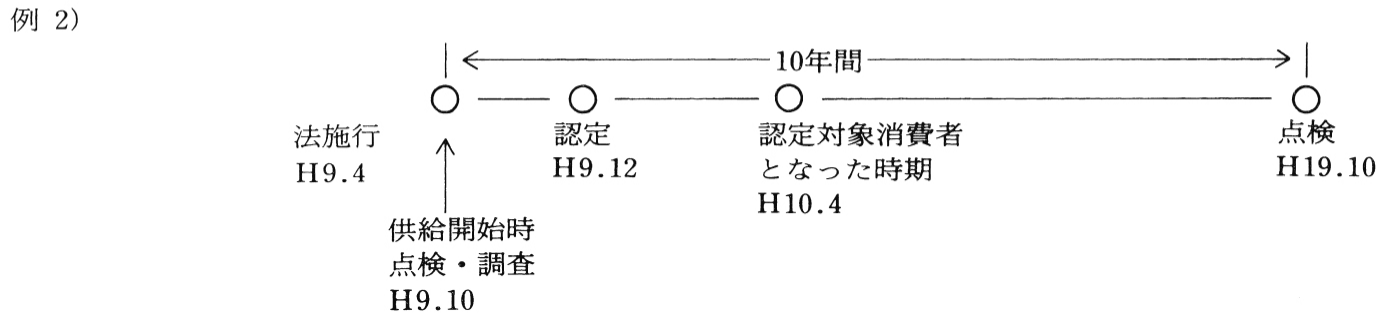
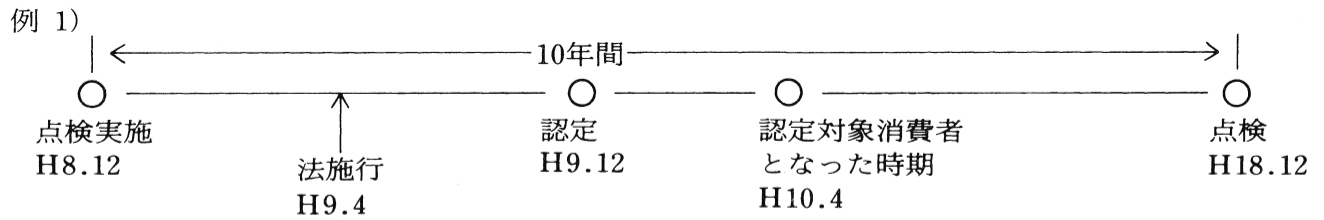
第2号中「その他一般消費者等の保安に係る情報」とは、保安確保機器を導入したことにより得られる情報であるから、例えば、継続使用時間超過情報、合計流量遮断情報、増加流量遮断情報、ガス漏れ警報連動遮断情報、低圧部微小漏えい警告情報、圧力監視異常情報、感震遮断情報等がこれに当たり、また集中監視センターからの遮断に関する情報もこれに含まれる。

第46条(保安確保機器の設置及び管理の方法) 関係

1. 第3号中「常時当該機器を監視する者」は、機器のオペレーターであり、機器の情報が適切に連絡されているか、運転異常がないかを監視し、また特定保安情報を販売店等に連絡するための要員である。なお、当該機器を設置する者が、入手した特定保安情報に基づき一般消費者等に保安上の指示、助言を行う場合には、保安業務を行うことに該当するため、保安機関として「緊急時連絡」の保安業務区分の認定を受ける必要がある。この場合、監視する者は前述の業務のほか、当該保安業務も行うことは差し支えない。
2. 第5号中「運営管理規程」に記載すべき事項については、別添の記載例を参照されたい。
3. 第6号の規定は、保安確保機器の設置及び管理の方法の一部を規定したものであり、当該規定の適用の範囲は認定対象消費者となる。

第50条(保安業務の方法等の特例) 関係

1. 本条における保安業務の特例が受けられるのは、認定を受けた者の認定対象消費者に係るもののみであり、認定を受けた者の一般消費者等のうち、規則第45条第1号から第3号までに定める機器が、規則第46条に定める方法で設置されていないものは、特例の対象とはならない。
2. 第2号中「認定を受けた際現に液化石油ガスの供給を受けている者における認定後の第1回の点検は、前回の点検から10年までの間に行うものとする。」とは、例示すれば以下のとおりである。



第 5 1 条（貯蔵施設等の許可申請）関係

第 2 項の貯蔵施設又は特定供給設備の位置（他の施設との関係位置を含む。）を示す図面については、貯蔵施設にあつては、通常販売所全体の平面図を用い、火気又は火気を取り扱う施設との距離関係及び店舗との位置関係等を明記させたもの、特定供給設備にあつては、火気を取り扱う施設との距離及び当該特定供給設備から液化石油ガスの供給を受ける施設との位置関係等を明記させたものとする。

構造を示す図面については、通常貯蔵施設又は特定供給設備の平面図及び立面図を用いたものであり、例えばさく、へい、障壁、扉及び屋根の構造（材質を含む。）等を添付したものを意味し、特定供給設備にあつては、規則第 2 1 条の設備の仕様等も含まれる。

付近の状況を示す図面とは、最寄りの鉄道の駅等からの道順がわかるもの並びに第 1 種保安物件及び第 2 種保安物件からの距離関係を明記させたものとする。

第 5 3 条（特定供給設備の技術上の基準）関係

1. 第 1 号イは、原則として貯蔵設備が第 1 種保安物件に対し 1 6 . 9 7 m 以上、第 2 種保安物件に対し 1 1 . 3 1 m 以上の距離を有するべき旨の規定であり、貯蔵設備を新設する場合はこれらの距離内の土地を所有権、借地権等により確保させるよう指導されたい。

なお、距離の測定は水平距離によって行う。

2. 第 1 号ハ中「火気（当該貯蔵設備に附属する気化装置内のものを除く。以下ハにおいて同じ。）を取り扱う施設」とは、第 1 8 条（供給設備の技術上の基準）関係 2 . に同じとする。

3. 第1号ホ中「さく、へい等」とは、第18条（供給設備の技術上の基準）関係3. に同じとする。
4. 第2号イは、原則として貯槽が第1種保安物件に対し、16.97m以上、第2種保安物件に対し11.31m以上の距離を有すべき旨の規定であり、貯槽を新設する場合はこれらの距離内の土地を所有権、借地権等により確保させるよう指導されたい。
なお、距離の測定は水平距離によって行う。
5. 第2号二(2)中「貯槽の頂部」の「貯槽」とは、第18条（供給設備の技術上の基準）関係4. に同じとする。
6. 第2号ホ中「火気（当該貯槽に附属する気化装置内のものを除く。以下ホにおいて同じ。）を取り扱う施設」とは、2. と同じとする。
7. 第2号へ中「貯槽（貯蔵能力が3000kg以上のものに限る。）」とは、一つの貯槽の貯蔵能力をいう。また、「最大直径」とは、各々の貯槽において取りうる直径の最大のもをいう。なお、その直径は枕型貯槽にあっては、軸方向に直角に切った断面の最大直径をいう。
8. 第2号チ中「外部から」とは、第18条（供給設備の技術上の基準）関係6. に同じとする。
9. 第2号タ中「安全な位置」とは、第18条（供給設備の技術上の基準）関係7. に同じとする。
10. 第2号ソは、第18条（供給設備の技術上の基準）関係8. に同じとする。
11. 第2号キ中「支持構造物」とは、レグ、ラグ、サドル、支柱、ブレース、ベースプレート、基礎ボルト及びアンカーストラップ並びにこれらと類似の機能を有する構造物をいう。

第54条（バルク供給に係る特定供給設備の技術上の基準）関係

第1号（第53条第1号イ）及び第2号ロは、原則としてバルク容器及びバルク貯槽が、第1種保安物件に対し16.97m以上、第2種保安物件に対し11.31m以上の距離を有すべき旨の規定であり、バルク容器及びバルク貯槽を新設する場合は、これらの距離内の土地を所有権、借地権等により確保させるよう指導されたい。

なお、距離の測定は水平距離によって行う。

第56条（貯蔵施設等の変更の許可申請）関係

第2項中「位置（他の施設との関係位置を含む。）、構造及び付近の状況を示す図面」とあるのは、第51条（貯蔵施設等の変更の許可申請）関係と同じとする。

第63条（充てん設備の許可申請）関係

1. 第1項中「充てん設備の使用の本拠」とは、車庫をいい、車庫がない場合には、当該充てん設備を使用していないときに通常置く場所をいう。
2. 第2項において、第1号の書類は、充てん設備の図面及び規則第64条の技術上の基準についての適合状況を記した書類（仕様書、図面等を含む。）とし、第2号の図面は、車庫の構造、事業所内の他の施設との位置関係がわかるもの及び最寄りの鉄道の駅等からの道順がわかるものに第1種保安物件及び第2種保安物件からの距離関係を明記させたものとする。

第66条（軽微な変更）関係

第1号中「(同型式のものに限る。)」とは、同一製造事業者による同一型式との意味であり、仕様又は性能が変更されるものは、規則第65条の許可を申請する必要がある。また、第2号中「液化石油ガスの通る部分以外の充てん設備に係る設備」とは、規則第64条の技術上の基準に係るもの以外であることはいふまでもなく、例えば、シャーシー部分の取り替え等がこれに当たる。

第72条（液化石油ガスの充てん作業の技術上の基準）関係

第2号ロ及び第3号ハ中「充てん設備（充てん口を含む。）の外面から……距離があること」とは、規則第19条第3号ロただし書の構造壁等又は規則第54条第2号ロ(2)の障壁が設置してある場合には、当該構造壁又は障壁による迂回水平距離が、それぞれに定めた保安物件までの距離を満たしていればよい。

第86条（施設又は建築物の指定）関係

第5号中「共同住宅」とは、アパート、マンション等の集合住宅であって、同一建築物内に3世帯以上入居する構造のものをいい、床面積の広さ及び資材が木造であるか、鉄筋又は鉄骨であるかは問わない。

第87条（液化石油ガス設備工事）関係

第2項は、貯槽等の修理、清掃、検査又は撤去に先だって仮設供給設備を用いて行われる消費調整は一時的なものなので、第21条第2項の規定を準用することとし、これによって、貯槽等に現に貯蔵されている液化石油ガスの数量と液化石油ガス設備工事の届出の対象となる貯蔵能力の下限（500kg超）との差を用いて、当該届出の義務を負うことなく、仮設供給設備を設置できるようにしたものである。

なお、当該表示及び封印を行った場合であっても、貯槽等に貯蔵されている液化石油ガスの数量と仮設供給設備の貯蔵能力を合算したものが500kgを超えるときは、液化石油ガス設備工事の届出が必要である。

第108条（液化石油ガス設備工事の作業）関係

1. 第2号の硬質管相互を接続する作業には金属管と金属フレキシブルホースを接続する作業を、硬質管を取り外す作業には金属管又は金属フレキシブルホースを取り外す作業を、硬質管の取り外しのために硬質管を切断する作業には金属管又は金属フレキシブルホースの取り外しのために金属管又は金属フレキシブルホースを切断する作業を含むものとする。
2. 硬質管とガス栓の接続に係る工事はガス栓と金属フレキシブルホース及び燃焼器との接続工事も硬質管の接続に係る一体の工事として含まれ、硬質管とガス栓の取り外しに係る工事はガス栓と金属フレキシブルホース及び燃焼器との取り外しに係る工事も硬質管の取り外しに係る一体の工事として含まれる。
3. 液化石油ガスの供給契約が解除され、第18条、第19条又は第44条に規定する技術上の基準に則り適切に充てん容器等が撤去されている場合には、残存する調整器、ガスメーター、配管、ガス栓等は液化石油ガスの供給設備及び消費設備には該当しないものとする。

従って、これらの配管等の取り外しや切断に係る行為については、液化石油ガス設備士以外の者が行うことを妨げない。ただし、契約解除により充てん容器等を撤去してから十分な時間が経過していない時点では配管等に液化石油ガスが残留しているため、災害防止の観点から、その取り外しや切断を行う者は十分な注意を払う必要がある。また、当該配管等については、通常液化石油ガス販売事業者又は一般消費者等の所有物であることから、当該配管等の取り外しや切断にあたっては、その取り外しや切断を行う者は民法その他の法令に抵触しないか留意する必要がある。

なお、住宅の建て替え等により、液化石油ガスの供給を一時的に休止する場合に、法令に基づく技術上の基準に則り適切に容器等が撤去されている場合には、上記の取扱に準ずるものとして、液化石油ガス設備士以外の者が行うことを妨げない。

第109条（液化石油ガス設備士の講習）関係

液化石油ガス設備士のいわゆる再講習は、液化石油ガス設備士免状の交付を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から三年以内に第1回の講習を受ける必要があるが、この講習は、三年の期間の満了前に実施する高圧ガス保安協会の講習を意味する。また、再々講習は、再講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から五年以内の期間満了前直近以前の講習をいい、その後の講習も同様とする。

第112条（事業の開始の届出）関係

事業開始の届書には、次の事項を記載した書面を添付させるよう指導された

い。

- (1) 液化石油ガス設備士の氏名及び液化石油ガス設備士免状の番号
- (2) 自記圧力計の数

なお、(1)及び(2)の事項につき変更があった場合には、変更届を提出するよう併せて指導されたい。

第113条（届出事項）関係

「配管図面の保存の場所」とは、例えば、〇〇設備工事店の事務所の戸棚又はロッカー等と具体的に記載すること。

「分類の方法」とは、記録については、例えば、カードに記載して液化石油ガス設備工事をした消費者名をアイウエオ順に分類して保存するとか、配管図面については、施工工事の日付順にかつ記録と対応してアイウエオ順に分類整理する等の方法を具体的に記載すること。

第115条（施工後の表示に係る特定液化石油ガス設備工事）関係

1. 第1号中「二以上の消費設備」とは、1つの供給設備から2以上の消費世帯（消費世帯の数はガスメーターの数により数える。）に供給する場合をいう。
2. 第2号中「配管の長さが屋内において四メートル以上」とは、1の消費世帯の場合にあって下図1のような消費設備の設置状況の場合1ヶ所でも4m以上（立ち上がり部を含む。）であれば、当該すべての消費設備の設置又は変更工事が表示及び記録すべき特定液化石油ガス設備工事に該当する。

また、下図2の場合において、各部屋とも4m未満で、その合計が4mを超えた場合であっても、当該設備工事に該当しない。

図1 設備工事に該当する場合

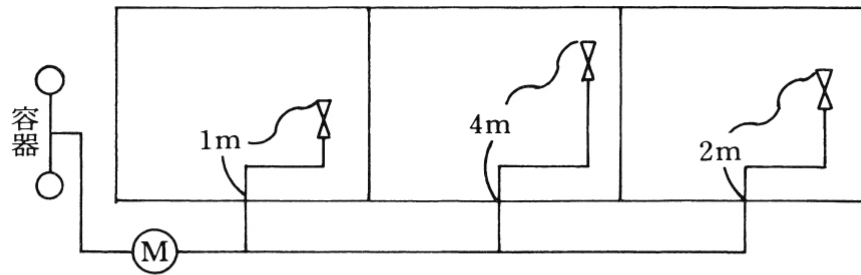
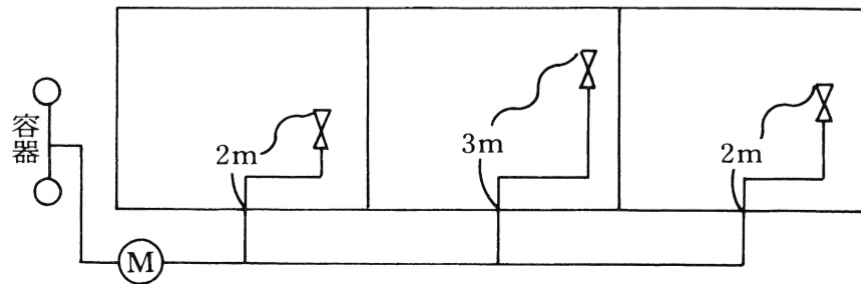


図2 設備工事に該当しない場合



第116条（表示の方法）関係

「容易に離脱しない方法」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 障壁等平面な箇所に取り付ける場合にあつては、釘打ち又はハンダ付け等で固定することをいい、供給管又は配管に取り付ける場合にあつては針金等で固定して取り付けることをいう。
- (2) シール等により表示を行う場合にあつては、貼付場所が円滑であり、当該シールの密着性を確保できることをいう。

第117条（表示すべき事項）関係

第3号中「連絡先」とは、住所及び電話番号をいう。

第118条（記録すべき事項）関係

第2号中「特定液化石油ガス設備工事の内容」には、配管等の材料並びに腐食及び損傷を防止する措置を含む。なお、これらの事項は、配管図面上に記号等を用いて記載しても差し支えない。

第119条（記録及び配管図面の保存の方法）関係

記録する用紙は、カード等を用い、また配管図面にあつては、施工工事の日付順にファイルする等関係者等からの閲覧又は謄写の申出に応じられるような体制を整えるよう関係業界を指導されたい。

第131条（帳簿）関係

1. 第1項表第1の項下欄中「充てん容器の種類」とは貯蔵能力又は内容積別をいい、「販売開始の年月日」とは液化石油ガス販売契約の締結の日をいう。
2. 第1項表第5の項及び第6の項に記載される点検及び調査の結果、講じた措置の内容又は異常の内容若しくはそれに対して講じた措置については、その内容を明らかにするため、貯蔵設備から消費者における燃焼器又は燃焼器のない場合には末端ガス栓までの配置図又は供給管及び配管等の状況を記載するものとする。
3. 集団供給及び業務用等で帳簿に配置図又は供給管及び配管等の状況が記載できない場合にあつては別途図面を作成して保管し、帳簿に別途保管している旨を記載させておくことにより、必要な場合直ちに取り出せるような体制をとらせておくこと。
4. また、本条の帳簿の体裁は、カード、伝票式のものでもよい。
5. 第4項において、バルク貯槽等の検査を行った場合に記載する帳簿の保存期間は、①次回の検査を行う日まで、又は、②バルク貯槽等をくず化し、その他バルク貯槽等として使用することができないように処分する日までである。

なお、バルク貯槽等の検査を行った場合に記載する帳簿は、一般消費者等に係るものではないので、一般消費者等との販売契約を解除した後も、定められた保存期間が経過するまでは保存しなければならない。

第132条（報告）関係

1. 液化石油ガス販売事業者の報告事項中「販売する一般消費者等の数及び保安業務の委託状況」については、販売所ごとの一般消費者等の数を記載させること。
2. 液化石油ガス販売事業の報告にあつては様式1、保安業務の報告にあつては様式2により行うものとする。
3. 充てん事業者の報告事項中「一般消費者等の数」及び「充てん作業者の数」については、使用の本拠ごとに記載させること。

様式 1

年 月 日

液化石油ガス販売事業報告

殿

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名

住所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第 132 条の規定により
報告します。

1. 報告する事業年度の期間 年 月 日から 年 月 日
2. 販売する一般消費者等の数及び保安業務の委託状況

| | |
|--------------|---|
| 販売する一般消費者等の数 | 戸 |
|--------------|---|

| 保安業務の委託状況 保安業務区分 | 委託先の保安機関の名称 及び認定番号 | 委託している一般消費者等の数 |
|---------------------|-----------------------|----------------|
| 1. 供給開始時点検・調査 | | 戸 |
| 2. 容器交換時等供給設備点検 | | 戸 |
| 3. 定期供給設備点検 | | 戸 |
| 4. 定期消費設備調査 | | 戸 |
| 5. 周知 | | 戸 |
| 6. 緊急時対応 | | 戸 |
| 7. 緊急時連絡 | | 戸 |

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 液化石油ガス販売事業者が保安業務の全部又は一部について自らが行っている場合には「委託先の保安機関の名称及び認定番号」及び「委託している一般消費者等の数」の欄に自社の名称及び認定番号、一般消費者等の数を記載すること。

様式 2

年 月 日

保安業務実施状況報告

殿

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名

認定番号

住所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第132条の規定により
報告します。

1. 報告する事業年度の期間 年 月 日から 年 月 日
2. 保安業務実施状況

事業所の名称

事業所の所在地

保安業務資格者の数 人

| 保安業務の区分 | 一般消費者等の数 | 保安業務を実施した 一般消費者等の数 |
|-----------------|----------|-----------------------|
| 1. 供給開始時点検・調査 | 戸 | 戸 (内再調査 戸) |
| 2. 容器交換時等供給設備点検 | 戸 | 戸 |
| 3. 定期供給設備点検 | 戸 | 戸 |
| 4. 定期消費設備調査 | 戸 | 戸 (内再調査 戸) |
| 5. 周知 | 戸 | 戸 |
| 6. 緊急時対応 | 戸 | 戸 |
| 7. 緊急時連絡 | 戸 | 戸 |

3 役員又は構成員の変更の内容

| |
|-------|
| 変更の内容 |
| |

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

第 1 3 3 条（事故届）関係

本条の規定は、高圧ガス保安法第 6 3 条の規定に準じ設置したものである。なお、当該届出が必要となる場合とは、点検・調査を実施中に事故が発生したとき、又は緊急時対応を行うべき場合において災害が発生した場合等、保安機関が災害の発生に立ち会っていた場合をいう。

第 1 4 0 条、第 1 4 1 条、第 1 4 2 条（経済産業大臣に対する都道府県知事の報告）関係

本規定により、令第 1 3 条第 8 項の規定に基づく経済産業大臣への報告は、当該都道府県の区域を管轄する経済産業局長又は産業保安監督部長に対して行うこととなる。当該報告を受けた経済産業局長又は産業保安監督部長は、すみやかに経済産業大臣に報告するものとする。

なお、令第 1 4 条第 1 0 項、第 1 1 項、第 1 2 項及び第 1 3 項の規定に基づき経済産業局長又は産業保安監督部長が経済産業大臣の登録した販売事業所への立入検査等を実施した場合には、本規定に準じて取り扱うものとする。

別表第 1

| 経済産業省、産業保安監督部又は都道府県 | 番 号 |
|---------------------|-----|
| 北海道 | 0 1 |
| 青森県 | 0 2 |
| 岩手県 | 0 3 |
| 宮城県 | 0 4 |
| 秋田県 | 0 5 |
| 山形県 | 0 6 |
| 福島県 | 0 7 |
| 茨城県 | 0 8 |
| 栃木県 | 0 9 |
| 群馬県 | 1 0 |
| 埼玉県 | 1 1 |
| 千葉県 | 1 2 |
| 東京都 | 1 3 |
| 神奈川県 | 1 4 |
| 新潟県 | 1 5 |

| | |
|------|-----|
| 富山県 | 1 6 |
| 石川県 | 1 7 |
| 福井県 | 1 8 |
| 山梨県 | 1 9 |
| 長野県 | 2 0 |
| 岐阜県 | 2 1 |
| 静岡県 | 2 2 |
| 愛知県 | 2 3 |
| 三重県 | 2 4 |
| 滋賀県 | 2 5 |
| 京都府 | 2 6 |
| 大阪府 | 2 7 |
| 兵庫県 | 2 8 |
| 奈良県 | 2 9 |
| 和歌山県 | 3 0 |
| 鳥取県 | 3 1 |
| 島根県 | 3 2 |
| 岡山県 | 3 3 |
| 広島県 | 3 4 |
| 山口県 | 3 5 |
| 徳島県 | 3 6 |
| 香川県 | 3 7 |
| 愛媛県 | 3 8 |
| 高知県 | 3 9 |
| 福岡県 | 4 0 |
| 佐賀県 | 4 1 |
| 長崎県 | 4 2 |
| 熊本県 | 4 3 |
| 大分県 | 4 4 |
| 宮崎県 | 4 5 |
| 鹿児島県 | 4 6 |

| | |
|-----------------|-----|
| 沖縄県 | 4 7 |
| 経済産業省 | 5 0 |
| 関東東北産業保安監督部東北支部 | 5 1 |
| 関東東北産業保安監督部 | 5 2 |
| 中部近畿産業保安監督部 | 5 3 |
| 中部近畿産業保安監督部近畿支部 | 5 4 |
| 中国四国産業保安監督部 | 5 5 |
| 中国四国産業保安監督部四国支部 | 5 6 |
| 九州産業保安監督部 | 5 7 |

別表第 2

| 認定をした保安業務区分 | 記号 |
|-------------|----|
| 1 | AA |
| 2 | AB |
| 3 | AC |
| 4 | AD |
| 5 | AE |
| 6 | AF |
| 7 | AG |
| 1 2 | BA |
| 1 3 | BB |
| 1 4 | BC |
| 1 5 | BD |
| 1 6 | BE |
| 1 7 | BF |
| 2 3 | CA |
| 2 4 | CB |
| 2 5 | CC |
| 2 6 | CD |
| 2 7 | CE |
| 3 4 | DA |

| | | | |
|---|---|---|----|
| 3 | 5 | | DB |
| 3 | 6 | | DC |
| 3 | 7 | | DD |
| 4 | 5 | | EA |
| 4 | 6 | | EB |
| 4 | 7 | | EC |
| 5 | 6 | | FA |
| 5 | 7 | | FB |
| 6 | 7 | | GA |
| 1 | 2 | 3 | HA |
| 1 | 2 | 4 | HB |
| 1 | 2 | 5 | HC |
| 1 | 2 | 6 | HD |
| 1 | 2 | 7 | HE |
| 1 | 3 | 4 | HF |
| 1 | 3 | 5 | HG |
| 1 | 3 | 6 | HH |
| 1 | 3 | 7 | HI |
| 1 | 4 | 5 | HJ |
| 1 | 4 | 6 | HK |
| 1 | 4 | 7 | HL |
| 1 | 5 | 6 | HM |
| 1 | 5 | 7 | HN |
| 1 | 6 | 7 | HO |
| 2 | 3 | 4 | IA |
| 2 | 3 | 5 | IB |
| 2 | 3 | 6 | IC |
| 2 | 3 | 7 | ID |
| 2 | 4 | 5 | IE |
| 2 | 4 | 6 | IF |

| | |
|---------|-----|
| 2 4 7 | I G |
| 2 5 6 | I H |
| 2 5 7 | I I |
| 2 6 7 | I J |
| 3 4 5 | J A |
| 3 4 6 | J B |
| 3 4 7 | J C |
| 3 5 6 | J D |
| 3 5 7 | J E |
| 3 6 7 | J F |
| 4 5 6 | K A |
| 4 5 7 | K B |
| 4 6 7 | K C |
| 5 6 7 | L A |
| 1 2 3 4 | MA |
| 1 2 3 5 | MB |
| 1 2 3 6 | MC |
| 1 2 3 7 | MD |
| 1 2 4 5 | ME |
| 1 2 4 6 | MF |
| 1 2 4 7 | MG |
| 1 2 5 6 | MH |
| 1 2 5 7 | MI |
| 1 2 6 7 | MJ |
| 1 3 4 5 | MK |
| 1 3 4 6 | ML |
| 1 3 4 7 | MM |
| 1 3 5 6 | MN |
| 1 3 5 7 | MO |
| 1 3 6 7 | MP |

| | |
|-----------|----|
| 1 4 5 6 | MQ |
| 1 4 5 7 | MR |
| 1 4 6 7 | MS |
| 1 5 6 7 | MT |
| 2 3 4 5 | NA |
| 2 3 4 6 | NB |
| 2 3 4 7 | NC |
| 2 3 5 6 | ND |
| 2 3 5 7 | NE |
| 2 3 6 7 | NF |
| 2 4 5 6 | NG |
| 2 4 5 7 | NH |
| 2 4 6 7 | NI |
| 2 5 6 7 | NJ |
| 3 4 5 6 | OA |
| 3 4 5 7 | OB |
| 3 4 6 7 | OC |
| 3 5 6 7 | OD |
| 4 5 6 7 | PA |
| 1 2 3 4 5 | QA |
| 1 2 3 4 6 | QB |
| 1 2 3 4 7 | QC |
| 1 2 3 5 6 | QD |
| 1 2 3 5 7 | QE |
| 1 2 3 6 7 | QF |
| 1 2 4 5 6 | QG |
| 1 2 4 5 7 | QH |
| 1 2 4 6 7 | QI |
| 1 2 5 6 7 | QJ |
| 1 3 4 5 6 | QK |

| | |
|--|-----|
| 1 3 4 5 7 | Q L |
| 1 3 4 6 7 | Q M |
| 1 3 5 6 7 | Q N |
| 1 4 5 6 7 | Q O |
| 2 3 4 5 6 | R A |
| 2 3 4 5 7 | R B |
| 2 3 4 6 7 | R C |
| 2 3 5 6 7 | R D |
| 2 4 5 6 7 | R E |
| 3 4 5 6 7 | S A |
| 1 2 3 4 5 6 | T A |
| 1 2 3 4 5 7 | T B |
| 1 2 3 4 6 7 | T C |
| 1 2 3 5 6 7 | T D |
| 1 2 4 5 6 7 | T E |
| 1 3 4 5 6 7 | T F |
| 2 3 4 5 6 7 | U A |
| 1 2 3 4 5 6 7 | V A |
| <p>(備考)</p> <p>認定をした保安業務区分の欄における数字は、それぞれ次の保安業務区分を表す。</p> <p>1 供給開始時点検・調査</p> <p>2 容器交換時等供給設備点検</p> <p>3 定期供給設備点検</p> <p>4 定期消費設備調査</p> <p>5 周知</p> <p>6 緊急時対応</p> <p>7 緊急時連絡</p> | |

昭和54年通商産業省令第26号附則（以下「附則」という。）第2項、第3項（経過措置）関係

1. 第2項中「（改正前の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第7条の2第10号に規定する供給用貯蔵設備である既設特定供給設備については、新規則第6条の2第1号ハの規定を除く。）」とあるのは、すでに旧規則の供給用貯蔵設備である既設特定供給設備については、旧規則第7条の2第12号において新規則第6条の2第1号ハと同一の規制がなされているため、特に経過措置を設ける必要はなく、新たに新規則第6条の2第1号ハの規制の対象となる旧規則第20条第6号に規定する消費用貯蔵設備である既設特定供給設備についてのみ経過措置を設けるために規定したものである。

2. 特定供給設備については、第2項及び第3項により経過措置が定められているが、昭和54年6月29日までに行われる改正法附則第3条第2項による届出の際にこれらの項に掲げる基準に適合していないものは、猶予期間中に法第8条第1項の変更許可を受けて上記基準に適合させる必要があるため、届出の際それぞれ基準に適合しているよう措置すべき旨液化石油ガス販売事業者に対して指導されたい。

なお、届出により許可を受けたとみなされる特定供給設備については法第12条の使用前検査を受けさせる必要はない。

3. 第3項第2号中の第1種保安距離については、旧規則の「消費用貯蔵設備」として学校、病院等第1種保安物件内に設けられている新規則の特定供給設備であっても、今後は次のように取扱うこととする。

(1) 障壁を設けることにより要求される保安距離が0メートルとなる特定供給設備については、障壁を設けた場合のみ引き続き設置を認めることとする。

(2) 障壁を設けても要求される保安距離が0mを超える設備については、貯蔵能力の減少により(1)に適合するよう措置しない限り、廃止しなければならないものとする。

昭和54年通商産業省令第26号附則第7項（経過措置）関係

本項は昭和53年4月18日現在設置されている既設供給設備であって新規則施行前に旧規則第7条の2第31号に基づく水柱550mm以上の圧力による気密試験に合格したもの以外のものについては、遅滞なく上記気密試験を実施し合格させる必要がある旨規定したものであり、他方、上記既存供給設備に係る既存消費設備については、特に附則により上記気密試験の実施に関する規定がなされていないが、液化石油ガス設備として供給設備と消費設備とは一体不可分なものであるため、総点検に際しては、既設供給設備の気密試験を実施するときは、既設消費設備についても必ず実施するよう強く指導されたい。

昭和 56 年通商産業省令第 68 号附則関係

第 2 項中「耐震上軽微な変更の工事」とは、次のいずれかに該当すると認められるものをいうが、明確に該当すると認められるもの以外は当分の間本省に照会されたい。

- (1) 耐震設計構造物の材料、加工方法、構造等を変更しない部材等の補修及び取替え工事（(2)に掲げるものを除く。）
- (2) 耐震設計構造物の応力等の計算を要しない部材等の補修及び取替え工事であって、耐震設計上従来と同等以上の安全性が確保されるもの
- (3) 配管、バルブ等当該耐震設計構造物の附属品に係る変更に伴って行われる耐震設計構造物の変更の工事であって、耐震設計上従来と同等以上の安全性が確保されるもの
- (4) 保安上又は公害防止上の必要性から特定供給設備を変更することに伴う当該耐震設計構造物の変更の工事であって、耐震設計上従来と同等以上の安全性が確保されるもの

平成 9 年通商産業省令第 11 号附則第 5 条関係

附則第 5 条第 1 号中「イ及びハに定めるものを設置する場合」とは、告示に定めるガスメーターと対震自動ガス遮断器を共に設置する場合をいい、双方を同時に設置する場合のほか、既にイの基準に適合するガスメーターを設置しており対震自動ガス遮断器を後から設置する場合及び器具省令の基準に適合する対震自動ガス遮断器を内蔵したガスメーターを設置する場合も含む。

附則〔平成 9 年 11 月 20 日 平成 09・09・29 立局第 3 号〕

この通達の施行の際現に設置されている貯蔵施設又は高圧ガス保安法の容器置場については、第 11 条関係の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

運営管理規程（例）

（目的）

第1条 この規程は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「法」という。）第35条の6の規定に基づき、保安確保機器の設置及び管理の方法について定め、もって管理業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

（保安確保機器の種類）

第2条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第45条第1号及び第4号に定める機器のうち、認定対象消費者の供給設備及び消費設備に設置する機器は次の各号に定めるものとする。（実際に設置するものを適宜記載すること。）

- 一 S型マイコンメーター（SB型マイコンメーター）
- 二 流量検知式切替型漏えい検知装置又は流量検知式圧力監視型漏えい検知装置（ただし、〇〇戸以上の集合住宅に設置するものとする。）
- 三 液化石油ガス用ガス漏れ警報器
- 四 液化石油ガス用継手金具付低圧ホース（Ⅰ類又はⅡ類）
- 五 調整器（Ⅰ類又はⅡ類）
- 六 液化石油ガス用継手金具付高圧ホース（Ⅰ類又はⅡ類）

2 規則第45条第3号の機器の設置場所（以下「集中監視センター」という。）は自社（他社）の集中監視センターであって次に掲げる所在地に設置するものとする。

名 称：

所 在 地：

電話番号：

（特定保安情報の種類）

第3条 液化石油ガス販売事業者の認定に係る保安確保機器の設置等の細目を定める告示（以下「告示」という。）第6条第2号に定める特定保安情報の種類は次の各号に掲げるものとする。

- 一 合計・増加流量遮断
- 二 継続使用時間超過
- 三 微小漏えい警告
- 四 圧力監視異常（調整圧力、閉そく圧力）
- 五 感震遮断
- 六 ガス漏れ警報連動遮断
- 七 集中監視センターからのガスメーターの遮断

（監視する者の業務内容）

第4条 規則第46条第3号の監視する者（以下「監視員」という。）の業務内容は次の各号に定めるとおりとする。

一 集中監視センター内の機器の作動状況を確認し、異常があった場合に必要措置を講ずること。

二 特定保安情報を液化石油ガス販売事業者（保安機関）に連絡すること。

三 伝達された特定保安情報について、当該一般消費者等に対し、適確な対応（指示、助言）を行うこと。

四 緊急を要するものについては、緊急時対応を行う保安機関、液化石油ガス販売事業者及び集中監視センター責任者に連絡すること。

五 受信票（例えば受信日時、顧客名、特定保安情報の内容、原因、処置事項、担当者等）に必要な事項を記載すること。

（監視員の配置場所及びその体制）

第5条 監視員は、第2条第2項の集中監視センターに常時配置するものとする。

2 当該集中監視センターの監視員は当直により対応するものとし、〇〇人での交代制とする。

（保安確保機器の設置の計画）

第6条 規則第45条第1号及び第4号の保安確保機器は、告示第5条の基準に適合するよう設置するものとし、毎年度初に当該年度に設置期限が満了となる機器、交換を要する一般消費者等の氏名及び住所をとりまとめ、〇月から△月までの間に適宜交換を行うものとする。

（附則）

この運営管理規程は平成 年 月 日から施行する。

別添5 液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用及び解釈について

別表第3関係（第11条、第13条関係）

液化石油ガス器具等の技術上の基準（別表第3）に係る適合性の確認に際して使用する試験ガスについては、この運用に特段の定めをしているものを除き、原則として、日本工業規格S2093（2010）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の5試験ガスに定める規格に適合するガスによることとする。

[カートリッジガスこんろ]

2について

- (1) 「同等以上の耐食性のある材料」とは、日本工業規格Z2371（2000）塩水噴霧試験方法の3. 装置に定める規格に適合する装置を用い、9. 噴霧室の条件に定める規格に適合する塩水噴霧試験室において、7. 2. 1中性塩水噴霧試験に定める規格に適合する試験用塩溶液を24時間以上噴霧した後、16. 判定方法a)面積法に定める規格に適合する方法により判定を行ったとき、腐食がないか又はレイティングナンバ9. 8から6までの腐食面積率である金属のことをいう。
- (2) 「表面」とは、液化石油ガスの通る部分（パイロットバーナー、メインバーナー及びノズル以外の部分に限る。）、器具栓、バーナー受け及び汁受けにあつては外面を、パイロットバーナー、メインバーナー、ノズル及び空気調節器にあつては内面及び外面をいう。

3について

「液化石油ガスに侵されない」とは、日本工業規格S2147（2009）カセットこんろの5. 材料b)に適合していることをいう。

4について

「通常の点火操作」とは、日本工業規格S2147（2009）カセットこんろの6. 9. 2試験方法c)の操作をいう。

5について

「電極部に常時黄炎が触れない」とは、使用すべき容器等を用いて15分間燃焼したとき、電極部に黄炎が1分間に30秒以上連続して触れていないことをいう。

6について

- (1) 「確実に着火」とは、5回行って5回とも着火することとする。
- (2) 「爆発的に着火しない」とは、着火したときに発する騒音が85デシベルを超えないことをいう。

8について

「容器が組み込まれる部分に液化石油ガスが滞溜しない」とは、容器が組み込まれる部分の側面又は下面に通風口があり、かつ、下面が床面に直接触れないことをいう。

10について

「附属部品の位置が変化しない」とは、日本工業規格S2147（2009）カセットこんろの4. 1構造一般u)に適合することをいう。

18について

「器具栓を閉じた後に容器を取り外した場合において燃焼器から液化石油ガスが放出される構造」とは、燃焼器と容器との接合部から器具栓までの液化石油ガスの通る部分が大気に開放されている構造をいう。

19について

- (1) リフティングがないこととは、点火15秒後において、炎口から離れる炎がノズルに対応したバーナーごとに1/3を超えないことをいう。
- (2) 消火がないこととは、点火15秒後において、ノズルに対応したバーナーごとに炎が消滅することがないことをいう。
- (3) 逆火がないこととは、点火して30分経過するまでの間炎がバーナー内部で燃焼している状態にならないこと及び逆火による消火がないことをいう。
- (4) すずの発生がないこととは、点火して30分経過するまでの間（ただし、点火時は除く。）燃焼器にのせてあるなべの底部にすずが付着しないことをいう。

20について

- (1) 「各部の温度」の測定は、日本工業規格S2147（2009）カセットこんろの6.8.1 平常時温度上昇に定める方法により各部の温度を確認することとする。
- (2) 「木壁」とは、日本工業規格S2147（2009）カセットこんろの付図2 木壁及び木台表面温度測定板における木壁をいう。

25について

「通常負荷されることのある荷重」については、日本工業規格S2147（2009）カセットこんろの6.2.5 荷重試験により確認することとする。

27について

- (1) 「反復使用」については、日本工業規格S2147（2009）カセットこんろの6.1.2 反復使用試験により行うこととする。
- (2) 「使用上支障のある欠陥」とは、器具栓が固くなり回転しなくなる、破損する等をいう。
- (3) 安全装置について「液化石油ガス漏れがない」とは、安全装置の弁を通して漏れる空気の量が0.55リットル毎時以下であることをいう。

28について

- (1) 「使用中又は輸送中に加えられる衝撃及び振動」については、日本工業規格S2147（2009）カセットこんろの6.2.3 振動及び落下試験により行うこととする。
- (2) 「使用上支障のある欠陥がない」とは、著しい変形等を生じないことをいう。

31について

- (1) 「型式」は、届出事業者が自社の製品の型式の区分を明確にするために定める略号で表示してもよい。
- (2) 「製造年月」は、西暦によるものとし、製造年は下2桁でもよい。
- (3) 「製造番号」は、個々の製品を区別するための一連番号であることを原則とする。ただし、各製品の製造状況等を明らかにできるような管理がなされている場合には、ロット番号としてもよい。
- (4) 「使用上の注意に関する事項」は、燃焼器の見やすい箇所に表示することを原則と

するが、燃焼器の表示箇所が小さくて燃焼器に表示することが極めて困難な場合に限って、容器の見やすい箇所に表示してもよいこととする。

なお、表示事項は、少なくとも次に掲げる事項を表示するものとし、説明内容は平易であって、かつ、できるだけ簡潔なものとする。

イ 誤使用しないことに関する事項

ロ 点火、消火等器具の操作に関する事項

ハ 換気に関する事項

ニ 点検、掃除に関する事項

[半密閉式瞬間湯沸器]

2について

「表面」とは、液化石油ガスの通る部分（バーナー及びノズル以外の部分に限る。）及び器具栓にあっては外面を、排ガスの通る部分にあっては内面を、バーナー、ノズル、熱交換部及び空気調節器にあっては内面及び外面をいう。

3について

「液化石油ガスに侵されない」とは、日本工業規格S 2 0 9 2（2 0 1 0）家庭用ガス燃焼機器の構造通則の5. 2材料一般b）に適合していることをいう。

4について

「通常の点火操作」とは、日本工業規格S 2 0 9 3（2 0 1 0）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表1 3電気点火性能試験中3試験方法c）の操作をいう。

5について

「爆発的に点火しない」とは、点火したときの炎がケーシング外にあふれ出ないこと及び点火時に発する騒音が8 5デシベルを超えないことをいう。

6について

「電極部に常時黄炎が触れない」とは、日本工業規格S 2 0 9 3（2 0 1 0）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表1 0燃焼状態試験の機器の状態及び試験の条件に定める試験条件とし、1 5分間燃焼したとき、電極部に黄炎が1分間に3 0秒以上連続して触れていないことをいう。

7について

(1) 「確実に着火」とは、5回行って5回とも着火することとする。

(2) 「爆発的に着火しない」とは、着火したとき炎がケーシング外にあふれ出ないこと及び着火時に発する騒音が8 5デシベルを超えないことをいう。

9について

「正常に機能しなかつたとき」とは、熱電対式のものにあっては起電力が起きない状態、膨張式のものにあってはその膨張機構が弁を操作しない状態、フレームロッド式のものにあっては電流が流れない状態及び電極部が短絡した状態、光電式のものにあっては電流が流れない状態をいう。

1 1について

「爆発的に再点火しない」とは、バーナーを消火したときに再びパイロットバーナー等に点火し、かつ、ケーシング外に炎があふれないこと及び再点火時に発する騒音が8

5デシベルを超えないことをいう。

1 2について

「再び通電したとき、バーナーへの液化石油ガスの通路が自動的に開かないこと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火する」とは、バーナーに点火した後に電源回路を開いたときバーナーへの液化石油ガスの通路が閉じ、1.5分以内に再び電源回路を閉じたときバーナーへの液化石油ガスの通路が自動的に開かないこと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火することをいう。

1 3について

(1) 「取り付けることができる構造」とは、排気筒を取り付ける部分の外径が技術上の基準の欄に掲げる表示液化石油ガス消費量に応じた排気筒の内径を超えるものであり、当該内径寸法以下の排気筒が取り付けられないことをいう。

なお、排気筒を取り付ける部分の外径寸法のマイナス許容差は、3ミリメートルとする。

(2) 「炎のあふれがない」とは、ケーシング外に炎があふれないことをいう。

1 4について

「炎のあふれがない」とは、ケーシング外に炎があふれないことをいう。

1 6について

(1) リフティングがないこととは、点火15秒後において、炎口から離れる炎がノズルに対応したバーナーごとに1/3を超えないことをいう。

(2) 消火がないこととは、点火15秒後において、ノズルに対応したバーナーごとに炎が消滅することがないことをいう。

(3) 逆火がないこととは、点火して30分経過するまでの間炎がバーナー内部で燃焼している状態にならないこと及び逆火による消火がないことをいう。

(4) 黄炎の熱交換部への接触がないこととは、点火して30分経過するまでの間黄炎が熱交換部に接触する状態が任意の1分間のうち30秒以下であることをいう。

(5) すずの発生がないこととは、点火して30分経過するまでの間（ただし点火時を除く。）熱交換部にすずが付着しないことをいう。

1 7について

(1) 「各部の温度」の測定は、日本工業規格S2109（2011）家庭用ガス温水機器の表9一般性能及び試験方法中の平常時温度上昇に定める方法により行うこととする。

(2) 「木壁」とは、日本工業規格S2093（2010）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図3木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

1 8について

「木壁」とは、日本工業規格S2093（2010）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図3木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

2 2について

「有効な耐電圧性を有する」とは、日本工業規格S2093（2010）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表20電気関係試験中2耐電圧試験に定める方法により試験を行ったとき、電気回路に異常のないことが確認できることをいう。

2.2の2について

「通常使用時の温度変化に耐える」とは、日本工業規格S 2 1 0 9（2 0 1 1）家庭用ガス温水機器の表9一般性能及び試験方法中の電気部（電子制御装置をもつものに適用）のはんだの耐久性の性能を満たすことをいう。

2.3について

「バーナーを消火させる水滴が落ちない」とは、日本工業規格S 2 1 0 9（2 0 1 1）家庭用ガス温水機器の表9一般性能及び試験方法中の水滴落下の有無の性能を満たすことをいう。

2.4について

- (1) 「空だき」による危険を生じないとは、通水されない状態でメインバーナーにより熱交換器が1分間以上加熱されない構造をいう。
- (2) 「蒸気の噴出による危険を生じない」とは、蒸気及び沸騰時の水管内の圧力が他に影響を及ぼさない構造であり、かつ、出湯した場合に出湯口から200ミリメートル下に置いた直径300ミリメートルの容器の外に熱湯が滴下しないものをいう。

なお、温度調節つまみに沸騰又はこれに類する表示があるものについては、その位置で使用したときに蒸気の飛散等による危険を生じない構造でなければならない。

2.5について

「凍結を防止するための措置が講じられている」とは、凍結による器体の破損防止に有効な水抜きができること又は通水や保温等によりこれと同等以上に有効な凍結防止装置を有していることをいう。

2.7について

「15時間以上断続的に燃焼」とは、例えば、1分間燃焼し1分間休止する操作を1回として、これを450回以上繰り返すことなどをいう。

2.8について

「輸送中に加えられ得る振動」については、日本工業規格S 2 0 9 3（2 0 1 0）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表18構造試験中1振動試験により行うこととする。

2.9について

- (1) 「型式」は、届出事業者が自社の製品の型式の区分を明確にするために定める略号で表示してもよい。
- (2) 「製造年月」は、西暦によるものとし、製造年は下2桁でもよい。
- (3) 「製造番号」は、個々の製品を区別するための一連番号であることを原則とする。ただし、各製品の製造状況等を明らかにできるような管理がなされている場合には、ロット番号としてもよい。
- (4) 「使用上の注意に関する事項」については、少なくとも次に掲げる事項を表示するものとし、説明内容は平易であって、かつ、できるだけ簡潔なものとする。

イ 使用すべきガスに関する事項

ロ 点火、消火等器具の操作に関する事項

ハ 換気に関する事項

ニ 点検、掃除に関する事項

[半密閉式バーナー付ふろがま]

2について

「表面」とは、液化石油ガスの通る部分（バーナー及びノズル以外の部分に限る。）及び器具栓にあっては外面を、排ガスの通る部分にあっては内面を、バーナー、ノズル、熱交換部及び空気調節器にあっては内面及び外面をいう。

3について

「液化石油ガスに侵されない」とは、日本工業規格S 2 0 9 2（2 0 1 0）家庭用ガス燃焼機器の構造通則の5. 2材料一般b）に適合していることをいう。

4について

「通常の点火操作」とは、日本工業規格S 2 0 9 3（2 0 1 0）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表1 3電気点火性能試験中3試験方法c）の操作をいう。

5について

「爆発的に点火しない」とは、点火したときの炎がケーシング外にあふれ出ないこと及び点火時に発する騒音が8 5デシベルを超えないことをいう。

6について

「電極部に常時黄炎が触れない」とは、日本工業規格S 2 0 9 3（2 0 1 0）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表1 0燃焼状態試験の機器の状態及び試験の条件に定める試験条件とし、1 5分間燃焼したとき、電極部に黄炎が1分間に3 0秒以上連続して触れていないことをいう。

7について

- (1) 「確実に着火」とは、5回行って5回とも着火することとする。
- (2) 「爆発的に着火しない」とは、着火したとき炎がケーシング外にあふれ出ないこと及び着火時に発する騒音が8 5デシベルを超えないことをいう。

9について

「正常に機能しなかつたとき」とは、熱電対式のものにあっては起電力が起きない状態、膨張式のものにあってはその膨張機構が弁を操作しない状態、フレームロッド式のものにあっては電流が流れない状態及び電極部が短絡した状態、光電式のものにあっては電流が流れない状態をいう。

1 1について

「爆発的に再点火しない」とは、バーナーを消火したときに再びパイロットバーナー等に点火し、かつ、ケーシング外に炎があふれないこと及び再点火時に発する騒音が8 5デシベルを超えないことをいう。

1 2について

「再び通電したときバーナーへの液化石油ガスの通路が自動的に開かないこと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火する」とは、バーナーに点火した後に電源回路を開いたときバーナーへの液化石油ガスの通路が閉じ、1. 5分以内に再び電源回路を閉じたときバーナーへの液化石油ガスの通路が自動的に開かないこと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火することをいう。

1 3について

- (1) 「取り付けることができる構造」とは、排気筒を取り付ける部分の外径が技術上の

基準の欄に掲げる表示液化石油ガス消費量に応じた排気筒の内径を超えるものであり、当該内径寸法以下の排気筒が取り付けられないことをいう。

なお、排気筒を取り付ける部分の外径寸法のマイナス許容差は、3ミリメートルとする。

(2) 「炎のあふれがない」とは、ケーシング外に炎があふれないことをいう。

1 4 について

「炎のあふれがない」とは、ケーシング外に炎があふれないことをいう。

1 5 について

(1) リフティングがないこととは、点火15秒後において、炎口から離れる炎がノズルに対応したバーナーごとに1/3を超えないことをいう。

(2) 消火がないこととは、点火15秒後において、ノズルに対応したバーナーごとに炎が消滅することがないことをいう。

(3) 逆火がないこととは、点火して30分経過するまでの間炎がバーナー内部で燃焼している状態にならないこと及び逆火による消火がないことをいう。

(4) 黄炎の熱交換部への接触がないこととは、点火して30分経過するまでの間黄炎が熱交換部に接触する状態が任意の1分間のうち30秒以下であることをいう。

(5) すずの発生がないこととは、点火して30分経過するまでの間（ただし点火時を除く。）熱交換部にすずが付着しないことをいう。

1 6 について

(1) 「各部の温度」の測定は、日本工業規格S2109（2011）家庭用ガス温水機器の表9一般性能及び試験方法中の平常時温度上昇に定める方法により行うこととする。

(2) 「木壁」とは、日本工業規格S2093（2010）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図3木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

1 7 について

「木壁」とは、日本工業規格S2093（2010）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図3木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

2 1 について

「気密性を有する」とは、日本工業規格S2109（2011）家庭用ガス温水機器の7.17水通路の耐圧試験7.17.3ふろがまa)かま本体により確認することとする。

2 2 について

「有効な耐電圧性を有する」とは、日本工業規格S2093（2010）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表20電気関係試験中2耐電圧試験に定める方法により試験を行ったとき、電気回路に異常のないことが確認できることをいう。

2 2 の 2 について

「通常使用時の温度変化に耐える」とは、日本工業規格S2109（2011）家庭用ガス温水機器の表9一般性能及び試験方法中の電気部（電子制御装置をもつものに適用）のはんだの耐久性の性能を満たすことをいう。

2 3 について

「バーナーを消火させる水滴が落ちない」とは、日本工業規格S 2 1 0 9 (2 0 1 1) 家庭用ガス温水機器の表 9 一般性能及び試験方法中の水滴落下の有無の性能を満たすことをいう。

2 5 について

- (1) 「空だき」による危険を生じないとは、通水されない状態でメインバーナーにより熱交換器が 1 分間以上加熱されない構造をいう。
- (2) 「蒸気の噴出による危険を生じない」とは、蒸気及び沸騰時の水管内の圧力が他に影響を及ぼさない構造であり、かつ、出湯した場合に出湯口から 2 0 0 ミリメートル下に置いた直径 3 0 0 ミリメートルの容器の外に熱湯が滴下しないものをいう。

なお、温度調節つまみに沸騰又はこれに類する表示があるものについては、その位置で使用したときに蒸気の飛散等による危険を生じない構造でなければならない。

- (3) 「凍結を防止するための措置が講じられている」とは、凍結による器体の破損防止に有効な水抜きができること又は通水や保温等によりこれと同等以上に有効な凍結防止装置を有していることをいう。

2 7 について

「4 時間以上」断続的に燃焼とは、例えば、2 分間燃焼し 2 分間休止する操作を 1 回として、これを 6 0 回以上繰り返すことなどをいい、また、「1 5 時間以上」断続的に燃焼とは、1 分間燃焼し 1 分間休止する操作を 1 回として、これを 4 5 0 回以上繰り返すことなどをいう。

2 8 について

「輸送中に加えられる振動」については、日本工業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 8 構造試験中 1 振動試験により行うこととする。

2 9 について

- (1) 「型式」は、届出事業者が自社の製品の型式の区分を明確にするために定める略号で表示してもよい。
- (2) 「製造年月」は、西暦によるものとし、製造年は下 2 桁でもよい。
- (3) 「製造番号」は、個々の製品を区別するための一連番号であることを原則とする。ただし、各製品の製造状況等を明らかにできるような管理がなされている場合には、ロット番号としてもよい。
- (4) 「使用上の注意に関する事項」については、少なくとも次に掲げる事項を表示するものとし、説明内容は平易であって、かつ、できるだけ簡潔なものとする。こと。
 - イ 使用すべきガスに関する事項
 - ロ 点火、消火等器具の操作に関する事項
 - ハ 換気に関する事項
 - ニ 点検、掃除に関する事項

[ふろがま]

2 について

「表面」とは、排ガスの通る部分にあつては内面を、熱交換部にあつては内面及び外面をいう。

4について

「取り付けることができる構造」とは、排気筒を取り付ける部分の外径が技術上の基準の欄に掲げる表示液化石油ガス消費量に応じた排気筒の内径を超えるものであり、当該内径寸法以下の排気筒が取り付けられないことをいう。

なお、排気筒を取り付ける部分の外径寸法のマイナス許容差は、3ミリメートルとする。

5について

(1) 「測定箇所の温度」の測定は、日本工業規格S 2 1 0 9 (2 0 1 1) 家庭用ガス温水機器の表 9 一般性能及び試験方法中の平常時温度上昇に定める方法により行うこととする。

(2) 「木壁」とは、日本工業規格S 2 0 9 3 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図 3 木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

7について

(1) 「型式」は、届出事業者が自社の製品の型式の区分を明確にするために定める略号で表示してもよい。

(2) 「使用すべきふろバーナーの型式」の表示には、使用すべきふろバーナーに表示されているふろバーナーの届出事業者の氏名又は名称（経済産業大臣の承認を受けた略称でもよい。）も表示することとする。

(3) ふろバーナーを組み込んだ場合、当該ふろバーナーの表示が確認できないふろがまにあつては、当該ふろがまにも使用すべきガス名を表示することとする。

(4) 「最大液化石油ガス消費量」の表示は、ふろバーナーの型式のうち、液化石油ガス消費量が最大のものを表示することとする。

なお、使用すべきバーナーの型式に都市ガス用のふろバーナーを表示するものにあつては都市ガス消費量を併記するものとする。

(5) 「製造年月」は、西暦によるものとし、製造年は下2桁でもよい。

(6) 「製造番号」は、個々の製品を区別するための一連番号であることを原則とする。ただし、各製品の製造状況等を明らかにできるような管理がなされている場合には、ロット番号としてもよい。

(7) 「使用上の注意に関する事項」については、少なくとも次に掲げる事項を表示するものとし、説明内容は平易であつて、かつ、できるだけ簡潔なものとする。

イ ふろがまに表示してあるふろバーナーの型式以外の型式のバーナーを使用しない旨

ロ 使用すべきガスに関する事項

ハ 器具の操作に関する事項

ニ 換気に関する事項

ホ 点検、掃除に関する事項

[ふろバーナー]

2について

「表面」とは、液化石油ガスの通る部分（バーナー及びノズル以外の部分に限る。）

及び器具栓にあつては外面を、バーナー、ノズル及び空気調節器にあつては内面及び外面をいう。

4について

「各部の温度」の測定は、日本工業規格S 2 1 0 9（2 0 1 1）家庭用ガス温水機器の表 9 一般性能及び試験方法中の平常時温度上昇に定める方法により行うこととする。

8について

- (1) 「型式」は、届出事業者が自社の製品の型式の区分を明確にするために定める略号で表示してもよい。
- (2) 「使用すべきふろがまの型式」の表示には、使用すべきふろがまに表示されているふろがまの届出事業者の氏名又は名称（経済産業大臣の承認を受けた略称でもよい。）も表示することとする。
- (3) 「製造年月」は、西暦によるものとし、製造年は下 2 桁でもよい。
- (4) 「製造番号」は、個々の製品を区別するための一連番号であることを原則とする。ただし、各製品の製造状況等を明らかにできるような管理がなされている場合には、ロット番号としてもよい。
- (5) 「使用上の注意に関する事項」については、少なくとも次に掲げる事項を表示するものとし、説明内容は平易であつて、かつ、できるだけ簡潔なものとする。

イ 使用すべきガスに関する事項

ロ ふろバーナーに表示してあるふろがまの型式以外の型式のふろがまに使用しない旨

[半密閉式ストーブ]

2について

「表面」とは、液化石油ガスの通る部分（バーナー及びノズル以外の部分に限る。）、器具栓及び給排気部にあつては外面を、排ガスの通る部分にあつては内面を、バーナー、ノズル、熱交換部及び空気調節器にあつては内面及び外面をいう。

3について

「衝撃に耐える」とは、日本工業規格S 2 0 9 3（2 0 1 0）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 9 材料試験中 4 鋼球衝撃試験を行ったとき、ほうろうの剥離が生じないことをいう。

4について

「液化石油ガスに侵されない」とは、日本工業規格S 2 0 9 2（2 0 1 0）家庭用ガス燃焼機器の構造通則の 5. 2 材料一般 b）に適合していることをいう。

5について

「通常の点火操作」とは、日本工業規格S 2 0 9 3（2 0 1 0）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 3 電気点火性能試験中 3 試験方法 c）の操作をいう。

6について

「爆発的に点火しない」とは、点火したときの炎がケーシング外にあふれ出ないこと及び点火したときに発する騒音が 8 5 デシベルを超えないことをいう。

7について

「電極部に常時黄炎が触れない」とは、日本工業規格S2093(2010)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表10燃焼状態試験の機器の状態及び試験の条件に定める試験条件とし、15分間燃焼したとき、電極部に黄炎が1分間に30秒以上連続して触れていないことをいう。

8について

- (1) 「確実に着火」とは、5回行って5回とも着火することとする。
- (2) 「爆発的に着火しない」とは、着火したとき炎がケーシング外にあふれ出ないこと及び着火時に発する騒音が85デシベルを超えないことをいう。

10について

「炎検出部が機能しなかつたとき」とは、熱電対式のものにあつては起電力が起きない状態、膨張式のものにあつてはその膨張機構が弁を操作しない状態、フレームロッド式のものにあつては電流が流れない状態及び電極部が短絡した状態、光電式のものにあつては電流が流れない状態をいう。

12について

「爆発的に再点火しない」とは、バーナーを消火したときに再びパイロットバーナー等に点火し、かつ、ケーシング外に炎があふれ出ないこと及び再点火時に発する騒音が85デシベルを超えないことをいう。

13について

「再び通電したとき、バーナーへの液化石油ガスの通路が自動的に開かないこと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火する」とは、バーナーに点火した後に電源回路を開いたときバーナーへの液化石油ガスの通路が閉じ、1.5分以内に再び電源回路を閉じたときバーナーへの液化石油ガスの通路が自動的に開かないこと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火することをいう。

14について

- (1) 「取り付けることができる構造」とは、排気筒を取り付ける部分の外径が技術上の基準の欄に掲げる表示液化石油ガス消費量に応じた排気筒の内径を超えるものであり、当該内径寸法以下の排気筒が取り付けられないことをいう。

なお、排気筒を取り付ける部分の外径寸法のマイナス許容差は、3ミリメートルとする。

- (2) 「炎のあふれがない」とは、ケーシング外に炎があふれ出ないことをいう。

15について

「炎のあふれがない」とは、ケーシング外に炎があふれ出ないことをいう。

16について

- (1) リフティングがないこととは、点火15秒後において、炎口から離れる炎がノズルに対応したバーナーごとに1/3を超えないことをいう。
- (2) 消火がないこととは、点火15秒後において、ノズルに対応したバーナーごとに炎が消滅することがないことをいう。
- (3) 逆火がないこととは、点火して30分経過するまでの間炎がバーナー内部で燃焼している状態にならないこと及び逆火による消火がないことをいう。
- (4) 黄炎の熱交換部への接触がないこととは、点火して30分経過するまでの間黄炎が

熱交換部に接触する状態が任意の1分間のうち30秒以下であることをいう。

(5) すずの発生がないこととは、点火して30分経過するまでの間（ただし点火時を除く。）熱交換部にすずが付着しないことをいう。

17について

(1) 「各部の温度」の測定は、日本工業規格S2122（2010）家庭用ガス暖房機器の表3性能及び試験方法中の平常時温度上昇に定める方法により行うこととする。

(2) 「木壁」とは、日本工業規格S2093（2010）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図3木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

18について

図1における「 $\phi 3.1 \pm 0.1$ 」は、プラグの弁を押すための棒の最大外接円の径を示し、当該棒がプラグの弁に接触する面から1ミリメートル以内の部分とする。

22について

「有効な耐電圧性を有する」とは、日本工業規格S2093（2010）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表20電気関係試験中2耐電圧試験に定める方法により試験を行ったとき、電気回路に異常のないことが確認できることをいう。

24について

「放射体に直接人の手が触れることのない構造」とは、放射体の前面の投影部分に直径70ミリメートルの球が入らないようにガード等が設けられていることをいう。

27について

「15時間以上断続的に燃焼」とは、例えば、3分間燃焼し3分間休止する操作を1回として、これを150回以上繰り返すことなどをいう。

28について

「輸送中に加えられ得る振動」については、日本工業規格S2093（2010）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表18構造試験中1振動試験により行うこととする。

29について

(1) 「型式」は、届出事業者が自社の製品の型式の区分を明確にするために定める略号で表示してもよい。

(2) 「製造年月」は、西暦によるものとし、製造年は下2桁でもよい。

(3) 「製造番号」は、個々の製品を区別するための一連番号であることを原則とする。ただし、各製品の製造状況等を明らかにできるような管理がなされている場合には、ロット番号としてもよい。

(4) 「使用上の注意に関する事項」については、少なくとも次に掲げる事項を表示するものとし、説明内容は平易であって、かつ、できるだけ簡潔なものとする。

イ 使用すべきガスに関する事項

ロ 点火、消火等器具の操作に関する事項

ハ 換気に関する事項

ニ 点検、掃除に関する事項

[ガス栓]

3について

「液化石油ガスに侵されない」とは、次に掲げる試験液及び空気の中に24時間以上放置したとき、使用上支障のあるぜい化、軟化、収縮等がないものであり、かつ、試験後の体積変化率が試験前の体積の1.5パーセント以内であることをいう。

- (1) プロパン50パーセント以上80パーセント以下、プロピレン10パーセント以上40パーセント以下、及びブタジエン2パーセント以上の混合液であって、温度零下20度以下のもの
- (2) プロパン50パーセント以上80パーセント以下、プロピレン10パーセント以上40パーセント以下、及びブタジエン2パーセント以上の混合液であって、温度40度以上のもの
- (3) 温度零下25度以下の空気

5について

「液化石油ガスに侵されない」とは、3についてと同じとする。ただし、体積変化率は8パーセント以内であることとする。

6について

「液化石油ガスに侵されない」とは、3についてと同じとする。

9における図について

寸法の公差が記載されていない部分については、寸法公差を8パーセント以内とする。

11について

過流出安全機構の作動流量に係る性能の精度については、プラスマイナス10パーセント以内とし、その作動状態における漏れ量は、4.2キロパスカルの空気を加えたとき、1リットル毎時以下であることとする。

13について

「取付部が容易に取り外せない」とは、次の(1)又は(2)のいずれかに適合することをいう。

- (1) ノックピン等で固定されている構造のものにあつては、通常の工具では取り外せないこと。
- (2) ねじを使用する構造のものにあつては、2ニュートン・メートル以下の回転力では取り外せないこと。

28について

衝撃力を加える方法は、日本工業規格S2120(2000)ガス栓の8.12耐衝撃性試験によることとする。

32について

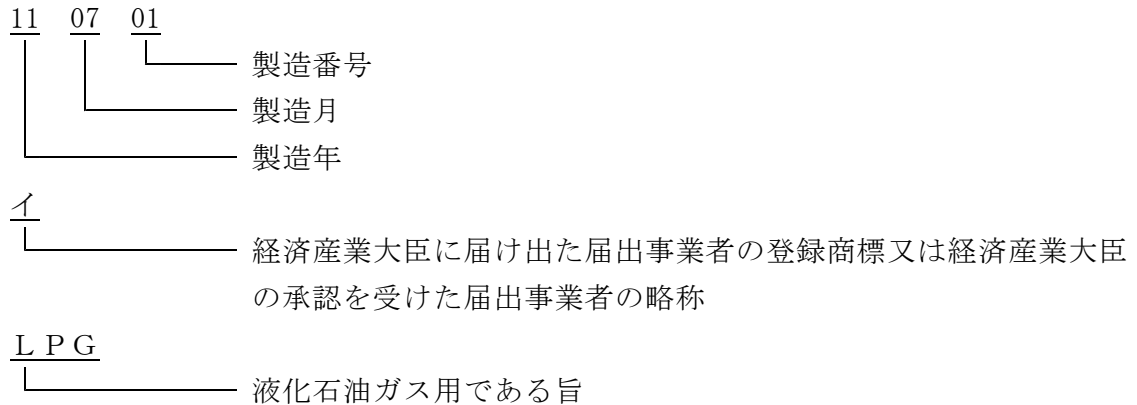
温度により自動的に閉栓する安全機構(120度以下の温度で作動するものに限る。)を有するガス栓にあつては、温度零下5度から設定作動温度(仕様書等に表示されているもの)より5度低い温度までにおいて、使用上支障のないものであることとする。

34について

- (1) 「製造年月」は、西暦により、たとえば、2011年7月に製造されたものであれば1107と表示するものとする。
- (2) 「製造番号」は、個々の製品を区別するための一連番号であることを原則とする。ただし、各製品の製造状況等を明らかにできるような管理がなされている場合には、

ロット番号としてもよい。

(3) 表示事項の表示は、次の例によることができる。



(4) 「使用上の注意事項」とは、安全機構が作動した場合の解除に関する事項とする。

[調整器]

4について

「雨水が浸入する恐れがない」とは、日本工業規格C 0 9 2 0 (2 0 0 3) 電気機械器具の外郭による保護等級 (I Pコード) の6 . 第二特性数字で表される水の浸入に対する保護等級の第二特性数字が3の保護等級に規定する方法により散水した後、内部に水が浸入しないことをいう。

7 (2) について

「これらと同等以上のフランジ」とは、イ又はロと同等以上のフランジは、日本工業規格B 2 2 1 0 (1 9 8 4) 鉄鋼製管フランジの基準寸法の附表3 - 1 呼び圧力1 0 K 並型フランジの基準寸法に定める規格に適合するものとし、ハ又はニと同等以上のフランジは、日本工業規格B 2 2 1 0 (1 9 8 4) 鉄鋼製管フランジの基準寸法の附表5 呼び圧力2 0 K フランジの基準寸法に定める規格に適合するものとする。

8 (1) について

「これらと同等以上のフランジ」とは、日本工業規格B 2 2 1 0 (1 9 8 4) 鉄鋼製管フランジの基準寸法の附表3 - 1 呼び圧力1 0 K 並型フランジの基準寸法に定める規格に適合するものとする。

1 2 について

「表示されている調整圧力が得られる」とは、調整器の種類ごとに、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について (平成1 4 年1 2 月2 7 日付け平成1 4 ・ 1 1 ・ 2 6 原院第6 号) 別添の例示基準2 7 . 最大消費数量を供給しうる調整器及び消費する液化石油ガスに適合した調整器に規定する調整圧力の範囲にあることをいう。

1 6 について

単段減圧式調整器にあつては、調整器の上面、側面及び下面の3 方向について行うものとする。

2 0 について

(1) 「製造年月」は、西暦により、たとえば、2 0 1 1 年7 月に製造されたものであれ

ば1107と表示するものとする。

- (2) 「製造番号」は、個々の製品を区別するための一連番号であることを原則とする。ただし、各製品の製造状況等を明らかにできるような管理がなされている場合には、ロット番号としてもよい。

[一般ガスこんろ]

2について

「表面」とは、液化石油ガスの通る部分（パイロットバーナー、メインバーナー及びノズル以外の部分に限る。）、器具栓、バーナー受け及び汁受けにあつては外面を、パイロットバーナー、メインバーナー、ノズル及び空気調節器にあつては内面及び外面をいう。

3について

「衝撃に耐える」とは、例えば、日本工業規格S2093（2010）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表19材料試験中4鋼球衝撃試験を行ったとき、ほうろうの剥離が生じないことをいう。

4について

「液化石油ガスに侵されない」とは、例えば、日本工業規格S2092（2010）家庭用ガス燃焼機器の構造通則5.2材料一般b)に適合していることをいう。

5について

「通常の点火操作」とは、日本工業規格S2093（2010）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表13電気点火性能試験中3試験方法c)の操作をいう。

6について

「爆発的に点火しない」とは、点火したときに発する騒音が85デシベルを超えないことをいう。

7について

「電極部に常時黄炎が触れない」とは、例えば、日本工業規格S2093（2010）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表10燃焼状態試験の機器の状態及び試験の条件に定める試験条件とし、15分間燃焼したとき、電極部に黄炎が1分間に30秒以上連続して触れていないことをいう。

8について

- (1) 「確実に着火」とは、5回行って5回とも着火することとする。
(2) 「爆発的に着火しない」とは、着火したときに発する騒音が85デシベルを超えないことをいう。

10について

「炎検出部が機能しなかつたとき」とは、例えば、熱電対式のものにあつては起電力が起きない状態、膨張式のものにあつてはその膨張機構が弁を操作しない状態、フレームロッド式のものにあつては電流が流れない状態及び電極部が短絡した状態、光電式のものにあつては電流が流れない状態などをいう。

12について

「爆発的に再点火しない」とは、バーナーを消火したときに再びパイロットバーナー

等に点火し、かつ、再点火時に発する騒音が85デシベルを超えないことをいう。

1.3について

「感熱部が機能しなかつた場合」とは、例えば、温度ヒューズ式ののものにあつては電流が流れない状態、バイメタル式ののものにあつてはバイメタルが破損した状態などをいう。

1.5について

「感熱部が損傷した場合」とは、例えば、サーミスタ式ののものにあつては電流が流れない状態及び素子が短絡した状態、熱電対式ののものにあつては起電力が起きない状態、膨張式ののものにあつてはその膨張機構が弁を操作しない状態、バイメタル式ののものにあつてはバイメタルが破損した状態などをいう。

1.6について

「再び通電したとき、バーナーへの液化石油ガスの通路が自動的に開かないこと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火する」とは、バーナーに点火した後に電源回路を開いたときバーナーへの液化石油ガスの通路が閉じ、1.5分以内に再び電源回路を閉じたときバーナーへの液化石油ガスの通路が自動的に開かないこと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火することをいう。

1.7について

- (1) リフティングがないこととは、点火15秒後において、炎口から離れる炎がノズルに対応したバーナーごとに1/3を超えないことをいう。
- (2) 消火がないこととは、点火15秒後において、ノズルに対応したバーナーごとに炎が消滅することがないことをいう。
- (3) 逆火がないこととは、点火して30分経過するまでの間炎がバーナー内部で燃焼している状態にならないこと及び逆火による消火がないことをいう。
- (4) すずの発生がないこととは、点火して30分経過するまでの間（ただし点火時を除く。）こんろにのせてあるなべの底部にすずが付着しないことをいう。

1.8について

- (1) 「各部の温度」の測定は、例えば、日本工業規格S2103（2010）家庭用ガス調理機器の表4性能及び試験方法中平常時温度上昇に定める方法がある。
- (2) 「木壁」とは、日本工業規格S2093（2010）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図3木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

1.9について

- (1) 図1における「 $\phi 3.1 \pm 0.1$ 」は、プラグの弁を押すための棒の最大外接円の径を示し、当該棒がプラグの弁に接触する面から1ミリメートル以内の部分とする。
- (2) 図3及び図4における許容差の指定のない寸法の許容差は、日本工業規格B0405（1991）普通公差—第1部：個々に公差の指示がない長さ寸法及び角度寸法に対する公差による。

2.3について

「有効な耐電圧性を有する」とは、例えば、日本工業規格S2093（2010）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表20電気関係試験中2耐電圧試験に定める方法により試験を行ったとき、電気回路に異常のないことが確認できることをいう。

24について

「通常使用時の温度変化に耐える」とは、例えば、日本工業規格S2103（2010）家庭用ガス調理機器の表4性能及び試験方法中の電気部（電子制御装置をもつものに適用）のはんだの耐久性の性能を満たすことをいう。

26について

荷重試験については、例えば、日本工業規格S2103（2010）家庭用ガス調理機器の7.4.2機種別試験により行う方法がある。

28について

「反復使用」については、例えば、日本工業規格S2093（2010）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表15反復使用試験（自動消火装置及び調理油過熱防止装置については、日本工業規格S2103（2010）家庭用ガス調理機器の表4性能及び試験方法中の反復使用）により行う方法がある。

30について

「輸送中に加えられ得る振動」については、例えば、日本工業規格S2093（2010）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表18構造試験中1振動試験により行う方法がある。

31について

- (1) 「型式」は、届出事業者が自社の製品の型式の区分を明確にするために定める略号で表示してもよい。
- (2) 「製造年月」は、西暦によるものとし、製造年は下2桁でもよい。
- (3) 「製造番号」は、個々の製品を区別するための一連番号であることを原則とする。ただし、各製品の製造状況等を明らかにできるような管理がなされている場合には、ロット番号としてもよい。
- (4) 「使用上の注意に関する事項」については、少なくとも次に掲げる事項を表示するものとし、説明内容は平易であって、かつ、できるだけ簡潔なものとする。こと。
 - イ 使用すべきガスに関する事項
 - ロ 点火、消火等器具の操作に関する事項
 - ハ 換気に関する事項
 - ニ 点検、掃除に関する事項

[開放式若しくは密閉式又は屋外式瞬間湯沸器]

2について

「表面」とは、液化石油ガスの通る部分（バーナー及びノズル以外の部分に限る。）、器具栓、屋外式のものと密閉式のもののケーシング並びに密閉式のものの給排気部にあつては外面を、排ガスの通る部分にあつては内面を、バーナー、ノズル、熱交換部及び空気調節器にあつては内面及び外面をいう。

3について

「液化石油ガスに侵されない」とは、日本工業規格S2092（2010）家庭用ガス燃焼機器の構造通則の5.2材料一般b)に適合していることをいう。

4について

「通常の点火操作」とは、日本工業規格S 2 0 9 3（2 0 1 0）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 3 電気点火性能試験中 3 試験方法 c）の操作をいう。

5 について

「爆発的に点火しない」とは、点火したときの炎がケーシング外にあふれ出ないこと及び点火時に発する騒音が 8 5 デシベルを超えないことをいう。

6 について

「電極部に常時黄炎が触れない」とは、日本工業規格S 2 0 9 3（2 0 1 0）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 0 燃焼状態試験の機器の状態及び試験の条件に定める試験条件とし、1 5 分間燃焼したとき、電極部に黄炎が 1 分間に 3 0 秒以上連続して触れていないことをいう。

7 について

(1) 「確実に着火」とは、5 回行って 5 回とも着火することとする。

(2) 「爆発的に着火しない」とは、着火したとき炎がケーシング外にあふれ出ないこと及び着火時に発する騒音が 8 5 デシベルを超えないことをいう。

9 について

「炎の検出部が機能しなかつたとき」とは、熱電対式のものにあつては起電力が起きない状態、膨張式のものにあつてはその膨張機構が弁を操作しない状態、フレームロード式のものにあつては電流が流れない状態及び電極部が短絡した状態、光電式のものにあつては電流が流れない状態をいう。

1 0 について

「爆発的に点火しない」とは、点火したときの炎がケーシング外にあふれ出ないこと及び点火時に発する騒音が 8 5 デシベルを超えないことをいう。

1 1 について

「爆発的に再点火しない」とは、バーナーを消火したときに再びパイロットバーナー等に点火し、かつ、ケーシング外に炎があふれないこと及び再点火時に発する騒音が 8 5 デシベルを超えないことをいう。

1 2 について

「再び通電したとき、バーナーへの液化石油ガスの通路が自動的に開かないこと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火する」とは、バーナーに点火した後に電源回路を開いたときバーナーへの液化石油ガスの通路が閉じ、1. 5 分以内に再び電源回路を閉じたときバーナーへの液化石油ガスの通路が自動的に開かないこと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火することをいう。

1 4 について

「気密性を有する」とは、日本工業規格S 2 1 0 9（2 0 1 1）家庭用ガス温水機器の表 9 一般性能及び試験方法中の気密構成部の気密（密閉式に適用）の性能を満たすことをいう。

1 7 について

(1) リフティングがないこととは、点火 1 5 秒後において、炎口から離れる炎がノズルに対応したバーナーごとに 1 / 3 を超えないことをいう。

(2) 消火がないこととは、点火 1 5 秒後において、ノズルに対応したバーナーごとに炎

が消滅することがないことをいう。

(3) 逆火がないこととは、点火して30分経過するまでの間炎がバーナー内部で燃焼している状態にならないこと及び逆火による消火がないことをいう。

(4) 黄炎の熱交換部への接触がないこととは、点火して30分経過するまでの間黄炎が熱交換部に接触する状態が任意の1分間のうち30秒以下であることをいう。

(5) すずの発生がないこととは、点火して30分経過するまでの間（ただし点火時を除く。）熱交換部にすずが付着しないことをいう。

19について

「炎のあふれがない」とは、ケーシング外に炎があふれないことをいう。

20について

「炎のあふれがない」とは、ケーシング外に炎があふれないことをいう。

21について

(1) 「各部の温度」の測定は、日本工業規格S2109（2011）家庭用ガス温水機器の表9一般性能及び試験方法中の平常時温度上昇に定める方法により行うこととする。

(2) 「木壁」とは、日本工業規格S2093（2010）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図3木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

22について

「木壁」とは、日本工業規格S2093（2010）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図3木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

26について

「有効な耐電圧性を有する」とは、日本工業規格S2093（2010）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表20電気関係試験中2耐電圧試験に定める方法により試験を行ったとき、電気回路に異常のないことが確認できることをいう。

26の2について

「通常使用時の温度変化に耐える」とは、日本工業規格S2109（2011）家庭用ガス温水機器の表9一般性能及び試験方法中の電気部（電子制御装置をもつものに適用）のはんだの耐久性の性能を満たすことをいう。

27について

「バーナーを消火させる水滴が落ちない」とは、日本工業規格S2109（2011）家庭用ガス温水機器の表9一般性能及び試験方法中の水滴落下の有無の性能を満たすことをいう。

28について

(1) 「空だき」による危険を生じないとは、通水されない状態でメインバーナーにより熱交換器が1分以上加熱されない構造をいう。

(2) 「蒸気の噴出による危険を生じない」とは、蒸気及び沸騰時の水管内の圧力が他に影響を及ぼさない構造であり、かつ、出湯した場合に出湯口から200ミリメートル下に置いた直径300ミリメートルの容器の外に熱湯が滴下しないものをいう。

なお、温度調節つまみに沸騰又はこれに類する表示があるものについては、その位置で使用したときに蒸気の飛散等による危険を生じない構造でなければならない。

29について

「凍結を防止するための措置が講じられている」とは、凍結による器体の破損防止に有効な水抜きができること又は通水や保温等によりこれと同等以上に有効な凍結防止装置を有していることをいう。

31について

「15時間以上断続的」に燃焼とは、例えば、1分間燃焼し1分間休止する操作を1回として、これを450回以上繰り返すことなどをいう。

32について

「輸送中に加えられ得る振動」については、日本工業規格S2093(2010)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表18構造試験中1振動試験により行うこととする。

33について

- (1) 「型式」は、届出事業者が自社の製品の型式の区分を明確にするために定める略号で表示してもよい。
- (2) 「製造年月」は、西暦によるものとし、製造年は下2桁でもよい。
- (3) 「製造番号」は、個々の製品を区別するための一連番号であることを原則とする。ただし、各製品の製造状況等を明らかにできるような管理がなされている場合には、ロット番号としてもよい。
- (4) 「使用上の注意に関する事項」については、少なくとも次に掲げる事項を表示するものとし、説明内容は平易であって、かつ、できるだけ簡潔なものとする。

イ 使用すべきガスに関する事項

ロ 点火、消火等器具の操作に関する事項

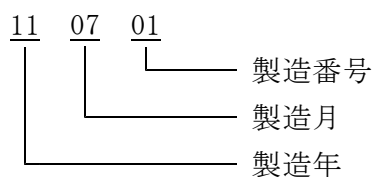
ハ 換気に関する事項（開放式に限る。）

ニ 点検、掃除に関する事項

[高圧ホース]

13について

- (1) 「継手金具又は高圧ホースの見やすい箇所」とは、継手金具及び高圧ホースの表面のほか、これらに堅固に取り付けられ、容易に取り外すことができないものの表面を含む。
- (2) 「製造年月」は、西暦により、例えば2011年7月に製造されたものであれば1107と表示するものとする。
- (3) 「製造番号」は、個々の製品を区別するための一連番号であることを原則とする。ただし、各製品の製造状況等を明らかにできるような管理がなされている場合には、ロット番号としてもよい。
- (4) 表示事項の表示は、次の例によることができる。



イ

└────────────────── 経済産業大臣に届け出た届出事業者の登録商標又は経済産業大臣
の承認を受けた届出事業者の略称

©
└────────────────── チェック弁付のものである旨

[密閉式又は屋外式バーナー付ふろがま]

2 について

「表面」とは、液化石油ガスの通る部分（バーナー及びノズル以外の部分に限る。）、器具栓、屋外式のもの及び密閉式のものケーシング並びに密閉式のもの給排気部にあっては外面を、排ガスの通る部分にあっては内面を、バーナー、ノズル、熱交換部及び空気調節器にあっては内面及び外面をいう。

3 について

「液化石油ガスに侵されない」とは、日本工業規格 S 2 0 9 2（2 0 1 0）家庭用ガス燃焼機器の構造通則の 5. 2 材料一般 b）に適合していることをいう。

4 について

「通常の点火操作」とは、日本工業規格 S 2 0 9 3（2 0 1 0）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 3 電気点火性能試験中 3 試験方法 c）の操作をいう。

5 について

「爆発的に点火しない」とは、点火したときの炎がケーシング外にあふれ出ないこと及び点火時に発する騒音が 8 5 デシベルを超えないことをいう。

6 について

「電極部に常時黄炎が触れない」とは、日本工業規格 S 2 0 9 3（2 0 1 0）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 0 燃焼状態試験の機器の状態及び試験の条件に定める試験条件とし、1 5 分間燃焼したとき、電極部に黄炎が 1 分間に 3 0 秒以上連続して触れていないことをいう。

7 について

- (1) 「確実に着火」とは、5 回行って 5 回とも着火することとする。
- (2) 「爆発的に着火しない」とは、着火したとき炎がケーシング外にあふれ出ないこと及び着火時に発する騒音が 8 5 デシベルを超えないことをいう。

9 について

「炎の検出部が機能しなかつたとき」とは、熱電対式のものにあっては起電力が起きない状態、膨張式のものにあってはその膨張機構が弁を操作しない状態、フレームロード式のものにあっては電流が流れない状態及び電極部が短絡した状態、光電式のものにあっては電流が流れない状態をいう。

1 0 について

「爆発的に点火しない」とは、点火したときの炎がケーシング外にあふれ出ないこと及び点火時に発する騒音が 8 5 デシベルを超えないことをいう。

1 1 について

「爆発的に再点火しない」とは、バーナーを消火したときに再びパイロットバーナー等に点火し、かつ、ケーシング外に炎があふれないこと及び再点火時に発する騒音が 8

5デシベルを超えないことをいう。

1 2 について

「再び通電したとき、バーナーへの液化石油ガスの通路が自動的に開かないこと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火する」とは、バーナーに点火した後に電源回路を開いたときバーナーへの液化石油ガスの通路が閉じ、1.5分以内に再び電源回路を閉じたときバーナーへの液化石油ガスの通路が自動的に開かないこと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火することをいう。

1 3 について

「気密性を有する」とは、日本工業規格S 2 1 0 9（2 0 1 1）家庭用ガス温水機器の表9一般性能及び試験方法中の気密構成部の気密（密閉式に適用）の性能を満たすことをいう。

1 6 について

- (1) リフティングがないこととは、点火15秒後において、炎口から離れる炎がノズルに対応したバーナーごとに1/3を超えないことをいう。
- (2) 消火がないこととは、点火15秒後において、ノズルに対応したバーナーごとに炎が消滅することがないことをいう。
- (3) 逆火がないこととは、点火して30分経過するまでの間炎がバーナー内部で燃焼している状態にならないこと及び逆火による消火がないことをいう。
- (4) 黄炎の熱交換部への接触がないこととは、点火して30分経過するまでの間黄炎が熱交換部に接触する状態が任意の1分間のうち30秒以下であることをいう。
- (5) すずの発生がないこととは、点火して30分経過するまでの間（ただし点火時を除く。）熱交換部にすずが付着しないことをいう。

2 0 について

- (1) 「各部の温度」の測定は、日本工業規格S 2 1 0 9（2 0 1 1）家庭用ガス温水機器の表9一般性能及び試験方法中の平常時温度上昇に定める方法により行うこととする。
- (2) 「木壁」とは、日本工業規格S 2 0 9 3（2 0 1 0）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図3木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

2 1 について

「木壁」とは、日本工業規格S 2 0 9 3（2 0 1 0）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図3木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

2 5 について

「気密性を有する」とは、日本工業規格S 2 1 0 9（2 0 1 1）家庭用ガス温水機器の7.17水通路の耐圧試験7.17.3ふろがまa)かま本体により確認することとする。

2 6 について

「有効な耐電圧性を有する」とは、日本工業規格S 2 0 9 3（2 0 1 0）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表20電気関係試験中2耐電圧試験に定める方法により試験を行ったとき、電気回路に異常のないことが確認できることをいう。

2 7 について

「バーナーを消火させる水滴が落ちない」とは、日本工業規格S 2 1 0 9 (2 0 1 1) 家庭用ガス温水機器の表 9 一般性能及び試験方法中の水滴落下の有無の性能を満たすことをいう。

2 9 について

- (1) 「空だき」による危険を生じないとは、通水されない状態でメインバーナーにより熱交換器が1分間以上加熱されない構造をいう。
- (2) 「蒸気の噴出による危険を生じない」とは、蒸気及び沸騰時の水管内の圧力が他に影響を及ぼさない構造であり、かつ、出湯した場合に出湯口から200ミリメートル下に置いた直径300ミリメートルの容器の外に熱湯が滴下しないものをいう。

なお、温度調節つまみに沸騰又はこれに類する表示があるものについては、その位置で使用したときに蒸気の飛散等による危険を生じない構造でなければならない。

- (3) 「凍結を防止するための措置が講じられている」とは、凍結による器体の破損防止に有効な水抜きができること又は通水や保温等によりこれと同等以上に有効な凍結防止装置を有していることをいう。

3 1 について

「4時間以上」断続的に燃焼とは、例えば、2分間燃焼し2分間休止する操作を1回として、これを60回以上繰り返すことなどをいい、また、「15時間以上」断続的に燃焼とは、1分間燃焼し1分間休止する操作を1回として、これを450回以上繰り返すことなどをいう。

3 2 について

「輸送中に加えられる振動」については、日本工業規格S 2 0 9 3 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 8 構造試験中 1 振動試験により行うこととする。

3 3 について

- (1) 「型式」は、届出事業者が自社の製品の型式の区分を明確にするために定める略号で表示してもよい。
- (2) 「製造年月」は、西暦によるものとし、製造年は下2桁でもよい。
- (3) 「製造番号」は、個々の製品を区別するための一連番号であることを原則とする。ただし、各製品の製造状況等を明らかにできるような管理がなされている場合には、ロット番号としてもよい。
- (4) 「使用上の注意に関する事項」については、少なくとも次に掲げる事項を表示するものとし、説明内容は平易であって、かつ、できるだけ簡潔なものとする。こと。
 - イ 使用すべきガスに関する事項
 - ロ 点火、消火等器具の操作に関する事項
 - ハ 点検、掃除に関する事項

[開放式若しくは密閉式又は屋外式ストーブ]

2 について

「表面」とは、液化石油ガスの通る部分（バーナー及びノズル以外の部分に限る。）、器具栓、屋外式のものと密閉式のもののケーシング並びに密閉式のものの給排気部にあつては外面を、排ガスの通る部分にあつては内面を、バーナー、ノズル、熱交換部及

び空気調節器にあつては内面及び外面をいう。

3 について

「衝撃に耐える」とは、日本工業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 9 材料試験中 4 鋼球衝撃試験を行ったとき、ほうろうの剥離が生じないことをいう。

4 について

「液化石油ガスに侵されない」とは、日本工業規格 S 2 0 9 2 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の構造通則の 5. 2 材料一般 b) に適合していることをいう。

5 について

「通常の点火操作」とは、日本工業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 3 電気点火性能試験中 3 試験方法 c) の操作をいう。

6 について

「爆発的に点火しない」とは、点火したときの炎がケーシング外にあふれ出ないこと及び点火したときに発する騒音が 8 5 デシベルを超えないことをいう。

7 について

「電極部に常時黄炎が触れない」とは、日本工業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 0 の試験条件とし、1 5 分間燃焼したとき、電極部に黄炎が 1 分間に 3 0 秒以上連続して触れていないことをいう。

8 について

- (1) 「確実に着火」とは、5 回行って 5 回とも着火することとする。
- (2) 「爆発的に着火しない」とは、着火したとき炎がケーシング外にあふれ出ないこと及び着火時に発する騒音が 8 5 デシベルを超えないことをいう。

1 0 について

「炎の検出部が機能しなかつたとき」とは、熱電対式のものにあつては起電力が起きない状態、膨張式のものにあつてはその膨張機構が弁を操作しない状態、フレイムロッド式のものにあつては電流が流れない状態及び電極部が短絡した状態、光電式のものにあつては電流が流れない状態をいう。

1 1 について

「爆発的に点火しない」とは、点火したときの炎がケーシング外にあふれ出ないこと及び点火したときに発する騒音が 8 5 デシベルを超えないことをいう。

1 2 について

「爆発的に再点火しない」とは、バーナーを消火したときに再びパイロットバーナー等に点火し、かつ、ケーシング外に炎があふれないこと及び再点火時に発する騒音が 8 5 デシベルを超えないことをいう。

1 3 について

「再び通電したとき、バーナーへの液化石油ガスの通路が自動的に開かないこと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火する」とは、バーナーに点火した後に電源回路を開いたときバーナーへの液化石油ガスの通路が閉じ、1. 5 分以内に再び電源回路を閉じたときバーナーへの液化石油ガスの通路が自動的に開かないこと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火することをいう。

1 5 について

「気密性を有する」とは、日本工業規格 S 2 1 2 2 (2 0 1 0) 家庭用ガス暖房機器の表 3 性能及び試験方法中の気密構成部の気密 (密閉式に適用) の性能を満たすことをいう。

1 8 について

- (1) リフティングがないこととは、点火 1 5 秒後において、炎口から離れる炎がノズルに対応したバーナーごとに 1 / 3 を超えないことをいう。
- (2) 消火がないこととは、点火 1 5 秒後において、ノズルに対応したバーナーごとに炎が消滅することがないことをいう。
- (3) 逆火がないこととは、点火して 3 0 分経過するまでの間炎がバーナー内部で燃焼している状態にならないこと及び逆火による消火がないことをいう。
- (4) 黄炎の熱交換部への接触がないこととは、点火して 3 0 分経過するまでの間黄炎が熱交換部に接触する状態が任意の 1 分間のうち 3 0 秒以下であることをいう。
- (5) すずの発生がないこととは、点火して 3 0 分経過するまでの間 (ただし点火時を除く。) 熱交換部にすずが付着しないことをいう。

2 2 について

- (1) 「各部の温度」の測定は、日本工業規格 S 2 1 2 2 (2 0 1 0) 家庭用ガス暖房機器の表 3 性能及び試験方法中の平常時温度上昇に定める方法により行うこととする。
- (2) 「木壁」とは、日本工業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図 3 木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

2 3 について

図 1 における「 $\phi 3. 1 \pm 0. 1$ 」は、プラグの弁を押すための棒の最大外接円の径を示し、当該棒がプラグの弁に接触する面から 1 ミリメートル以内の部分とする。

2 7 について

「有効な耐電圧性を有する」とは、日本工業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 2 0 電気関係試験中 2 耐電圧試験に定める方法により試験を行ったとき、電気回路に異常のないことが確認できることをいう。

2 7 の 2 について

「通常使用時の温度変化に耐える」とは、日本工業規格 S 2 1 2 2 (2 0 1 0) 家庭用ガス暖房機器の表 3 性能及び試験方法中の電気部 (電子制御装置をもつものに適用) のはんだの耐久性の性能を満たすことをいう。

3 0 について

「放射体に直接人の手が触れることのない構造」とは、放射体の前面の投影部分に直径 7 0 ミリメートルの球が入らないようにガード等が設けられていることをいう。

3 3 について

「1 5 時間以上断続的に燃焼」とは、例えば、3 分間燃焼し 3 分間休止する操作を 1 回として、これを 1 5 0 回以上繰り返すことなどをいう。

3 4 について

「輸送中に加えられる得る振動」については、日本工業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 8 構造試験中 1 振動試験により行うこととする。

35について

- (1) 「型式」は、届出事業者が自社の製品の型式の区分を明確にするために定める略号で表示してもよい。
- (2) 「製造年月」は、西暦によるものとし、製造年は下2桁でもよい。
- (3) 「製造番号」は、個々の製品を区別するための一連番号であることを原則とする。ただし、各製品の製造状況等を明らかにできるような管理がなされている場合には、ロット番号としてもよい。
- (4) 「使用上の注意に関する事項」については、少なくとも次に掲げる事項を表示するものとし、説明内容は平易であって、かつ、できるだけ簡潔なものとする。こと。
 - イ 使用すべきガスに関する事項
 - ロ 点火、消火等器具の操作に関する事項
 - ハ 換気に関する事項（開放式に限る。）
 - ニ 点検、掃除に関する事項

36(8)について

- (1) 「各部の温度」の測定は、日本工業規格S2122(2010)家庭用ガス暖房機器の表3性能及び試験方法中の平常時温度上昇に定める方法により行うこととする。
- (2) 「木壁」とは、日本工業規格S2093(2010)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図3木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

36(14)について

「15時間以上断続的に燃焼」とは、例えば、3分間燃焼し3分間休止する操作を1回として、これを150回以上繰り返すことなどをいう。

36(15)について

「使用中又は輸送中に加えられ得る衝撃及び振動」については、日本工業規格S2147(2009)カセットこんろの6.2.3振動及び落下試験により確認することとする。

36(19)について

- (1) 「型式」は、届出事業者が自社の製品の型式の区分を明確にするために定める略号で表示してもよい。
- (2) 「製造年月」は、西暦によるものとし、製造年は下2桁でもよい。
- (3) 「製造番号」は、個々の製品を区別するための一連番号であることを原則とする。ただし、各製品の製造状況等を明らかにできるような管理がなされている場合には、ロット番号としてもよい。
- (4) 「使用上の注意に関する事項」については、少なくとも次に掲げる事項を表示するものとし、説明内容は平易であって、かつ、できるだけ簡潔なものとする。こと。
 - イ 使用すべきガスに関する事項
 - ロ 点火、消火等器具の操作に関する事項
 - ハ 換気に関する事項
 - ニ 点検、掃除に関する事項

[ガス漏れ警報器]

1 について

(1) 「難燃性」とは、長さ 20 ミリメートルの炎の先端を試験片の垂直下から 5 秒間当て、炎を取り去ったとき、当該試験片が燃焼し続けないことをいう。

(2) 「外かく」には、表示灯カバーは含まないものとする。

3 について

「水滴が侵入しにくい構造」とは、開口部から内部に水滴が侵入しにくく、かつ、電線を伝わって内部に水滴が侵入しにくい構造をいう。

4 について

この規定は、液化石油ガス用ガス漏れ警報器を構成する各部のいずれかに通電表示灯を有することを義務付けたものである。したがって、検知部、中継部及び分離警報部にまで取付けを義務付けたのではないので念のため。

5 について

「外かく等により十分保護されている」とは、通常の使用状態において、挿入した試験指が充電部に接触しないことをいう。

7 について

「識別できる」とは、照度が 300 ルクスの室内で壁の床面から 30 センチメートルの位置に点灯して設置し、表示灯が点灯していることを確認できることをいう。

8 について

「70 デシベル以上である」とは、日本工業規格 C 1509-1 (2005) 電気音響-サウンドレベルメータ (騒音計) - 第 1 部: 仕様の規格に適合する騒音計を用い、日本工業規格 Z 8731 (1999) 環境騒音の表示・測定方法の規格に適合する方法により測定したとき、1 メートル離れた位置における音圧が 70 デシベル以上であることをいう。

11 について

「使用上支障のある影響を受けない」とは、衝撃電圧を電源端子に加えたとき、ヒューズの熔断、ブレーカの遮断及び誤報の発生がなく、かつ、信号回路に加えたとき当該回路が破壊されないことをいう。

12 (1) について

「耐食性のある材料又は表面に耐食処理を施したものである」ことの確認は、日本工業規格 Z 2371 (2000) 塩水噴霧試験方法の 3. 装置に定める規格に適合する装置を用い、9. 噴霧室の条件に定める規格に適合する塩水噴霧室において、7. 2. 1 中性塩水噴霧試験に定める規格に適合する試験用塩溶液を 24 時間以上噴霧することにより行うものとする。

12 (2) について

「容易に交換できる」とは、液化石油ガス販売事業者等の従業者により容易に交換できることをいい、一般消費者等が容易に交換できることまで要求するものではない。

12 (3) について

「防爆性能を有するステンレス製二重金網又は多孔質の焼結金属で覆われている」とは、爆発限界内の濃度の液化石油ガス中において、二重金網又は多孔質の焼結合金内の液化石油ガスを着火させたとき当該金網又は焼結合金内の液化石油ガスが着火しても試

験槽内の液化石油ガスが着火爆発しないことをいう。

12 (7) について

「使用上支障のある影響を受けない」とは、定格電圧で一定時間通電した後、定格電圧の90パーセントの電圧で10分間通電した後において、12 (10) に規定する技術上の基準に適合し、更に、一度定格電圧に戻した後、定格電圧の110パーセントの電圧で10分間通電した後において、12 (10) に規定する技術上の基準に適合することをいう。

12 (8) について

「使用上支障のある影響を受けない」とは、温度零下10度の状態で1時間通電した後及び温度40度の状態で1時間通電した後のいずれの場合においても12 (10) に規定する技術上の基準に適合することをいう。

12 (9) について

「使用上支障のある影響を受けない」とは、温度35度以上40度以下、相対湿度85パーセント以上の状態で1時間通電した後、12 (10) に規定する技術上の基準に適合することをいう。

12 (10) について

動作試験は、通常の使用状態で、1時間通電した後、イソブタンの濃度を毎秒0.001パーセントから0.005パーセントの割合で増加させ、作動したときのイソブタンの濃度を測定することにより行うものとする。

12 (13) について

(1) 「通常の使用状態における衝撃」に耐えるとは、コンクリートの床上に厚さ3センチメートルの杉板を置き、30センチメートルの高さから2回落下させたとき及び壁等に取り付けた状態で、質量50グラムの鋼球を1メートルの高さから落下して衝撃を加えたときのいずれの場合においても12 (10) に規定する技術上の基準に適合し、かつ、き裂等を生じないことをいう。

(2) 「輸送中に加えられる振動に耐える」とは、輸送のための梱包をした状態において、振動試験器により振動数600回毎分、全振幅5ミリメートルで上下、左右及び前後方向にそれぞれ20分間ずつ振動させた後において、12 (10) に規定する技術上の基準に適合することをいう。

12 (14) について

「使用上支障のある影響を受けない」とは、温度40度から50度までの間で、亜硫酸ガスの濃度を0.4ppmとして10日間通電した後、大気中で24時間以上通電した後において、12 (10) に規定する技術上の基準に適合することをいう。

12 (15) について

(1) 「種別」とは、ガス漏れ警報器又はガス漏れ警報器検知部の別をいう。

(2) 「型式」は、届出事業者が自社の製品の型式の区分を明確にするために定める略号で表示してもよい。

(3) 「製造年月」は、西暦によるものとし、製造年は下2桁でもよい。

(4) 「出力信号の種類」とは、監視時、警報時及び機能低下時のそれぞれの電圧等をいう。

(5) 「使用上の注意に関する事項」については、少なくとも次に掲げる事項を表示するものとし、説明内容は平易であって、かつ、できるだけ簡潔なものとする。

イ 設置に関する事項（接続すべき中継部及び分離警報部の型式を含む。）

ロ 分解しないことに関する事項

ハ 落下したり、衝撃を加えないことに関する事項

1.3 (2) について

「防食のための措置が講じられている」とは、塗装、メッキ等により腐食されないよう十分保護されていることをいう。

1.3 (3) について

「耐久性及び耐酸化性を有し、かつ、融着を起こしにくい材料」とは、例えば、P G S合金、白金、金、パラジウム、銀パラジウム合金、ロジウム又はそれらの拡散、はり、クラッド若しくはメッキしたものなどをいう。

1.3 (4) について

「著しい電流の低下を生じない」とは、試験後の電流の低下が試験前の電流の20パーセント以下であることをいう。

1.3 (8) について

「使用上支障が生ずるような影響を受けない」とは、該当する受信部と接続し、定格電圧の90パーセント（予備電源にあつては85パーセント）及び定格電圧の110パーセントのそれぞれの電圧で液化石油ガス漏れ信号及び異常表示信号を与えたとき、受信部がそれぞれ1.4 (1.2) 及び1.4 (1.5) に規定する技術上の基準に適合することをいう。

1.3 (1.2) について

(1) 「種別」とは、ガス漏れ警報器中継部をいう。

(2) 「型式」は、届出事業者が自社の製品の型式の区分を明確にするために定める略号で表示してもよい。

(3) 「製造年」は、西暦によるものとし、製造年は下2桁でもよい。

(4) 「使用上の注意に関する事項」については、少なくとも次に掲げる事項を表示するものとし、説明内容は平易であって、かつ、できるだけ簡潔なものとする。

イ 接続すべき検知部及び受信部の型式に関する事項

ロ 分解しないことに関する事項

ハ 落下したり、衝撃を加えないことに関する事項

(5) 「入力信号及び出力信号の種類」とは、監視時、警報時及び機能停止時のそれぞれの電圧等をいう。

1.4 (1) について

(1) 「音響を発する」とは、電圧を徐々に上げてゆき、定格電圧の90パーセント（予備電源にあつては、定格電圧の85パーセント）に達するまでの間に警報を発することをいう。

(2) 「70デシベル以上である」とは、日本工業規格C 1509-1 (2005) 電気音響-サウンドレベルメータ（騒音計）-第1部：仕様の規格に適合する騒音計を用い、日本工業規格Z 8731 (1999) 環境騒音の表示・測定方法の規格に適合す

る方法により測定したとき、1メートル離れた位置における音圧が70デシベル以上であることをいう。

(3) 「使用上支障が生じない」とは、定格電圧で8時間連続して鳴動させた後、口に規定する技術上の基準に適合することをいう。

1.4 (3) について

「著しい電流の低下を生じない」とは、1.3 (4) についてと同じとする。

1.4 (7) について

「使用上支障のある影響を受けない」とは、定格電圧の90パーセント（予備電源にあっては85パーセント）及び定格電圧の110パーセントのそれぞれの電圧で液化石油ガス漏れ信号及び異常表示信号を与えたとき、それぞれ1.4 (12) 及び1.4 (15) に規定する技術上の基準に適合することをいう。

1.4 (12) について

液化石油ガス漏れ表示灯の色は、火災報知設備と一体になっている場合等赤とすると他の表示灯と紛らわしい場合は、黄とするものとする。

1.4 (14) について

「2回線の液化石油ガス漏れ信号を同時に受信しても液化石油ガス漏れ表示が行える」とは、2個以上の液化石油ガス漏れ表示灯等により同時に液化石油ガス漏れの発生した区域の表示が行えるものをいう。

1.4 (15) について

「異常表示灯が作動する」とは、異常が発生した検知部等及び中継部を表示することをいう。

1.4 (17) について

「使用上支障のある影響を受けない」とは、温度零度の状態で1時間保った後及び温度40度の状態で1時間保った後のいずれの場合においても1.4 (12) 及び1.4 (15) に規定する技術上の基準に適合することをいう。

1.4 (18) について

(1) 「種別」とは、ガス漏れ警報器1級受信部をいう。

(2) 「型式」は、届出事業者が自社の製品の型式の区分を明確にするために定める略号で表示してもよい。

(3) 「製造年」は、西暦によるものとし、製造年は下2桁でもよい。

(4) 「使用上の注意に関する事項」については、少なくとも次に掲げる事項を表示するものとし、説明内容は平易であって、かつ、できるだけ簡潔なものとする。

イ 接続すべき検知部等、中継部及び分離警報部の型式に関する事項

ロ 監視のための操作・点検に関する事項

ハ 故障した場合の処置に関する事項

(5) 「入力信号及び出力信号の種類」とは、1.3 (12) についての(5)と同じとする。

1.6 (2) について

(1) 「検知部等から電気が供給されるもの」とは、出力端子付一体型の液化石油ガス用ガス漏れ警報器と連動して警報を発するものをいう。

(2) 「検知部等から電気が供給されないもの」とは、一体型以外の液化石油ガス用ガス漏れ警報器の警報部をいう。

16 (3) について

(1) 「種別」とは、検知部等から電気が供給されるものにあつてはガス漏れ警報器戸外ブザー（室外ブザー、外部警報部）とし、検知部等から電気が供給されないものにあつてはガス漏れ警報器警報部とする。

(2) 「型式」は、届出事業者が自社の製品の型式の区分を明確にするために定める略号で表示してもよい。

(3) 「製造年」は、西暦によるものとし、製造年は下2桁でもよい。

(4) 「使用上の注意に関する事項」については、少なくとも次に掲げる事項を表示するものとし、説明内容は平易であつて、かつ、できるだけ簡潔なものとする。

イ 接続すべき検知部等の型式

ロ 分解しないことに関する事項

ハ 落下したり、衝撃を加えないことに関する事項

[低圧ホース]

1 について

(1) 「耐熱性」を有するとは、ゴムホースを直線状態にして、温度120度の状態で48時間保持した後取り出し、日本工業規格K6347-1(2003)液化石油ガス用ゴムホース(LPGホース)―第1部：自動車、一般設備及び一般家庭用の7. 最小曲げ半径に規定する半径の1/2以下の半径に曲げたとき、き裂、ひび割れ等の異常のないことをいう。

(2) 「難燃性」を有するとは、炎口の内径が約10ミリメートルのブンゼンバーナーを用いて液化石油ガスを完全燃焼させ、その還元炎の先から10ミリメートル離れた位置に試料を5秒間置き、取り出してから5秒間以上炎を出して燃え続けられないことをいう。

(3) 「耐老化性」を有するとは、日本工業規格K6257(2010)加硫ゴム及び熱可塑性ゴム―熱老化特性の求め方の4. 3試験方法に定める促進老化試験A法(AA-2)により試験温度を69度以上71度以下、試験時間を96時間として試験を行ったとき、引張強さの低下率が25パーセント以下であることをいう。

(4) 「十分な引張強さ」を有するとは、日本工業規格K6251(2004)加硫ゴム及び熱可塑性ゴム―引張特性の求め方に定める規格に適合する方法により試験を行ったとき、引張強さ8メガパスカル以上、伸びが200パーセント以上であることをいう。

(5) 十分な「可とう性」を有するとは、日本工業規格K6347-1(2003)液化石油ガス用ゴムホース(LPGホース)―第1部：自動車、一般設備及び一般家庭用の7. 最小曲げ半径に規定する半径の1/2以下の半径を有する円筒の外周にホースを巻きつけたとき、ホースの外径の扁平率が10パーセント以下であることをいう。

(6) 「液化石油ガスに侵されない」とは、内層のゴムを次に掲げる試験液及び空気の中に24時間以上放置した後の体積変化率が試験前の体積のプラス10パーセント以下

及びマイナス3パーセント以内であり、液化石油ガス漏れのおそれのある変質、変形等のないことをいう。

イ プロパン50パーセント以上80パーセント以下、プロピレン10パーセント以上40パーセント以下及びブタジエン2パーセント以上の混合液であって、温度零下20度以下のもの

ロ プロパン50パーセント以上80パーセント以下、プロピレン10パーセント以上40パーセント以下及びブタジエン2パーセント以上の混合液であって、温度40度以上のもの

ハ 温度零下25度以下の空気

(7) 「耐候性」を有するとは、日本工業規格K6347-1(2003)液化石油ガス用ゴムホース(LPGホース)-第1部:自動車、一般設備及び一般家庭用の8.5外面層の静的オゾン劣化試験に定める規格に適合する方法によりオゾン濃度を45pphm以上55pphm以下、試験温度を38度以上42度以下、試験時間を96時間、伸びを20パーセントとして試験を行ったとき、使用上支障のあるき裂等が生じないものであることをいう。

(8) 「耐食性」を有するとは、日本工業規格K6258(2010)加硫ゴム及び熱可塑性ゴム-耐液性の求め方の5.浸せき試験に定める規格に適合する方法により、次の表の項目欄に応じた浸せき条件において、試験前の質量に対する質量変化率が質量変化率の欄に掲げる基準に適合し、かつ、使用上支障のある膨潤、軟化、収縮等がないものであることをいう。

| 項目 | 浸せき条件 | 質量変化率 |
|--------|------------------------------|-------|
| 耐食酢性 | 4%酢酸水溶液 15±5℃ 24時間 | 12%以下 |
| 耐食用油性 | 大豆油(100%) // | 5%以下 |
| 耐しょう油性 | しょう油(100%) // | 5%以下 |
| 耐石けん液性 | 2%ラウリル酸ナトリウム水溶液 // | 8%以下 |
| 耐中性洗剤性 | 2%n-ラウリルベンゼンスルホン酸ナトリウム水溶液 // | 5%以下 |
| 耐漂白剤性 | 10%次亜塩素酸ナトリウム水溶液 // | 5%以下 |

2について

「継手金具」に用いる材料は、日本工業規格Z2371(2000)塩水噴霧試験方法の3.装置に定める規格に適合する装置を用い、9.噴霧室の条件に定める規格に適合する塩水噴霧試験室において、7.2.1中性塩水噴霧試験に定める規格に適合する試験用塩溶液を24時間以上噴霧した後、16.判定方法a)面積法に定める規格に適合する方法により判定を行ったとき、腐食がないか又はレイティングナンバー9.8の腐食面積率である耐食性のある金属又は表面に耐食処理を施した金属であること。

4について

「液化石油ガスに侵されない」とは、1について(6)と同じとする。

5について

(1) 「耐圧性能」を有するとは、0.8メガパスカル以上の圧力を1分間以上加えたとき、漏れ又は使用上支障のある変形のないことをいう。

(2) 「気密性能」を有するとは、0.3メガパスカル以上の圧力を1分間以上加えたとき、液化石油ガス漏れの無いことをいう。

(3) 「十分な引張強さ」を有するとは、1キロニュートン以上の引張力を5分間以上加えたとき、使用上支障のある欠陥を生じないことをいう。

6について

「衝撃に耐える」とは、継手金具の一端を固定し、他端に質量1.5キログラム以上の鉄球を1メートル以上の高さから落下させて衝撃を加えたとき、使用上支障のある欠陥を生じないことをいう。

7について

「使用上支障のないもの」とは、ゴムホースを直線状態にして、温度零下25度の状態で1時間以上冷却した後、日本工業規格K6347-1(2003)液化石油ガス用ゴムホース(LPGホース)-第1部:自動車、一般設備及び一般家庭用の7.最小曲げ半径に規定する半径に曲げたとき、き裂、ひび割れ等の異常のないことをいう。

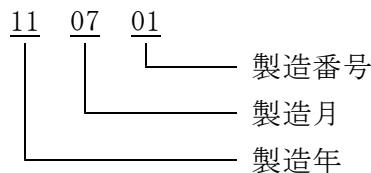
8について

(1) 「継手金具又は低圧ホースの見やすい箇所」とは、継手金具及び低圧ホースの表面のほか、これらに堅固に取り付けられ、容易に取り外すことができないものの表面を含む。

(2) 「製造年月」は、西暦により、例えば2011年7月に製造されたものであれば1107と表示するものとする。

(3) 「製造番号」は、個々の製品を区別するための一連番号であることを原則とする。ただし、各製品の製造状況等を明らかにできるような管理がなされている場合には、ロット番号としてもよい。

(4) 表示事項の表示は、次の例によることができる。



イ
└────────── 経済産業大臣に届け出た届出事業者の登録商標又は経済産業大臣の承認を受けた届出事業者の略称

(5) 「液化石油ガス用である旨」の表示は、ホースの外面に「LPG用低圧ホース」と、ホースの色と明確に区別することができる色の文字で容易に消えないように印刷されていることとする。

[対震遮断器]

4について

「膨潤」のないものとは、体積変化率がゴム製にあつては8パーセント以下、合成樹脂製にあつては1.5パーセント以下のものをいう。

8について

「雨水」が侵入する恐れがないとは、日本工業規格C0920(2003)電気機械

器具の外郭による保護等級（IPコード）の6．第二特性数字で表される水の浸入に対する保護等級の第二特性数字が3の保護等級に規定する方法により散水した後、内部に水が浸入しないことをいう。

12について

「危険なガス漏れがないこと」とは、漏れるガスの量が0.55リットル毎時以下であることをいう。

18について

(1) 「製造年月」は、西暦により、例えば2011年7月に製造されたものであれば1107と表示するものとする。

なお、ガスメーターの内部でガス通路を閉ざす構造のものにあつては、計量法（平成4年法律第51号）第72条第2項に基づく検定証印に表示される検定満了の年月をもって代えることができるものとする。

(2) 「製造番号」は、個々の製品を区別するための一連番号であることを原則とする。ただし、各製品の製造状況等を明らかにできるような管理がなされている場合には、ロット番号としてもよい。